

令和元年度第2回（第27回）東京都北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和元年10月1日（火）

午後6時30分～午後8時30分終了予定

会場：北とぴあ 14階スカイホール

○開会

○議題

1 子ども・子育て施策に係る報告事項

（1）保育施設の開設予定等について

（2）幼児教育・保育無償化に伴う給食費等の取扱いについて

（3）学校給食費保護者負担軽減策について

（4）ベビーシッター利用助成の開始について

2 「北区子ども・子育て支援計画2020」【素案】について

3 その他

○閉会

【配布資料】 委員名簿、事務局名簿、座席表

議題1(1)	資料1	保育施設の開設予定等について
議題1(2)	資料2	幼児教育・保育無償化に伴う給食費等の取扱いについて
議題1(3)	資料3	学校給食費保護者負担軽減策について
議題1(4)	資料4	ベビーシッター利用助成の開始について
議題2	資料5	北区子ども・子育て支援計画2020【素案】10/1版
議題2	資料5-2	北区子ども・子育て支援計画2020素案 追加資料

【次回会議】

11月12日（火） 第28回北区子ども・子育て会議

18：30から北とぴあ 14階スカイホール

2月（時期未定） 第29回北区子ども・子育て会議

第4期 北区子ども・子育て会議委員一覧

令和元年8月1日現在

構成	氏名	所属	備考
学識経験者	イワサキ ミチコ 岩崎 美智子	東京家政大学教授	
	カミナガ ミツコ 神長 美津子	國學院大學教授	
	イトウ ヒデキ 伊藤 秀樹	東京学芸大学講師	
	オダガワ ハナコ 小田川 華子	首都大学東京客員教授	
区内団体推薦	アカツマ スミエ 我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	
	アダチ ケンイチロウ 足立 賢一郎	北区民生委員児童委員協議会	
	カワムネ ホマレ 川染 誉	北区立中学校PTA連合会	
	サタ ヨシテル 佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会	
	シカダ マサヒロ 鹿田 昌宏	北区医師会	
	ススキ マサオ 鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	
	タナベ シゲル 田邊 茂	北区私立幼稚園協会	
	ハヤシ ケンタロウ 林 賢太郎	連合東京北地域協議会	
	モリ ケンタロウ 森 健太郎	北区立小学校PTA連合会	
区職員・ 関係行政機関	オクムラ ヒロシ 奥村 宏	北区立中学校長会	
	カイツカ カスシ 貝塚 一石	北区立小学校長会	
	コウソカベ 香宗我部 まゆみ	北区立保育園長会	
	サカウチ ヤエコ 坂内 八重子	北区立児童館長会	
	ハットリ ショウコ 服部 晶子	北区立幼稚園長会	
	ヨコモリ サチコ 横森 幸子	東京都北児童相談所	
区 民	コバヤシ コウイチロウ 小林 宏一郎	公募委員	
	シンボ トモエ 新保 友恵	公募委員	
	ホリノウチ ノリコ 堀ノ内 紀子	公募委員	

※五十音順、敬称略

人数 22名

※区職員は任命状

令和元年度北区子ども・子育て会議事務局

役 職	元年度	備考
子ども未来部長	ハヤカワ マサコ 早川 雅子	
教育振興部長	オノムラ ヒロユキ 小野村 弘幸	
健康福祉部長	ミネザキ ユウジ 峯崎 優二	
多様性社会推進課長	チノネ カオル 茅根 薫	
健康推進課長	ウチヤマ ヨシアキ 内山 義明	
教育政策課長	マツムラ セイジ 松村 誠司	
学校支援課長	センダ タクミ 千田 琢己	
教育指導課長	ヤマザキ タカシ 山崎 隆	
子ども未来課長	センバ タキオ 銭場 多喜夫	
子ども環境応援担当課長	ソメヤ ユウジ 染矢 悠司	
子どもわくわく課長	ウジエ アキラ 氏江 章	
保育課長	タカギ トシゲ 高木 俊茂	
子ども家庭支援センター所長	キヨタ ハツエ 清田 初枝	
子ども未来部副参事 (児童相談所開設準備担当)	クリユウ タカカズ 栗生 隆一	

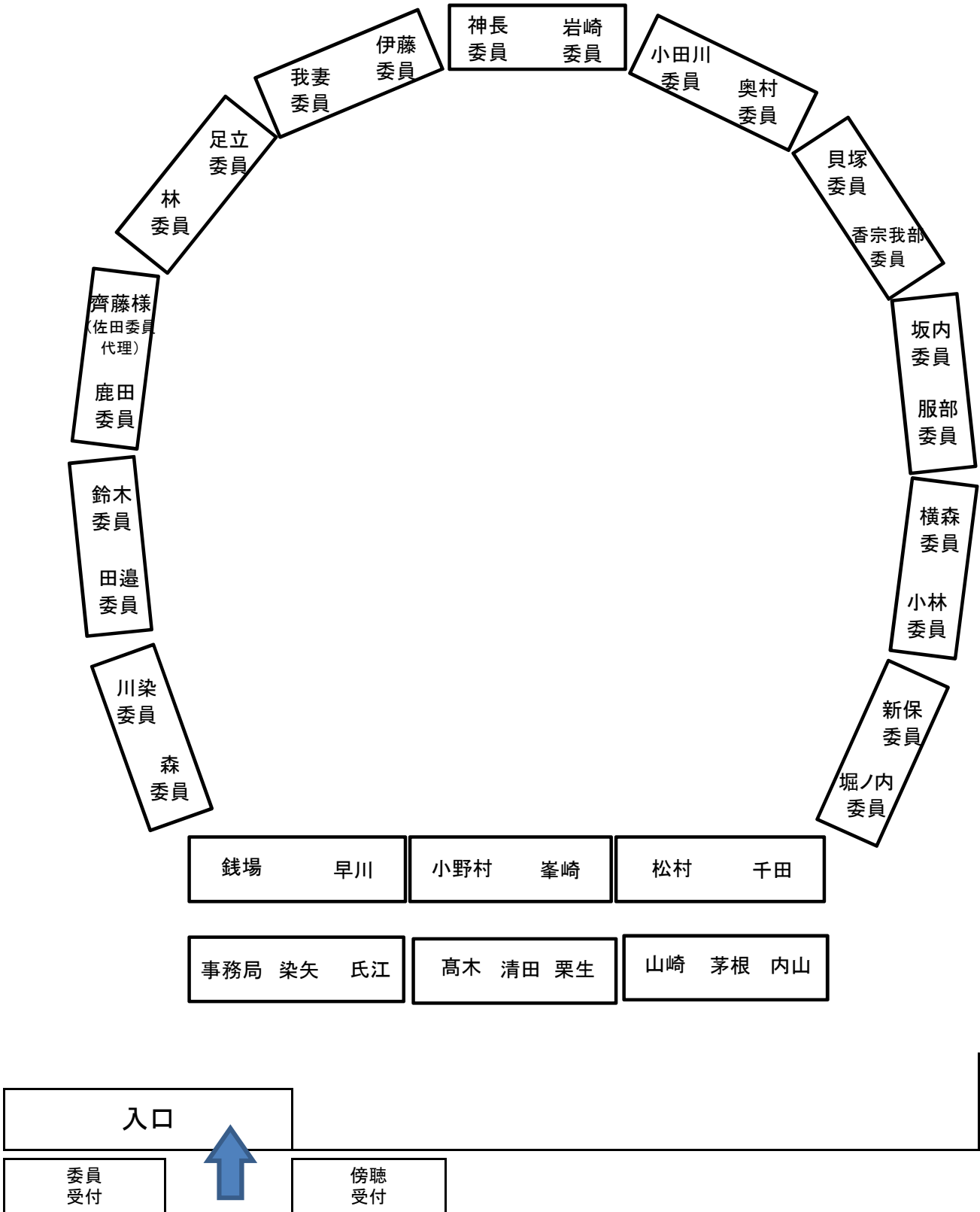
敬称略

14名

第27回子ども・子育て会議 座席表

令和元年10月1日(火)

会場: 北とぴあ 14階 スカイホール



子ども・子育て会議資料
 令和元年10月1日
 教育委員会事務局
 子ども未来部子ども環境応援担当課
 子ども未来部保育課

保育施設の開設予定等について

1 要 旨

令和元年7月31日開催の子ども・子育て会議では、待機児童数の多い滝野川地域（田端駅～上中里駅周辺）及び赤羽東地区について私立認可保育所の新規募集を行うことを報告した。

この度、赤羽東地区において、令和2年4月開設の運びとなった私立認可保育所等について報告する。

合わせて、令和2年度の待機児童解消に向けた定員拡大の内訳等について報告する。

2 令和2年4月開設及び定員変更予定施設

（1）（仮称）にしいろ保育園志茂

令和3年4月期開設を予定している（仮称）にしいろ保育園志茂の運営事業者ライクアカデミー株式会社より、開設前までの期間、遊休施設予定である区立志茂保育園を活用した公私連携型保育所の開設提案があった。この提案は、待機児童解消に寄与するため、現在募集している赤羽東地区の新規提案、及び新園舎完成までの暫定として開設を認める。なお、令和3年4月期に新園舎に移転する。

①遊休施設を活用した公私連携型保育所（以下、「公私連携型保育所」という。）

設置主体：ライクアカデミー 株式会社

品川区西五反田1-1-8

代表者 佐々木 雄一

場 所：志茂3-41-5

開設時期：令和2年4月

定 員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	10	12	15	5	5	47

延長保育：2時間を予定

②旧赤羽中学校施設跡地を活用した私立認可保育所（以下、「旧赤羽中認可保育所」という。）

設置主体：①と同様

場 所：志茂1-19（以下未定）

開設時期：令和3年4月（予定）

定 員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
9	15	15	15	15	15	84

延長保育：2時間を予定

病児保育：定員5名（事業の開始時期は検討中）

案 内 図：



③経過及び今後の予定

令和元年 7月 旧赤羽中認可保育所の基本協定締結

12月 旧赤羽中認可保育所の定期借地権設定契約締結

令和2年 1月 公私連携型保育所の協定書及び賃貸借契約の締結

4月 公私連携型保育所の開設

令和3年 3月 公私連携型保育所の閉所

令和3年 4月 旧赤羽中認可保育所の開設

(2)「(仮称) さくらキッズ分園」

現在、認証保育所として運営している「さくらキッズ」を、認可保育所さくら保育園の分園に移行する。なお、移行後の令和2年4月から、施設名称をさくらキッズに変更する。

設置主体：学校法人 隆志学園
 北区東田端2-7-10
 代表者 多家 雅子
 場 所：東田端2-8-12
 定 員：

	0歳	1歳	2歳	合計
認証保育所定員【令和元年8月現在】	3	5	15	23
在籍児童数【令和元年8月現在】	3	5	14	22
認可保育所分園定員【令和2年4月以降】	4			4

延長保育：1時間を予定

案内図：



(3) 「ういず滝野川保育園」

0歳から2歳までの施設として運営している認可保育所「ういず滝野川保育園」より、現在の定員の空き状況及び周辺保育園の状況等を踏まえ、1歳から5歳までの認可保育所に変更したいとの申し出があり、以下のとおり、定員を変更する。

場 所：滝野川6-9-4

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成31年4月定員	6	15	18				39
在籍児童数【令和元年8月現在】	4	13	9				26
令和2年4月定員		9	10	13			32
令和3年4月定員		9	10	13	13		45
令和4年4月定員		9	10	13	13	13	58

案内図：



3 令和2年度に向けた定員拡大の内訳等

平成31年4月 受け入れ可能数 ※1 9,060名
 令和2年4月 受け入れ可能数(予定) 9,372名(312名増)

(1) 新規開設

	園名 ※2	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
私立	キッズガーデン北区滝野川 (滝野川6-30-2)	9	10	12	15	15	15	76
	MIWAたばた (田端5-11-8)	6	15	16	16	16	16	85
	ココファン・ナーサリー田端 (田端1丁目)	6	10	10	11	11	11	59
	王子神谷雲母 (王子5丁目)	3	9	12	12	12	12	60
	にじいろ保育園志茂 ※3 (志茂3-41-5)		10	12	15	5	5	47
	さくらキッズ(分園) ※4 (東田端2-8-12)	1	▲5	▲15				▲19
	計	25	49	47	69	59	59	308

- ※1 入所調整施設に加え、区が補助を行っている施設（認証保育所、家庭福祉員等）の受け入れ数を含む
- ※2 新規開設園の名称は仮称
- ※3 遊休施設となる志茂保育園跡地に公私連携型保育所として開設
- ※4 （仮称）さくらキッズ（分園）は、認証保育所（定員23名）から、認可保育所（分園）（定員4名）へ移行する。

（2）定員変更（平成31年4月における受け入れ数との比較）

	園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	堀船南				2	▲2	▲2	▲2
	志茂※1		2	1	1	1	1	6
	浮間東	▲3						▲3
	滝野川北保育園※2					▲2		▲2
	滝野川北保育園つぼみ分園※2					12		12
私立	ういず滝野川	▲6	▲6	▲8	13			▲7
	計	▲9	▲4	▲7	16	9	▲1	4

※1 志茂保育園は、旧志茂東ふれあい館跡地に場所を変更し、指定管理となる。

※2 滝野川北保育園つぼみ分園の4歳児進級枠を確保するとともに、令和3年4月期の定員に合わせるため滝野川北保育園の4歳児定員を減とする。

（3）今後の予定

令和元年

10月20日 北区ニュース及び北区ホームページで、各園の空き状況を公開

12月10日 令和2年4月期第一次利用調整に係る申請締め切り

令和2年

2月14日 一次内定者発表

子ども・子育て会議資料
令和元年10月1日
教育委員会事務局
子ども未来部子ども環境応援担当課
子ども未来部保育課
教育振興部学校支援課

幼児教育・保育無償化に伴う給食費等の取扱いについて

1 要 旨

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、3～5歳児の保育園の給食費等の取扱いについては無償とする。また、幼稚園については、各園において給食の実施回数等が異なることから実費負担を継続する一方で、給食費とは別に、利用者に対する補助を充実する。

2 3～5歳児における給食費の取扱い

対象施設	令和元年10月以降
公私立保育園 認定こども園（2号認定子ども）	無償（保護者からは費用を徴収しない）
私立幼稚園 認定こども園（1号認定子ども）	実費徴収を行う ※1

※1 3の（3）を参照

3 私立幼稚園等利用世帯に対する補助の拡大

（1）入園祝金の増額（令和2年4月から）

現在、4万円を上限としているところ、令和2年4月の新規入園者より8万円へ金額を変更する。

（2）従来型幼稚園の保育料等の負担軽減について

従来型幼稚園利用者に対しては、国制度25,700円及び東京都制度1,800円の計27,500円（月額）を上限に負担軽減を図る。また、低所得者世帯及び多子世帯等に対しては東京都制度並びに区制度において上乘せ補助を行うとともに、下表の太枠内の対象世帯は、園の規則で定めた毎年徴収する冷暖房費、実費教材費等を補助対象に加える。

従来型幼稚園の保育料等の負担軽減（国・都・区合算）（単位：円）

階層区分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	39,866	39,866	39,866
市町村民税非課税世帯 （年収約270万円未満相当）	36,866	39,866	39,866
ひとり親世帯等	39,866	39,866	39,866
市町村民税所得割課税額77,100円以下 （年収約360万円未満相当）	28,100	34,783	39,866
ひとり親世帯等	36,866	39,866	39,866
市町村民税所得割課税額211,200円以下 （年収約680万円未満相当）	27,500 (16,683)	29,016	39,266
市町村民税所得割課税額256,300円以下	27,500 (10,400)	27,500 (25,833)	38,666
市町村民税所得割課税額256,301円以上	27,500 (8,000)	27,500 (20,833)	33,666

（注）下の括弧内の金額は現行の補助額。

（3）給食費の上乗せ補助について

年収360万円未満及び多子世帯（対象となる子どもが3名以上いる世帯）の給食費は、国制度の4,500円に加えて、3,000円の区の上乗せ補助を行う。（月額最大7,500円）

（4）多子世帯のカウント方法の変更

国制度の小学校3年生前までの子どもの人数ではなく、年齢にかかわらず子どもの人数に変更する。

4 保育園における東京都の補助制度を活用した多子世帯負担軽減策

0～2歳児を対象に、多子世帯のカウント方法は、国による小学校就学前までの子どもの人数ではなく、年齢にかかわらず子どもの人数に変更する。また、当制度を活用する為、保育料金額については、全ての階層において、第二子の金額を第一子の金額の半額とするよう改定を行う。

5 認証保育所利用世帯に対する補助の拡充

認証保育所については、国及び東京都の補助制度を活用し、下表の金額を上限として補助を拡充する。

	現行	令和元年10月以降
3～5歳児	(補助はない)	月額57,000円の補助
0～2歳児	月額55,000円の補助	月額67,000円の補助

6 スケジュール

- 令和元年 9月 関係する条例・規則・要綱の改正等
10月 幼児教育・保育の無償化の実施
令和2年 4月 私立幼稚園等入園祝金の充実

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や、市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)**も同様に**無償化の対象**とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

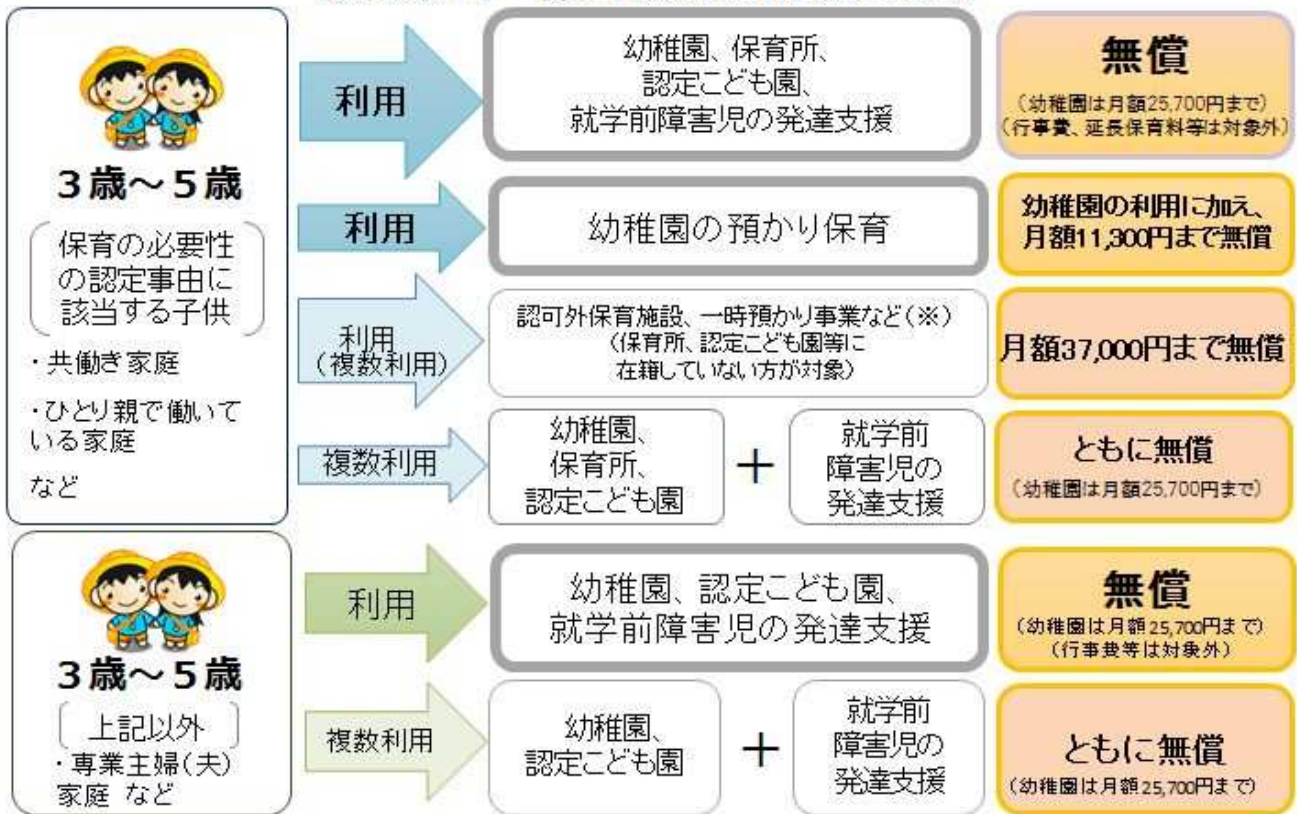
(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないことがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めることとなっております。

幼児教育・保育の無償化の主な例



住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)。

- 無償化の対象となる認可外保育施設については、都道府県等に届出を行っていて、国が定める基準を満たすことが要件となります。ただし、基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間内は無償化の対象となります。
 - 例に記載はありませんが、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象となります。詳しくは各施設へお問い合わせください。
- (※)一時預かり事業などは、緊急保育、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業を含みます。

学校給食費保護者負担軽減策について

1 要 旨

区長5期目の選挙公約と所信表明における「小中学校給食費等の保護者負担軽減」を早期に実施し、「子育てするなら北区が一番」の実現をより確かなものにして、区の子育て施策をさらに充実させるため、学校給食費の保護者負担軽減策を実施する。

2 内 容

(1) 対象

区内に住所を有し、区立小中学校に通う第2子以降の子どもとする。

(2) 負担軽減額

第2子は、給食費の半額を補助し、第3子以降は、給食費の全額を補助する。

(3) 影響額の試算

第2子 約 4,500 人 約 115 百万円

第3子以降 約 1,300 人 約 70 百万円

合計 185 百万円

※住民基本台帳より該当と思われる対象者を抽出し、区立小中学校への就学率及び就学援助の認定率から算出

(4) 実施方法

保護者が支払った対象者分の給食費について、(2)の負担軽減額を保護者の口座に振り込む。

(5) システム開発

対象者の抽出や確認、振込口座の管理などのため、システムの開発を行う。システム開発の期間が開発着手から8か月程度かかる見込みのため、債務負担行為として、9月補正予算に1,000万円計上する。

(6) 実施時期

システム開発の期間を考慮し、令和2年10月分の給食費から対象とする。

3 今後の予定

令和元年10月 3日 校舎長会説明

10月以降 システム開発

令和2年10月 制度開始

《参考》他自治体の状況

(1) 全国の状況

全国で学校給食費の完全無償化は4.4%、一部無償化は24.4%。

一部無償化のうち、第2子以降が7自治体、第3子以降が91自治体、第4子以降が6自治体。

(2) 23区の状況

品川区は、小・中学生が3人以上おり区民税の所得割が基準以下の世帯が対象。3人目以降の区立小・中学生の分を無償化。

葛飾区は、中学生以下の子どもが3人以上おり区立の小・中学生が1人以上いる世帯が対象。3人目以降の区立小・中学生の分を無償化。

世田谷区は、年収760万円以下の世帯の給食費を無償化。

ベビーシッター利用助成の開始について

1 要 旨

平成31年4月期の待機児童数は対前年度比で大幅に増加したことから、緊急に対応可能な方策として、東京都の補助を活用したベビーシッター利用助成を令和元年10月より開始する。

2 利用要件等

(1) 利用対象者

保育園待機児童の保護者若しくは育児休業を1年間取得した後仕事に復職する保護者の児童で、年齢は2歳児まで。

(2) 利用可能時間

1日11時間以内で1月220時間（1月あたり20日の想定）が上限

(3) ベビーシッターの要件

東京都が指定する研修を修了したベビーシッターで、1時間当たりの利用料金が2,200円以下。

3 補助の概要及び手順

(1) 補助の概要

利用者の1時間当たりの負担が250円となるよう利用料金の残りの金額を公費負担する。区の負担は公費分の1/8であるが、育児休業1年取得後の仕事復帰者については、東京都の負担が公費分の10/10となる。

(2) 利用及び補助の手順

- ① 利用者は、区に対し、本事業の対象者であることの確認書の交付申請を行う。
- ② 区は、申請内容を確認し、要件を満たすと認める時は確認書を交付する。
- ③ 利用者は、ホームページ等で東京都が認定したベビーシッター事業者を探し、個別に契約を結ぶ。
- ④ 利用者は、区に対し、初回利用予定日の10開庁日前までに、本事業の専用システムを利用するためのアカウント発行を申請する。

- ⑤ 利用者は、利用の都度、専用システムにおいて助成券を発行し、画面上に表示された助成券コードをベビーシッターに伝えるとともに、利用者負担相当額（250円／時間）を支払う。
- ⑥ ベビーシッター事業者は、東京都に助成券の利用実績を報告し、公費負担相当額を受け取る。
- ⑦ 東京都は、利用実績をとりまとめ、翌会計年度に区負担相当額を請求する。

4 スケジュール

令和元年 9月20日 北区ニュース・北区ホームページによる周知
10月 1日 制度開始

（参考）東京23区における他自治体の実施状況（平成31年4月現在）
8区で実施

北区子ども・子育て支援計画2020

【素案】10/1 版

令和2年(年)〇月

北区

区長挨拶

〇〇

令和2年(年) 月

東京都北区長 花川與惣太

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	6
3 計画の期間.....	7
4 計画の策定方法.....	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	9
1 子ども・子育てを取り巻く現状.....	11
2 教育・保育施設の利用状況.....	20
3 子ども・子育て支援計画 2015 の実績.....	25
4 北区子ども・子育て支援計画にかかるニーズ調査の結果.....	31
5 子ども・子育てを取り巻く課題.....	54
第3章 計画の基本的な考え方	61
1 基本理念.....	63
2 基本的な視点と基本方針.....	64
3 北区子ども・子育て支援計画2020の体系.....	65
第4章 次世代育成支援行動計画	67
1 次世代育成支援行動計画の考え方.....	69
2 施策目標.....	70
3 次世代育成支援行動計画の体系.....	72
4 個別目標別主な取り組み.....	73
施策目標1 家庭の育てる力を支援.....	73
施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり.....	79
施策目標3 未来を担う人づくり.....	85
施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援.....	93
施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり.....	99
第5章 子ども・子育て支援事業計画	103
1 子ども・子育て支援事業計画の考え方.....	105
2 区域設定.....	105
3 人口推計.....	106
4 子ども・子育て支援事業計画の体系.....	107
5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	108
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	112

第6章 計画の推進に向けて	1 2 9
1 計画の推進状況の把握.....	1 3 1
2 国・都・地域・関係団体・関係機関との連携と協働.....	1 3 2
主な取り組み事業一覧	1 3 5
資料編	
1 東京都北区子ども・子育て会議条例(抄).....	
2 東京都北区子ども・子育て会議及び専門部会 委員名簿.....	
3 子ども・子育て会議及び専門部会の開催経過.....	
4 児童憲章.....	
5 児童の権利に関する条約(抜粋).....	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 国の動向

わが国では、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いており、少子高齢化が急速に進んでいます。平成28年には全国の出生数が100万人を切り、その後も減少の一途を辿っています。

国では、少子高齢化に真っ向から挑むこととし、「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」が、平成28年6月に閣議決定されました。同プランでは、「希望出生率1.8」の実現に向けた若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、平成28年度からの10年間のロードマップを示しています。平成29年6月には、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、「子育て安心プラン」を公表し、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

そして、平成29年12月には、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、社会保障制度を全世代型へと改革することとしました。就学児については、平成30年9月に、放課後児童対策の取組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、平成31年度から実施が進められています。

児童虐待対策については、近年、児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所への相談件数は増え続け、大きな社会問題となっていることから、平成28年3月に、「児童福祉法」の一部が改正され、児童が権利の主体であること、最善の利益が優先して考慮されること等が明文化されました。児童虐待については、発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制強化などを講じることとされています。

子どもの貧困対策については、様々な問題が浮き彫りとなり、早急な対応が求められていることから、平成26年1月に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策に関する法律」が施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。さらに、令和元年6月には、「子どもの貧困対策に関する法律」が改正され、「子どもの将来だけでなく、現在に向けた対策であること」、「子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先され、健やかに育成されること」等の明記が求められ、区市町村では貧困対策計画策定の努力義務が課せられています。

(2) 東京都の動向

東京都では、平成 26 年 12 月には、今度の都政運営の新たな指針として、おおむね 10 年を計画期間とする「東京都長期ビジョン」を取りまとめ、「世界一の都市・東京」を目指し、少子高齢・人口減少社会への対応をはじめとする課題を解決し、将来にわたる持続的発展が可能な都市モデルを構築することなどを目標に掲げています。

子ども・子育て支援については、これまでの都の取組みの成果を踏まえ、平成 27 年 3 月には、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援計画と、次世代法に基づく都道府県行動計画を併せた計画として、「東京都子供・子育て支援総合計画」を策定しました。計画では、「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり」、「乳幼児期における教育・保育の充実」、「子供の成長段階に応じた支援の充実」、「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」、「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」の 5 つを目標としています。また、平成 30 年 3 月には、計画の中間見直しを行い、子どもの貧困対策法に基づく都道府県子どもの貧困対策計画を計画に追加しています。

教育分野では、平成 27 年 11 月に、「総合教育会議」における協議を経て「東京都教育施策大綱 ～『世界一の都市・東京』で活躍する子供たちのために～」を策定し、東京都長期ビジョンで掲げる 10 年後の東京で活躍する子供たち、その先の 2040 年代の社会を支える子供たちを育成するため、特に重要で優先的に取り組むべき重点事項を示し、平成 29 年 1 月には「東京都教育施策大綱 ～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」を策定しました。

さらに、平成 31 年度からの 5 年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」として、「東京都教育ビジョン（第 4 次）」を策定しています。

児童虐待対策については、都の児童相談所における虐待相談の対応件数が増加を続けており、平成 29 年度の対応件数は 13,707 件で過去最多となっていること、虐待により幼い命が奪われる痛ましい事件も発生していることから、児童虐待の防止に向けた取組みが急務となっています。都では全庁横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、全庁一丸となって平成 30 年度から児童相談体制の強化に向けた取組みを進めています。

子供・若者への支援については、子供・若者を取り巻く環境がめまぐるしく変化しており、様々な困難や新たな課題に対応できずにいる子供・若者が増え、若年無業者やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子供・若者に関わる諸問題が深刻化していることから、平成 27 年 8 月に「全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」、「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」、「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」を基本方針とした「東京都子供・若者計画」を策定しています。

(3) 北区の動向

北区では、平成11年6月に、21世紀の北区のめざすべき将来像を提示し、区政運営の基本となる考え方をまとめた、「北区基本構想」を策定しました。

平成27年3月に、「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」を最重要課題と位置づけた「北区基本計画2015」を策定し、3つの優先課題を中心とした取り組みの充実を図ってきました。そして令和元年度に「北区基本計画2015」を改定し、具体的な事業計画を検討のうえ、新たな「北区基本計画2020」及び中期計画を策定しています。

また、平成27年3月には、子どもたちの健やかな成長や、子育てに伴う悩みや不安を少しでも取り除くことを目指した「北区次世代育成支援行動計画」と、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要計画である「子ども・子育て支援事業計画」を包含した「北区子ども・子育て支援計画2015」を策定しました。また、平成30年3月には、人口や保育ニーズの増加、上位計画である「北区中期計画」の改定等を踏まえ、計画の中間見直しを行っています。

教育分野においては、「教育先進都市・北区」にふさわしい生涯学習社会の創造を目指し、教育環境のあり方の見直しや地域のきずなづくりなど、教育を取り巻く環境のさらなる変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくため、実施計画となる「北区教育ビジョン2015」を平成27年3月に策定しました。

「子育てするなら北区が一番」「教育先進都市北区」をより確かなものにするために、「子育て」と「教育」の両部門がさらに連携を強化し、放課後子ども総合プランをはじめとする子ども、親、家庭、地域、学校への施策を、効果的・効率的に展開できる組織とするため、平成28年4月に「子ども家庭部」を「子ども未来部」として教育委員会へ移行し、教育委員会を「教育振興部」と「子ども未来部」の二部制としました。

子どもの貧困対策については、国の「子どもの貧困対策に推進に関する法律」の施行や、「子供の貧困対策に関する大綱」の策定をうけて、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するために、「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」を平成29年3月に策定しています。

北区の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた「北区教育大綱」の改定に伴い、教育・学術及び文化振興だけでなく、子育て分野を含めた指針となる「北区教育・子ども大綱」を令和元年11月に策定します。

(4) 計画策定の目的

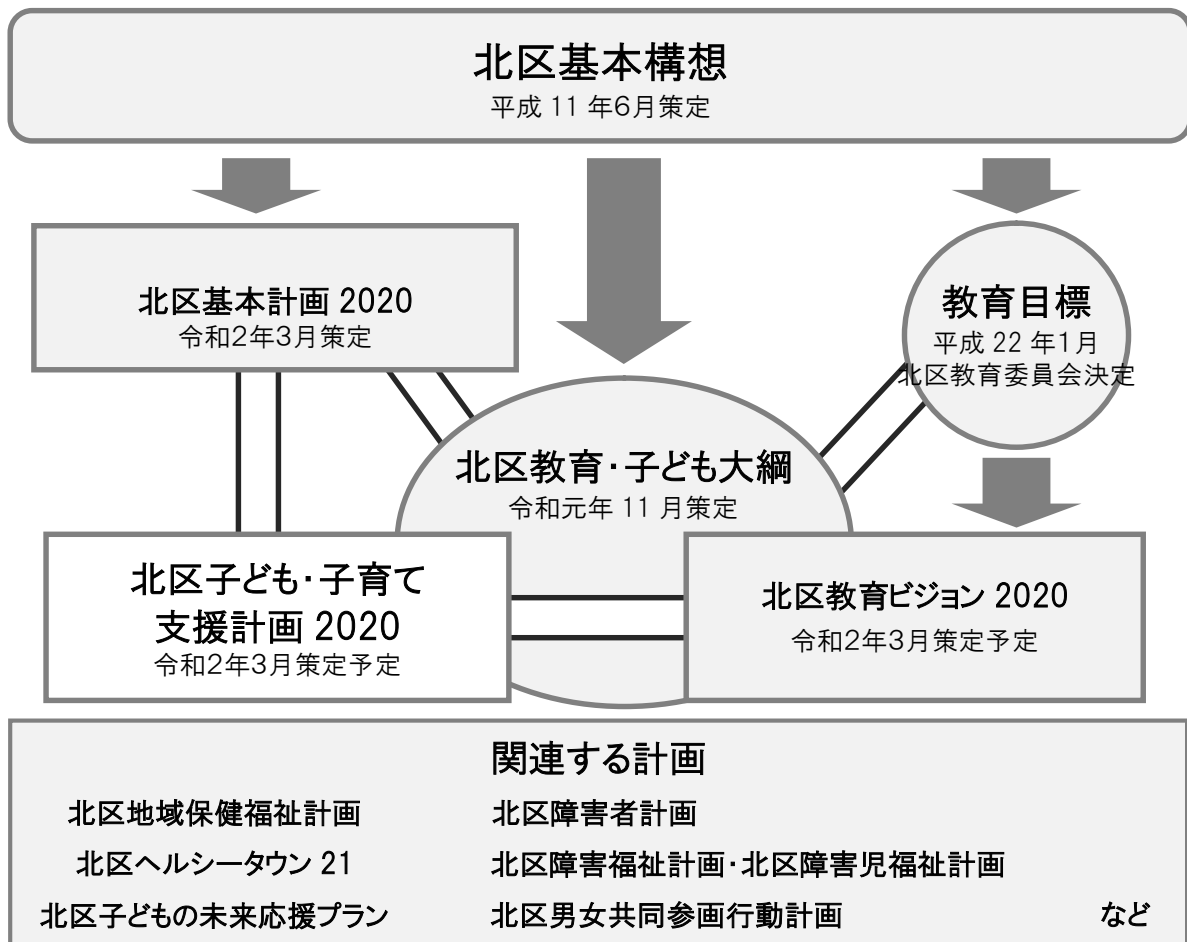
こうした経緯を踏まえ、「北区子ども・子育て支援計画2015」から引き続き、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするために、「北区子ども・子育て支援計画2020」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2

計画の位置づけ

- 本計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための「北区の取り組み」です。
- 本計画は、北区の子育て施策の総合的な計画として策定するものであり、国の「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」と、「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援事業計画」を2つの柱として構成します。
- 本計画は、区政の基本的方針である「北区基本構想」ならびに令和元年11月策定の「北区・教育子ども大綱」を踏まえ、本計画と同時の令和元年3月に策定予定の「北区基本計画 2020」などの上位計画や「北区教育ビジョン 2020」、また、「地域保健福祉計画」や「子どもの未来応援プラン」など、他の関連計画などとの整合を図るものとし、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

図表 北区子ども・子育て支援計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年を計画期間とします。

「子ども・子育て支援事業計画」においては、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。その際に「次世代育成支援行動計画」についても、必要に応じて修正を図るものとします。

4 計画の策定方法

(1) 区民ニーズ調査の実施

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生の生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、①就学前の子ども（0～5歳）の保護者、②小学1年生から6年生までの子ども（6～11歳）の保護者、③世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下の子どもの保護者、④12～18歳の区民、⑤25～44歳の区民、⑥妊産婦を対象として、「北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を平成30年度に実施しました。

(2) 「北区子ども・子育て会議」での審議

本計画は、子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて展開するため、公募による区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方等、計21名（令和元年8月から22名）で構成する「北区子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。また、審議内容をより深めるため、「次世代育成支援行動計画部会」と「支援事業計画部会」の2つの部会を設置しました。

「北区子ども・子育て会議」は平成30年7月に第1回を開催し、令和2年2月までに計●回開催しました。また、「次世代育成支援行動計画部会」を●回、「支援事業計画部会」を●回開催し、毎回、活発な議論が交わされる中で、各委員から、それぞれの立場・経験に基づいた多角的な意見をいただきました。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、計画素案を区ホームページに掲載し、令和元年●月●日から●月●日までパブリックコメントを実施し、区民のみならずから意見をいただきます。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 子ども・子育てを取り巻く現状

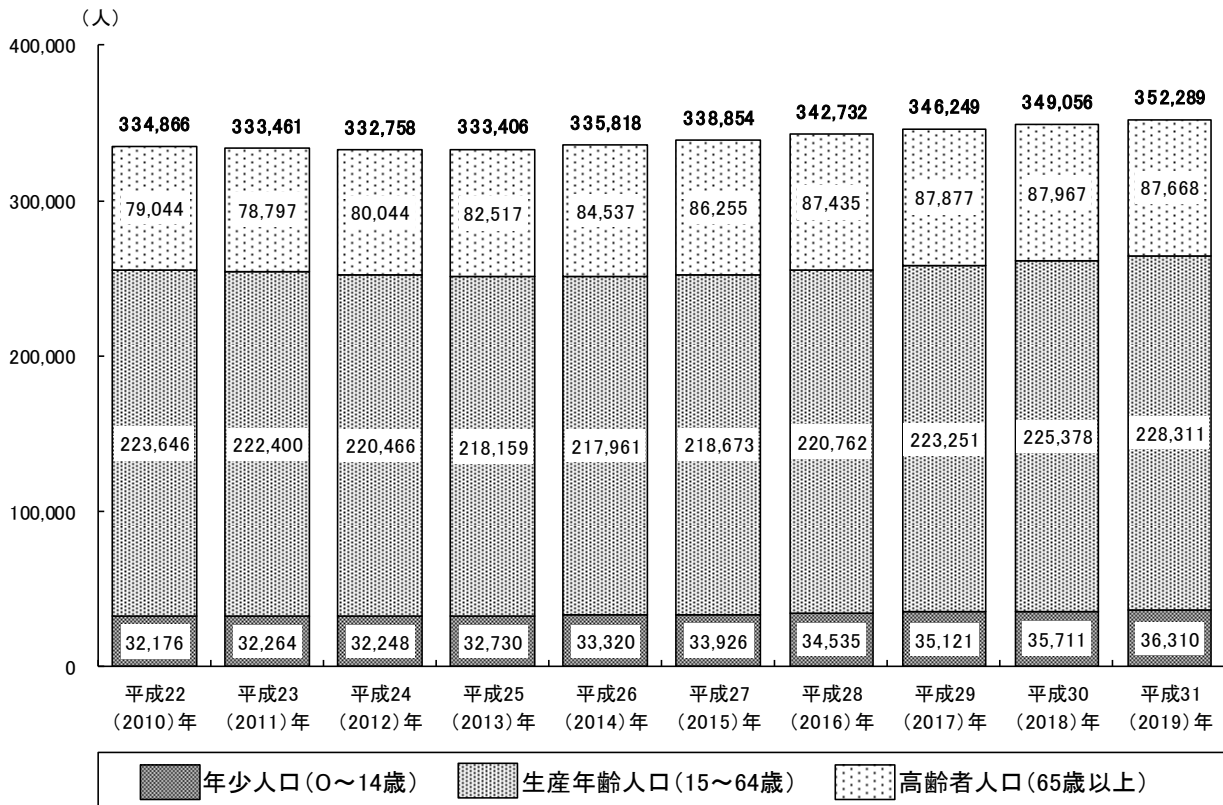
(1) 子ども人口の現状

① 北区における人口の推移

北区の総人口は増加が続いており、平成31（2019）年4月1日現在は35万人を超え、352,289人となっています。

平成26（2014）年まで減少傾向にあった生産年齢人口（15～64歳）は、平成27（2015）年以降増加に転じています。年少人口（0～14歳）は増加傾向、高齢者人口（65歳以上）は平成28（2016）年から横ばいとなっています。

図 人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）
 ※平成22～24年は住民基本台帳人口に外国人登録数を加えた数

平成 31（2019）年 4 月 1 日現在の 3 区分年齢別の地区別人口とその割合を見ると、人口は赤羽地区が最も多く、年少人口（0～14 歳）は 15,566 人となっています。

表 3 区分年齢別の地区別人口・割合(平成 31(2019)年4月1日現在)

(単位:人, %)

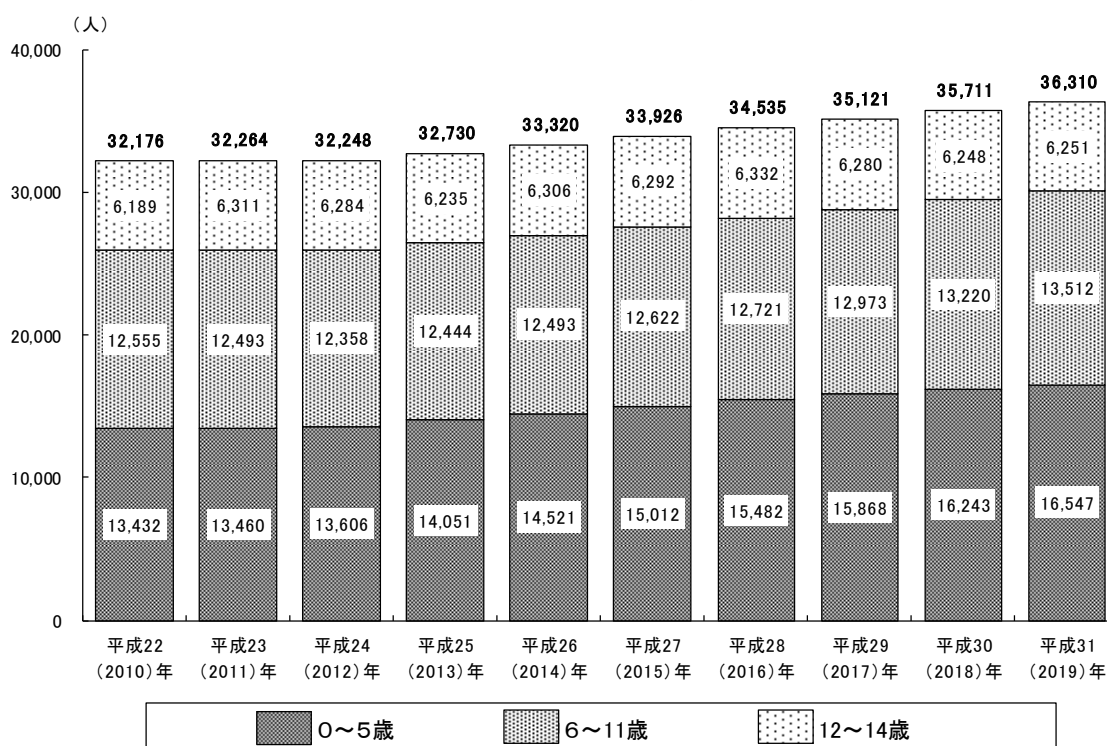
	赤羽	王子	滝野川
年少人口 (0～14歳)	15,566	11,131	9,613
	11.0	9.8	9.9
生産年齢人口 (15～64歳)	89,636	72,865	65,810
	63.5	64.0	67.7
高齢者人口 (65歳以上)	36,041	29,870	21,757
	25.5	26.2	22.4
合計	141,243	113,866	97,180

出典:住民基本台帳(平成31年4月1日現在)

② 北区における年齢別児童数の推移

年少人口の児童数は増加傾向が続いており、平成 31（2019）年 4 月 1 日現在 36,310 人となっています。特に 0～5 歳の人口で増加が見られ、平成 22（2010）年と比べ 3,115 人増加しています。

図 年齢別児童数の推移



出典:住民基本台帳(各年4月1日現在)
 ※平成22～24年は住民基本台帳人口に外国人登録数を加えた数

表 年齢別の児童数・割合

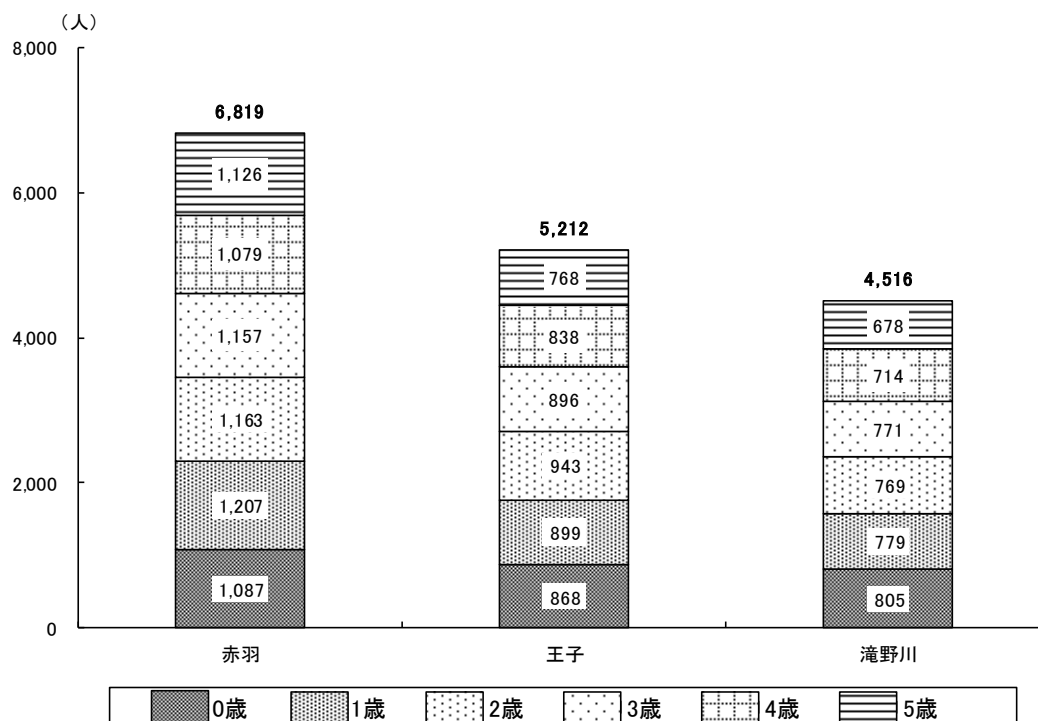
(単位:人,%)

	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	22→31年 の差	27→31年 の差
0歳	2,424 18.0	2,413 17.9	2,351 17.3	2,468 17.6	2,657 18.3	2,725 18.2	2,901 18.7	2,896 18.3	2,818 17.3	2,760 16.7	336	35
1歳	2,349 17.5	2,382 17.7	2,409 17.7	2,462 17.5	2,510 17.3	2,707 18.0	2,708 17.5	2,918 18.4	2,906 17.9	2,885 17.4	536	178
2歳	2,223 16.6	2,263 16.8	2,309 17.0	2,412 17.2	2,449 16.9	2,478 16.5	2,661 17.2	2,674 16.9	2,867 17.7	2,875 17.4	652	397
3歳	2,247 16.7	2,170 16.1	2,238 16.4	2,307 16.4	2,373 16.3	2,433 16.2	2,470 16.0	2,597 16.4	2,637 16.2	2,824 17.1	577	391
4歳	2,073 15.4	2,188 16.3	2,146 15.8	2,245 16.0	2,288 15.8	2,364 15.7	2,386 15.4	2,460 15.5	2,592 16.0	2,631 15.9	558	267
5歳	2,116 15.8	2,044 15.2	2,153 15.8	2,157 15.4	2,244 15.5	2,305 15.4	2,356 15.2	2,323 14.6	2,423 14.9	2,572 15.5	456	267
0～5歳	13,432 41.7	13,460 41.7	13,606 42.2	14,051 42.9	14,521 43.6	15,012 44.2	15,482 44.8	15,868 45.2	16,243 45.5	16,547 45.6	3,115	1,535
6～11歳	12,555 39.0	12,493 38.7	12,358 38.3	12,444 38.0	12,493 37.5	12,622 37.2	12,721 36.8	12,973 36.9	13,220 37.0	13,512 37.2	957	890
12～14歳	6,189 19.2	6,311 19.6	6,284 19.5	6,235 19.0	6,306 18.9	6,292 18.5	6,332 18.3	6,280 17.9	6,248 17.5	6,251 17.2	62	▲ 41

出典:住民基本台帳(各年4月1日現在)
※平成22～24年は住民基本台帳人口に外国人登録数を加えた数

平成 31 (2019) 年4月1日現在の地区別の年齢別就学前児童数は、赤羽地区が 6,819 人で最も多く、次いで王子地区、滝野川地区となっています。

図 地区別の年齢別就学前児童数(平成 30 年4月1日現在)

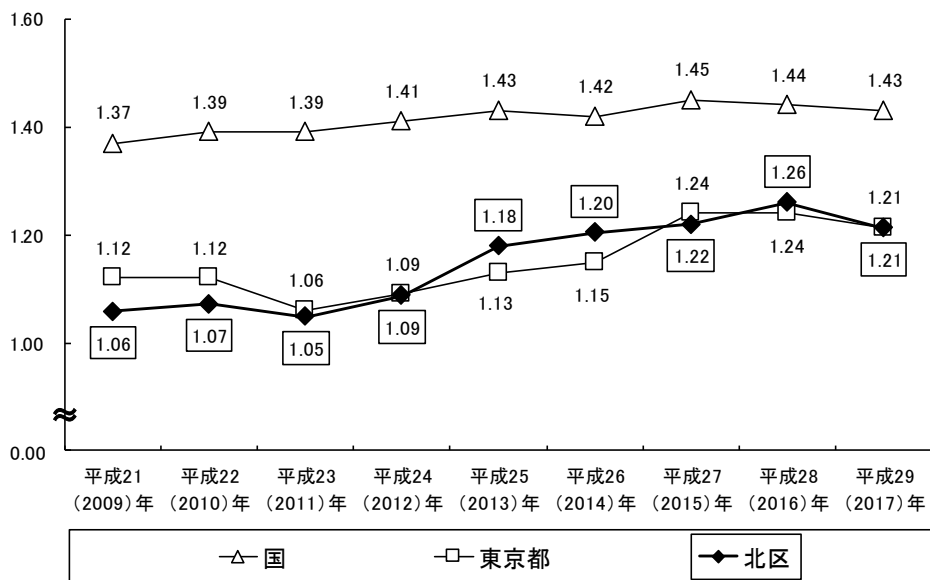


出典:住民基本台帳(平成31年4月1日現在)

③ 北区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

北区の合計特殊出生率は、平成 29（2017）年は 1.21 となっています。国の 1.43 を下回り、東京都と同数となっています。

図 合計特殊出生率の推移・比較

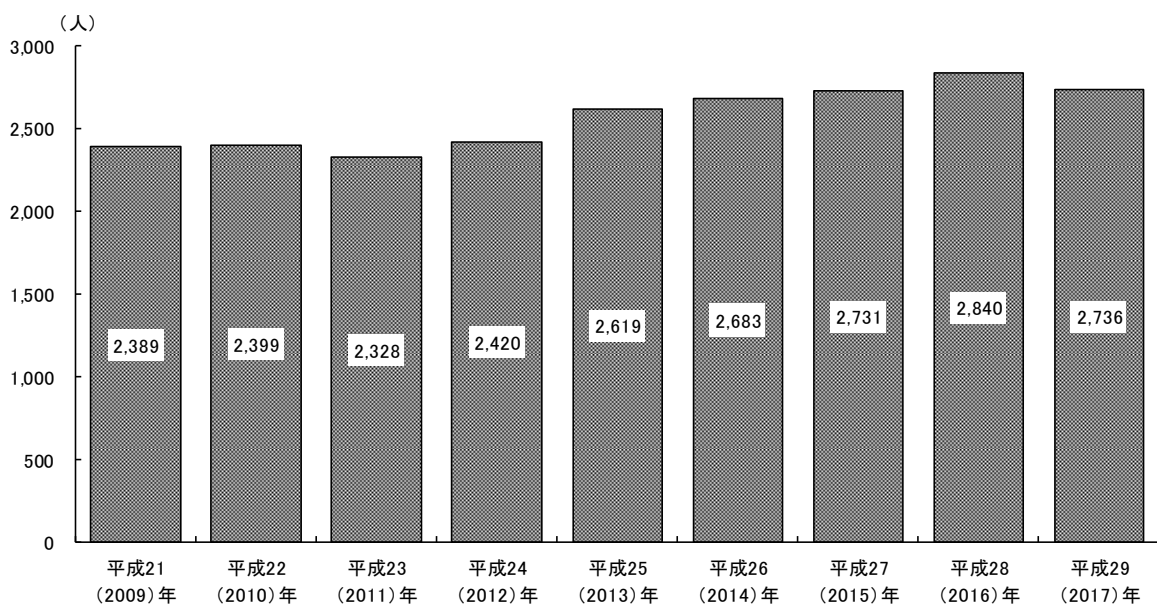


出典：厚生労働省「人口動態統計」、東京都「人口動態統計」
※北区の数値は枠で囲っている

④ 北区における出生数の推移

北区の出生数は、平成 23（2011）年以降、平成 28（2016）年までは増加傾向でしたが、平成 29（2017）年は減少し、2,736 人となっています。

図 出生数の推移

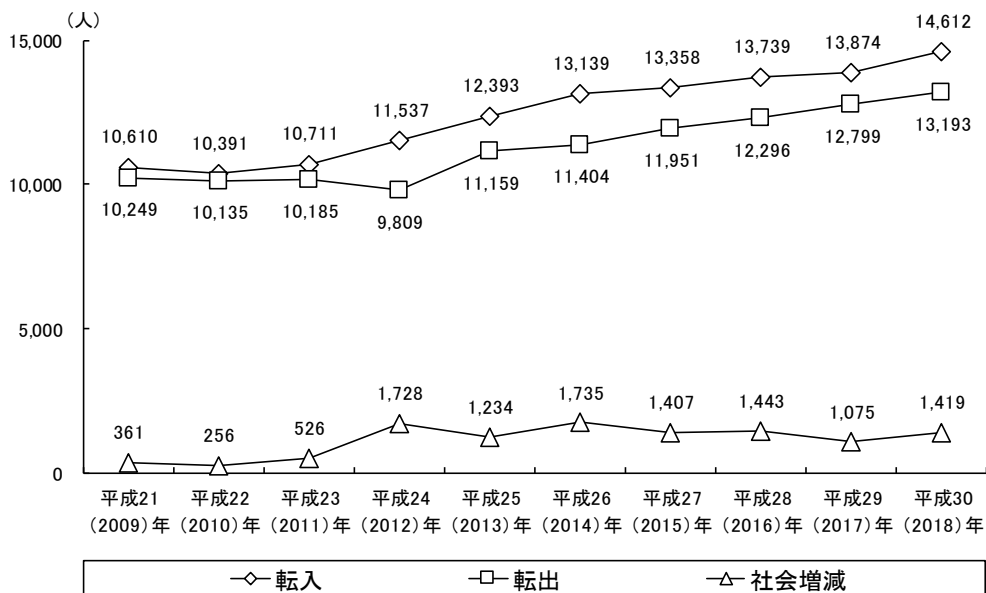


出典：東京都「人口動態統計」

⑤ 北区における社会動態

社会動態は、平成 21（2009）年から平成 30（2018）年まで転入人数が転出人数を上回って推移しています。平成 30（2018）年は 1,419 人の増となっています。

図 社会動態の推移

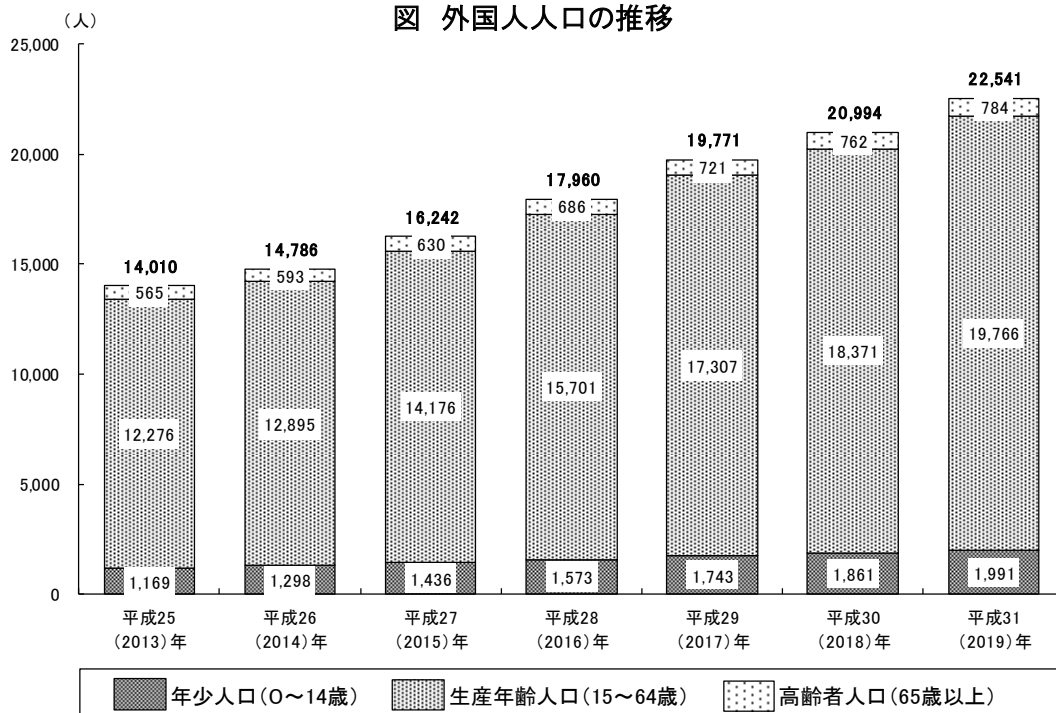


出典：東京都統計データ「人口の動き」

⑥ 北区における外国人人口

外国人人口は、平成 25（2013）年以降、増加傾向です。3区分年齢別にみると、特に生産年齢人口（15～64 歳）が増加していますが、年少人口（0～14 歳）も増加しています。

図 外国人人口の推移

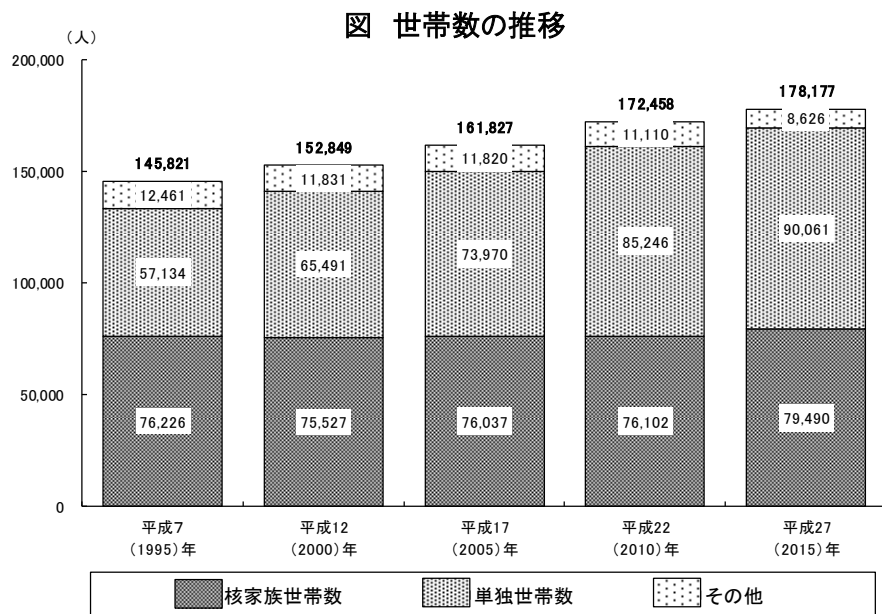


出典：戸籍住民課資料（各年4月1日現在）

(2) 世帯の現状

① 北区における世帯数の推移

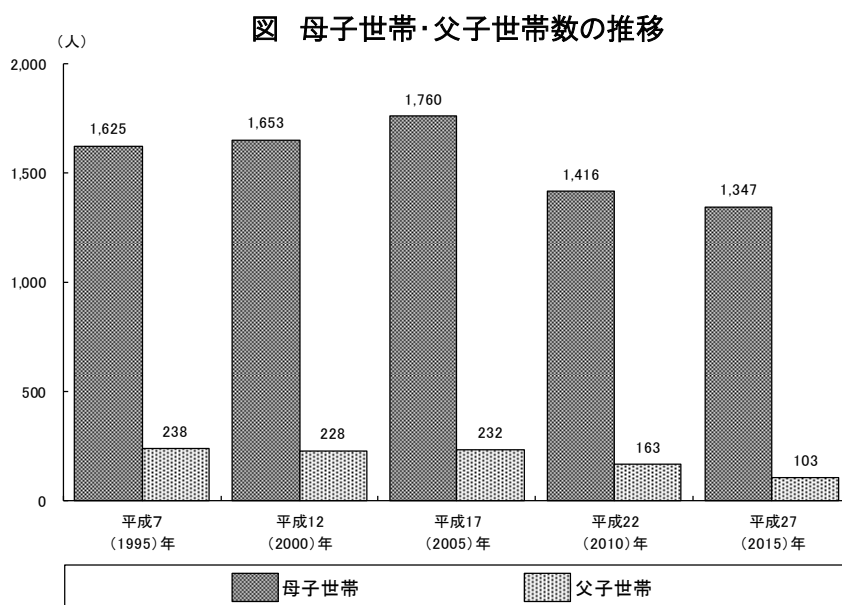
世帯数は、増加傾向が続いています。平成 22 (2010) 年まで横ばいであった核家族世帯数は、平成 27 (2015) 年は 79,490 世帯となっており、平成 22 (2010) 年と比べ 3,388 世帯増加しています。



出典：国勢調査

② 北区における母子世帯・父子世帯*数の推移

母子世帯・父子世帯数は、平成 22 (2010) 年以降減少しています。平成 27 (2015) 年の母子世帯数は 1,347 世帯、父子世帯数は 103 世帯となっています。



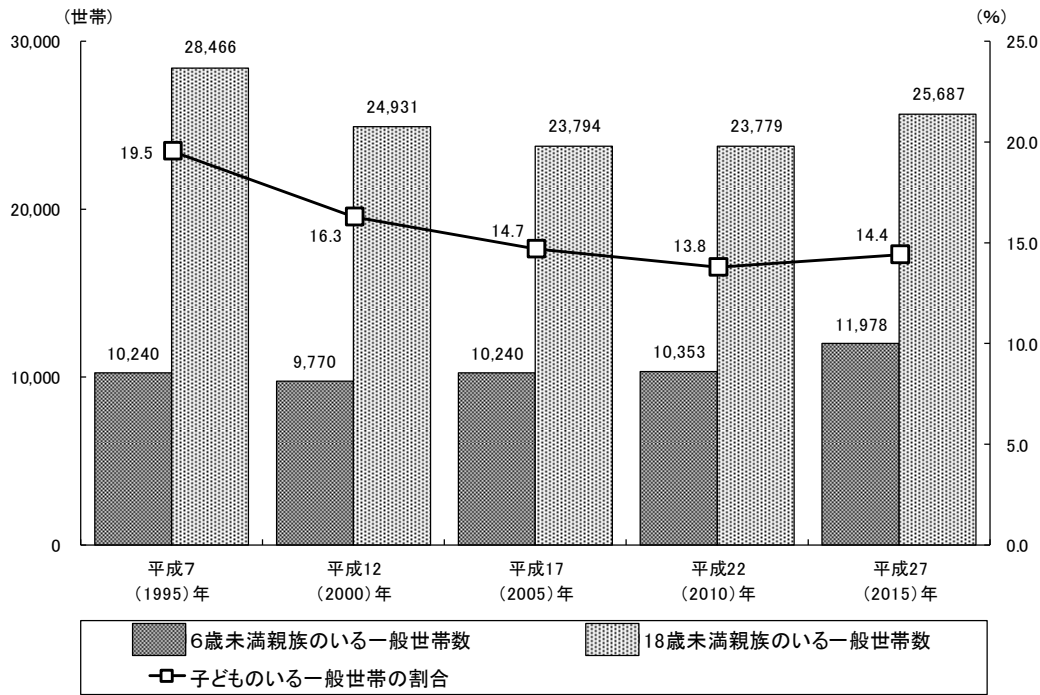
出典：国勢調査

※母子世帯・父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親又は男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。

③ 北区における子どものいる一般世帯[※]数の推移

子どものいる一般世帯数は、平成12(2000)年以降減少傾向でしたが、平成27(2015)年は14.4%と0.6ポイント増加しています。

図 子どもがいる一般世帯数の推移



出典:国勢調査

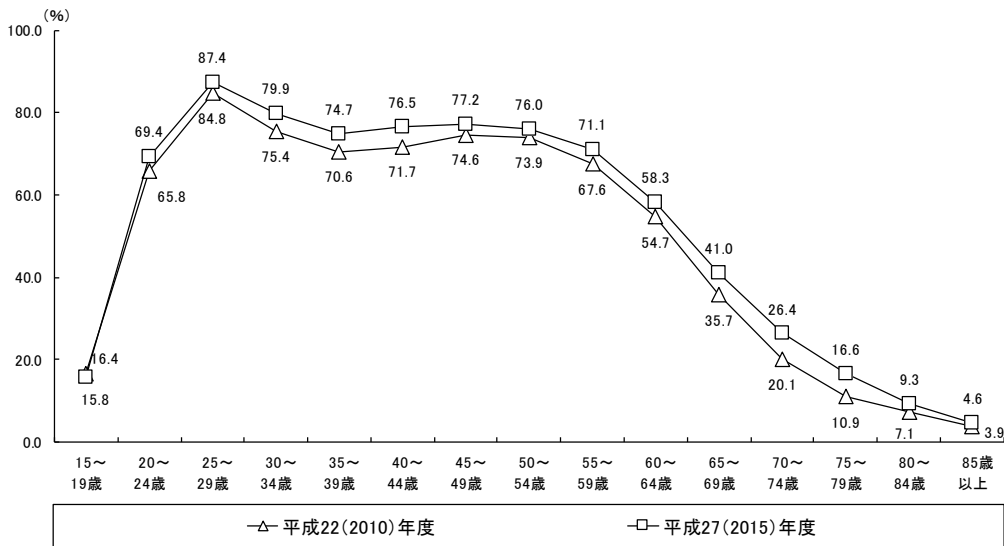
※国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。「施設等の世帯」とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者等です。

(3) 女性の労働力率の現状

① 北区における女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率は、結婚・育児にあたる30～39歳にかけて低下が見られる、いわゆる「M字カーブ」を描いています。平成27(2015)年は平成22(2010)年と比べて、30歳代、40歳代の労働力率が高くなり、「M字カーブ」は緩やかになっています。

図 女性の年齢別労働力率の推移



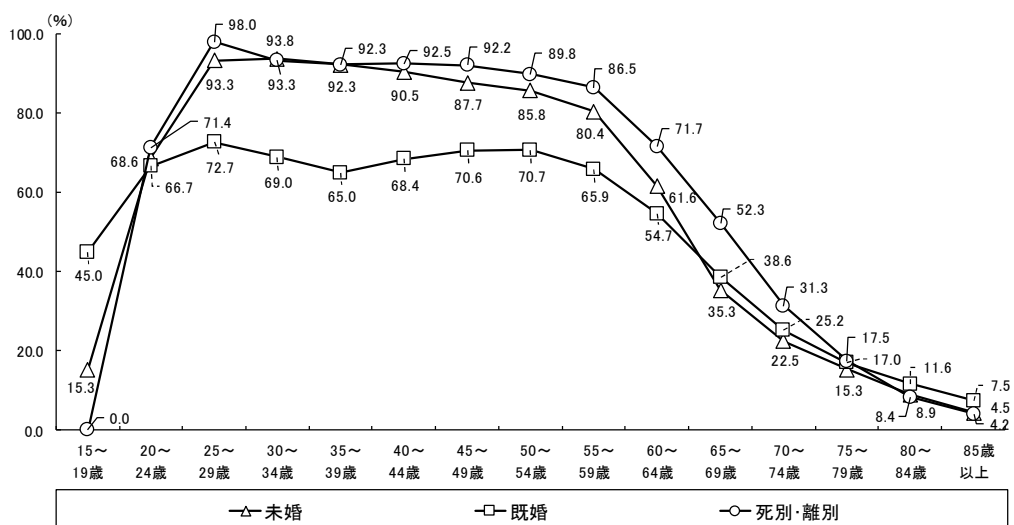
出典：国勢調査

※労働力率は、労働力人口を労働力の総数から労働力状態「不詳」を引いた数値で割った値である。

② 北区における女性の未婚、既婚、死別・離別別労働力率の推移

女性の労働力率について、25歳から49歳では、既婚の労働力率は60%台から70%強ですが、未婚、死別・離別の労働力率は80%台後半～90%台となっており、大きな差があります。

図 女性の未婚、既婚、死別・離別別労働力率の比較



出典：平成27年度 国勢調査

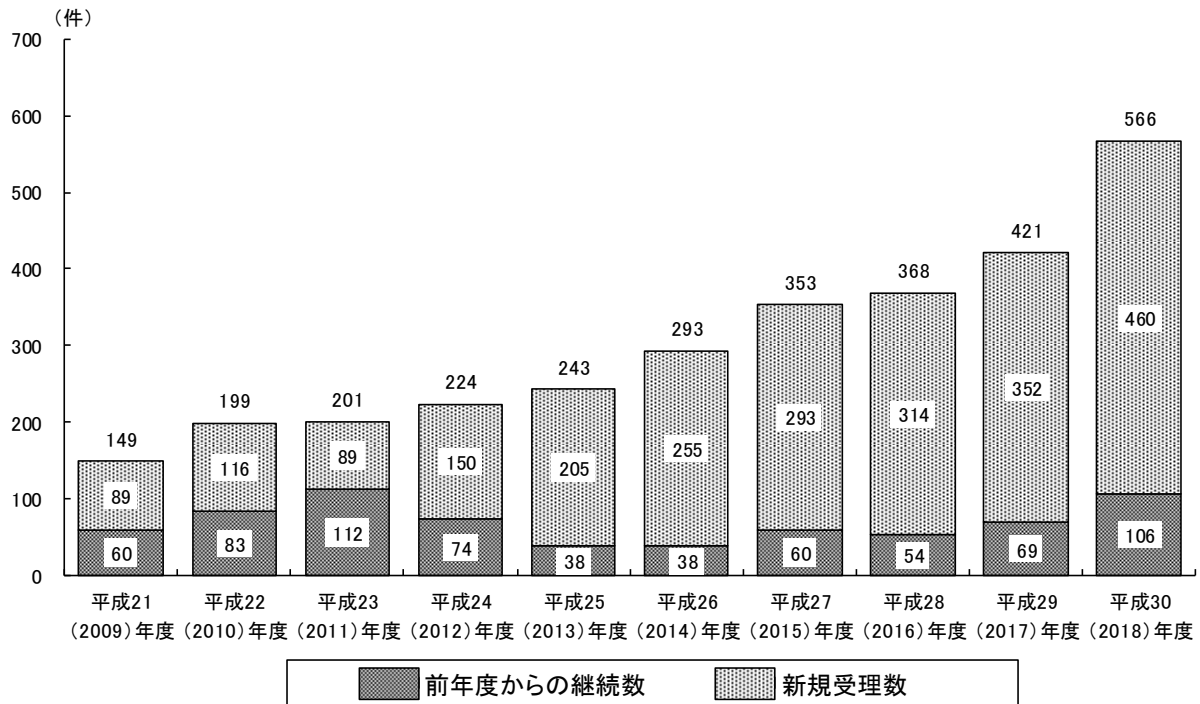
※労働力率は、労働力人口を労働力の総数から労働力状態「不詳」を引いた数値で割った値である。

※「死別・離別」は、死別者数と離別者数を足した数より算出している。

(4) 児童虐待相談件数の状況

北区の子ども家庭支援センターが受理している児童虐待に関する相談件数は年々増加しています。新規受理件数はこの10年で5倍以上に増加しており、平成30(2018)年度の相談件数は、前年度からの継続数を含め566件にもものぼっています。

図 児童虐待相談件数の推移



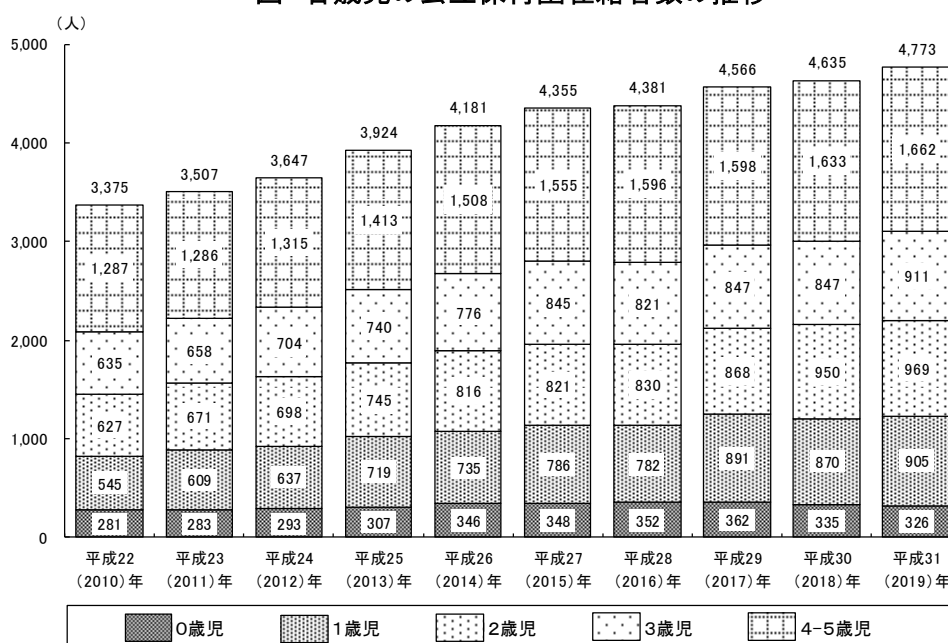
出典：子ども家庭支援センター資料

(1) 認可保育園の利用状況

① 北区の各歳児別保育園在籍者数

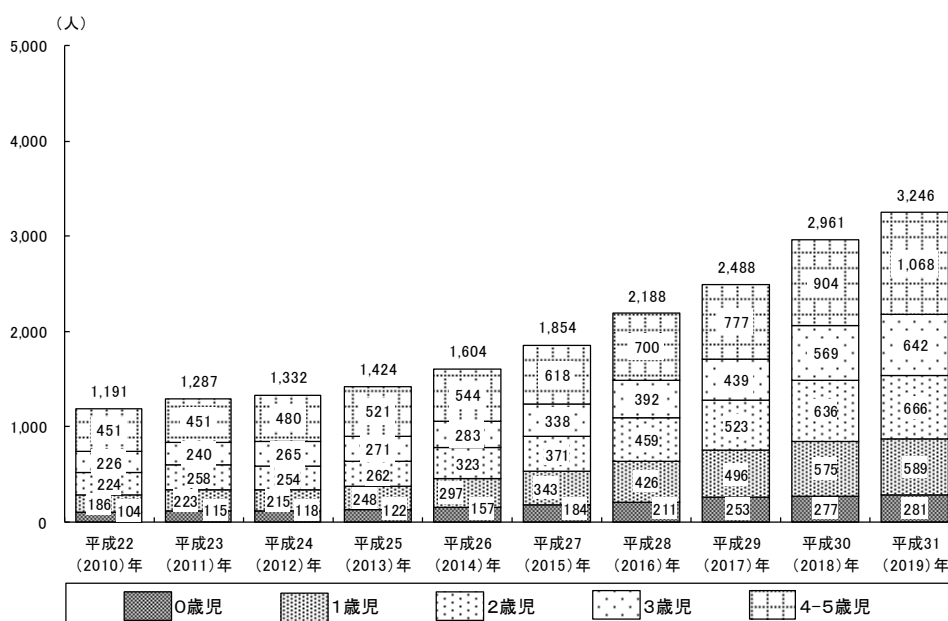
年齢別の保育園在籍者数は、公立、私立ともに増加傾向にあります。平成31（2019）年4月1日現在、公立保育園在籍者数は4,773人、私立保育園在籍者数は3,246人となっています。

図 各歳児の公立保育園在籍者数の推移



出典：保育課集計（各年4月1日現在）

図 各歳児の私立保育園在籍者数の推移



出典：保育課集計（各年4月1日現在）

② 保育園待機児童数の推移

保育園待機児童数は、平成28(2016)年の232人から平成30(2018)年には42人と減少しましたが、平成31(2019)年には増加し119人となっています。年齢別にみると、平成31(2019)年は1歳児が67人と最も多くなっています。

地区別の待機児童数は、平成30(2018)年は滝野川地区のみでしたが、平成31(2019)年はすべての地区で待機児童が出ています。

表 年齢別待機児童数の推移

(単位:人)

	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年
0歳児	4	7	5	7	18	30	49	31	3	16
1歳児	106	21	16	76	22	88	112	35	29	67
2歳児	8	5	12	25	17	29	61	5	2	27
3歳児	1	3	0	17	12	13	10	11	8	9
4歳児	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
計	119	38	33	125	69	160	232	82	42	119

出典: 保育課集計(各年4月1日現在)

表 地区別待機児童数の推移

(単位:人)

	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年
赤羽	64	14	12	65	51	59	87	15	0	37
王子	28	13	9	31	4	48	69	16	0	28
滝野川	27	11	12	29	14	53	76	51	42	54
計	119	38	33	125	69	160	232	82	42	119

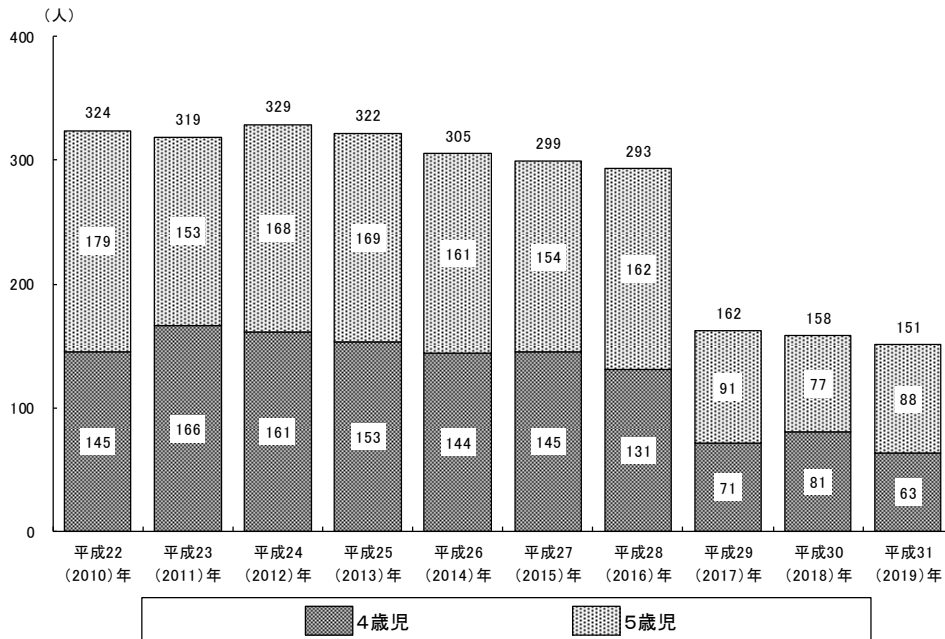
出典: 保育課集計(各年4月1日現在)

(2) 幼稚園の利用状況

北区民の各歳児の区立幼稚園在籍者数は、平成24（2012）年以降緩やかに減少しています。平成29年以降は、さくらだ幼稚園が認定こども園に移行しています。

各歳児の私立幼稚園在籍者数は、平成27（2015）年以降横ばいとなっています。

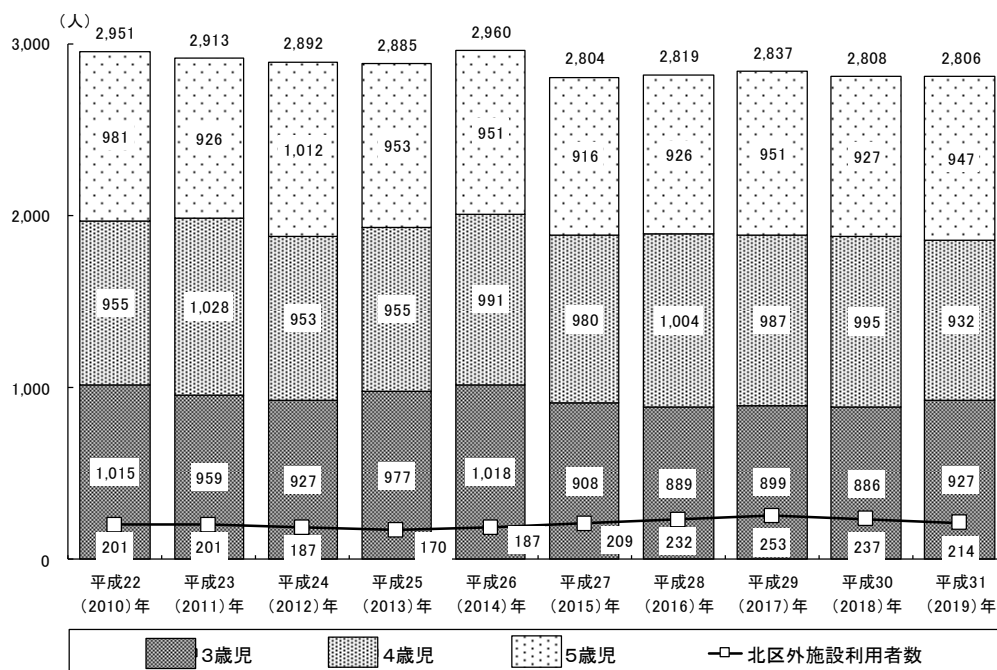
図 各歳児の区立幼稚園在籍者数の推移



出典：学校支援課集計（各年5月1日現在）

※平成29年以降は、さくらだ幼稚園がこども園に移行したためその数値を除いた数値となっている。

図 各歳児の私立幼稚園在籍者数の推移



出典：子ども環境応援担当課集計（各年5月1日現在）

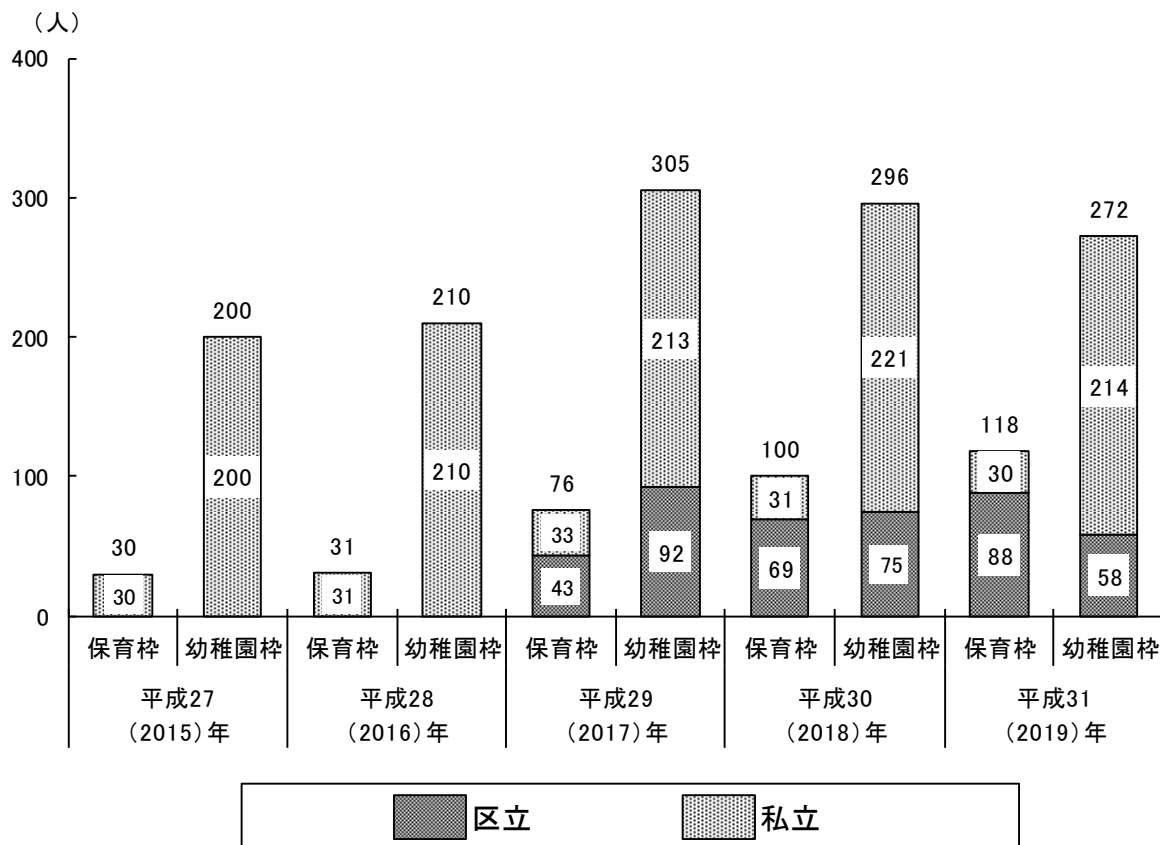
※3歳児の数値には「満3歳」も含む

(3) 認定こども園の利用状況

令和元年5月1日現在の北区の認定こども園は、平成29(2017)年に区立さくらだ幼稚園が認定こども園に移行し、区立と私立合わせて2園となっている。

北区民の認定こども園在籍者数は、令和元(2019)年で390人となっています。

図 区立・私立別認定こども園在籍者数の推移



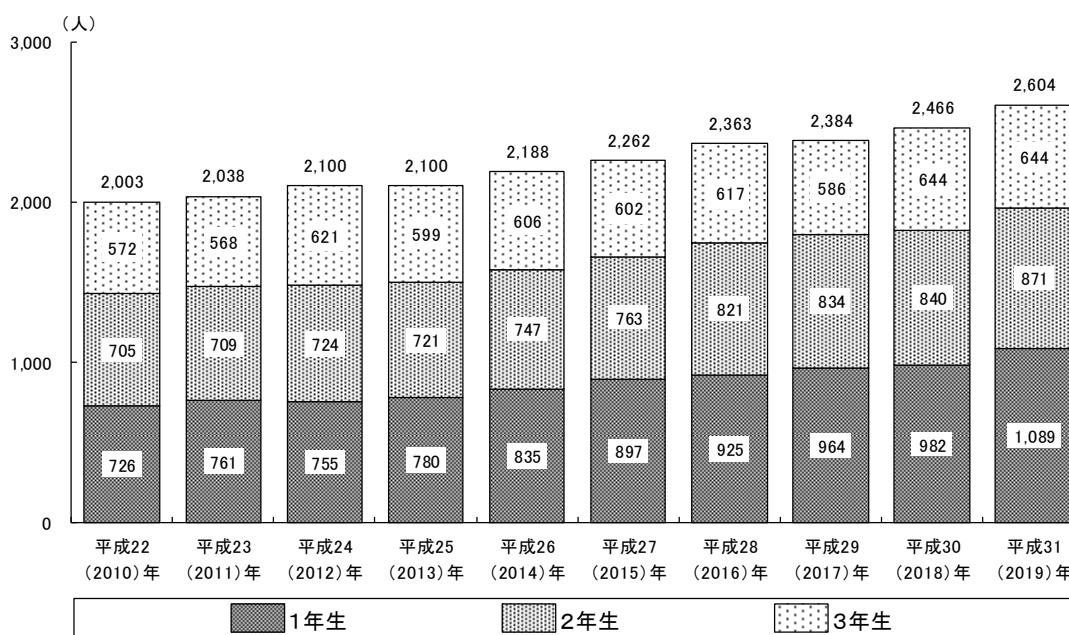
出典：学校支援課集計・子ども環境応援担当課集計(各年5月1日現在)

(4) 学童クラブの現状

① 学童クラブ在籍者数

学童クラブ在籍者数は、増加傾向にあり、平成31（2019）年には2,604人となっています。平成31（2019）年を学年別にみると、1年生が最も多く1,089人となっています。

図 学童クラブ在籍者数の推移



出典：子どもわくわく課資料（各年4月1日現在）

② 学童クラブ待機児童数の推移

学童クラブの待機児童数は、平成29（2017）年、平成30（2018）年は100人を超えていましたが、平成31（2019）年には減少し80人となっています。平成31（2019）年を学年別にみると、9割以上が3年生であり70人となっています。

表 学童クラブ待機児童数の推移

(単位：人)

	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年
1年生	4	3	3	1	9	12	9	3
2年生	3	2	0	6	16	20	24	7
3年生	8	7	16	19	26	83	92	70
計	15	12	19	26	51	115	125	80

出典：子どもわくわく課資料（各年4月1日現在）

3

子ども・子育て支援計画 2015 の実績

(1) 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援行動計画の実績として、主な取り組み事業の一部の成果をまとめています。

施策目標1 家庭の育てる力の支援

保育ニーズに対応した支援サービスの強化に向けて、保育園、学童クラブの整備により定員の拡大を進めましたが、児童数の増加や保育ニーズの増加が大きく、待機児童の解消には至っていない状況です。

子育てに関する相談・情報提供の充実に向けて、平成 28 年 4 月から子ども家庭支援センターで利用者支援事業を開始するとともに、3か所の健康支援センターで子育て世代包括支援センター事業を平成 30 年 4 月から開始しました。また、子育て応援サイト「きたハピ」を作成・更新をするとともに、「きたハピモバイル」の構築およびアプリ化を行い子育てに関する情報を集約、発信していきました。

親育ちへの支援では、はぴママ学級・パパになるための半日コースやみんなで育児応援プロジェクト、ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）など、乳幼児を持つ保護者を対象に、親育ちのための多様な事業を実施しました。

安心できる妊娠・出産・子育てへの支援のために、妊産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、産前産後サポート事業により、出産前後の母親の健康管理、心身の疲労回復、出産直後の悩みや育児不安等の軽減を図る事業を実施し、内容を充実させていきました。

経済的負担の軽減のために、子ども医療費助成、私立幼稚園等入園祝金交付事業、私立幼稚園等就園奨励費など各種負担軽減策を推進するとともに、就学援助では入学準備金の入学前支給を開始するなど、制度の充実を図りました。

施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり

地域における子育て家庭への支援のために、全子どもセンター・児童館で乳幼児クラブ及びサークル活動を実施するとともに、全公立幼稚園で月 2 回程度未就園児の会を実施し、園舎、園庭の開放、子育て相談を実施しました。また、私立幼稚園各園でも地域開放事業や未就園児への事業を実施しています。

健やかに育ち、育てる地域活動の促進のために、子育て支援関連の地域づくり活動に対し補助金を交付するとともに、NPO 法人やボランティア団体からの提案を受け付け、区との協働事業を実施しました。

児童館や子どもセンター・ティーンズセンターでは、職員向けの専門研修を実施するとともに、地域ネットワークの拠点として、利用保護者との協働により子育て・子育ての環境づくりを整えるための活動を推進しました。

子どもの安全を確保する活動の推進では、区民情報メールで不審者等の情報を配信し、注意喚起を行ってきました。また、警察 OB の防犯推進員により、保育園、幼稚園、子どもセン

ター（児童館）の子どもたちを対象に防犯教室を行うとともに、教職員向けにも不審者対応訓練を実施するなどの防犯対策に取り組みました。

施策目標3 未来を担う人づくり

就学前教育の充実として、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携・交流事業、保護者向けセミナー、幼児教育施設へのコーディネートター派遣を行いました。また、平成29年4月に区立認定こども園を開設しました。

教育の場における子育ての支援のために、小中一貫教育を推進するとともに、グローバル人材育成プロジェクトや確かな学力向上プロジェクトの中で、理科大好きプロジェクトや中学校スクラムサポート事業など、多様な事業を推進しました。

自己実現の場と体験機会の提供のために、小・中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催しました。また、社会的自立・職業的自立に向けて全区立小・中学校でキャリア教育を実施しました。

こころとからだの健全な成長への支援のために、乳幼児健康診査を充実させるとともに、北区楽しい食の推進員による、食をテーマとした講座を子どもセンター（児童館）で実施しました。

子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保のために、改築中の王子第一小学校を除く全校で放課後子ども総合プランを導入しました。また、児童館を乳幼児親子の居場所機能と子育て支援機能を充実する子どもセンターへ6館移行し、中高生世代の居場所であるティーンズセンターを1か所設置しました。

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

児童虐待の未然防止と切れ目のない支援に向けて、養育困難家庭への訪問・民間ヘルパーの派遣を行い、保護者の養育力の向上を図りました。また、要保護児童対策地域協議会を配偶者からの暴力防止連絡協議会と合同開催し、関係機関相互の緊密な連携を図りました。

ひとり親家庭への支援として、専門の相談窓口であるそらまめ相談室（ひとり親家庭等相談室）を平成29年4月に新たに設置し、ひとり親家庭の生活一般の悩みの相談に応じるだけでなく、ファイナンシャルプランナーや弁護士などの専門員が、家計相談や養育費等の法律相談も行いました。また、ハローワーク等と連携しながらひとり親家庭の親の就業促進を行いました。

障害のある子どもと家庭への支援のために、子ども発達支援センターさくらんぼ園において就学前の子どもの発達に関する相談から療育までの総合的な支援を行いました。また、特別支援教室を小・中学校全校に設置し、支援体制を整備するとともに、「教育相談所」「就学相談室」「不登校対策室」「特別支援教育窓口」を一つにまとめ、「教育総合相談センター」を設置しました。

生活困窮家庭への支援のために、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するために、平成29年3

月に北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）を策定しました。生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への学習支援事業を開始し、対象者や開催場所を拡大させながら、内容を充実させました。

施策目標5 安心して子育てができる環境づくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、講演会等により情報提供を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進、企業へのワーク・ライフ・バランスアドバイザーの派遣を行いました。

男女が共に担う子育ての推進に向けて、父親向けに親子で楽しめる遊びや育児等の講座、パパ講演会やパパスクールなどを行うとともに、多世代が広く地域の育児に関われるよう、祖父母世代向けの孫育て応援プロジェクトを実施しました。

(2) 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、平成 29 年度の中間見直しにおいて、平成 30 年度、令和 2 年度の 2 か年における量の見込みや確保方策の見直しを行っています。中間見直し後における確保量に対する達成状況は次のとおりです。

① 幼児期の学校教育・保育の量

◆保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

北区全体では、特定教育・保育施設、認可外保育施設等とともに、平成 31（2019）年 4 月 1 日時点で、令和元（2019）年度の目標を達成していません。特定地域型保育事業は、平成 31（2019）年 4 月 1 日時点で、令和元（2019）年度の目標を達成しています。

地区別にみると、特定教育・保育施設について、王子地区の 3 号認定は平成 31（2019）年 4 月 1 日時点で、令和元（2019）年度の目標を達成していますが、それ以外の認定区分や地区では達成していません。

<北区全体>

(人)

	目標			実績						
	令和元(2019)年度			平成 27(2015)年 4 月 1 日		平成 31(2019)年 4 月 1 日				
	2号認定		3号認定	2号認定		3号認定		2号認定		3号認定
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
特定教育・保育施設	4,888	3,286	714	3,537	2,246	551	4,781	3,084	690	
特定地域型保育事業	0	224	87	0	12	6	0	252	116	
認可外保育施設等	0	180	49	5	232	66	0	108	29	

※幼稚園、保育園、認定子ども園のうち、子ども・子育て支援法第 31 条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第 43 条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

<赤羽地区>

(人)

	目標			実績						
	令和元(2019)年度			平成 27(2015)年 4 月 1 日		平成 31(2019)年 4 月 1 日				
	2号認定		3号認定	2号認定		3号認定		2号認定		3号認定
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
特定教育・保育施設	2,182	1,353	302	1,589	906	234	2,145	1,266	291	
特定地域型保育事業	0	56	24	0	0	0	0	50	30	
認可外保育施設等	0	86	28	5	113	32	0	56	18	

＜王子地区＞

(人)

	目標			実績					
	令和元(2019)年度			平成27(2015)年4月1日			平成31(2019)年4月1日		
	2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	1,464	964	211	1,046	696	161	1,619	1,078	241
特定地域型保育事業	0	82	30	0	12	6	0	95	36
認可外保育施設等	0	56	9	0	75	19	0	32	8

＜滝野川地区＞

(人)

	目標			実績					
	令和元(2019)年度			平成27(2015)年4月1日			平成31(2019)年4月1日		
	2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	1,242	969	201	902	644	156	1,017	740	158
特定地域型保育事業	0	86	33	0	0	0	0	107	50
認可外保育施設等	0	38	12	0	44	15	0	20	3

◆幼稚園 認定こども園（教育利用分）

＜北区全域＞

(人)

	目標		実績			
	令和元(2019)年度		平成27(2015)年5月1日		令和元(2019)年5月1日	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
		幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い		幼児期の学校教育の利用希望が強い
北区の子ども	3,176		3,108			
特定教育・保育施設	602		689			
確認を受けない幼稚園	2,594		2,419			
他区市町村の子ども	1,761		1,955			
特定教育・保育施設	106		118			
確認を受けない幼稚園	1,655		1,837			

② 子ども・子育て支援事業

◆放課後児童健全育成事業（学童クラブ）＜1～3年生＞

区全体では、平成 31（2019）年 4 月 1 日時点で、令和元（2019）年度の目標を達成しています。地区別に見ても、3地区ともに目標を達成しています。

（人）

	目標	実績(定員数)	
	令和元(2019)年度	平成 27(2015)年 4月1日	平成 31(2019)年 4月1日
赤羽地区	1,240	1,120	1,275
王子地区	790	760	915
滝野川地区	720	650	790
北区全体	2,750	2,530	2,980

4

北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

この調査は、子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、中学生・高校生に対して、生活実態や要望・意見などを把握し、子ども・子育て支援法に基づいて策定される「北区子ども・子育て支援計画 2020」の基礎資料を得ることを目的に実施したものである。

② 調査対象

調査対象	調査 予定数	調査 実施数
就学前児童の保護者	3,000	3,000
小学校1年生から6年生までの子どもの保護者	1,000	1,000
世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者 (ひとり親)	1,000	1,000
12歳～18歳の区民	1,000	1,000
25歳～44歳の区民	1,000	1,000
妊産婦	500	463

③ 抽出方法

調査対象1から5：住民基本台帳から無作為抽出

調査対象6：母子手帳交付者または、3～4か月検診受診の保護者

④ 調査方法

調査対象1から5：郵送配布、郵送回収

調査対象6：直接配布、郵送回収

⑤ 調査期間

調査対象1から5：平成30年10月9日～10月31日

調査対象6：平成30年10月2日～10月31日

⑥ 回収数・回収率

調査対象	調査実施数	有効回収数	有効回収率
1 就学前児童の保護者	3,000	1,773	59.1%
2 小学校1年生から6年生までの子どもの保護者	1,000	552	55.2%
3 世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者(ひとり親)	1,000	312	31.2%
4 12歳～18歳の区民	1,000	438	43.8%
5 25歳～44歳の区民	1,000	264	26.4%
6 妊産婦	463	156	33.7%

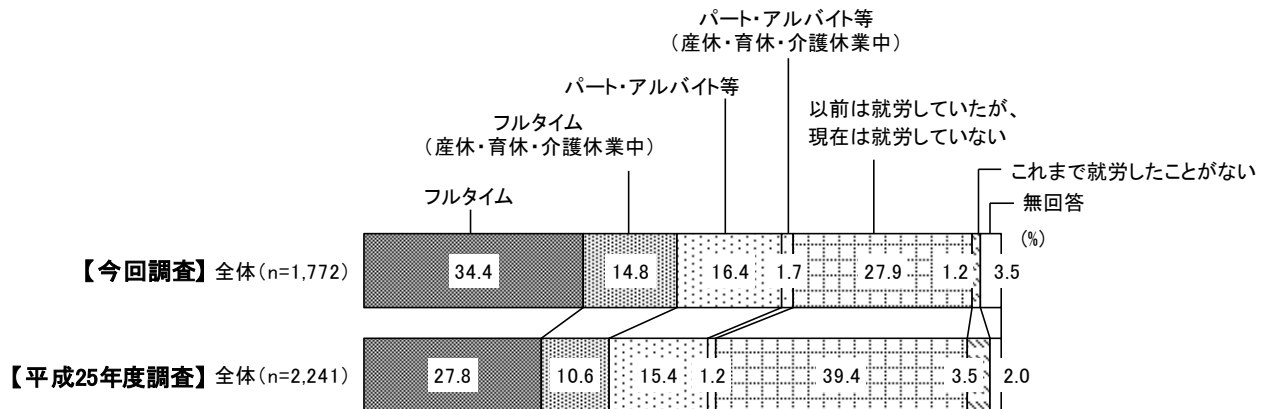
(2) 主な調査結果

① 保護者の状況

◆保護者の就労状況（就学前児童の保護者、小学生の保護者、妊産婦）

ニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも、フルタイムで働く母親が増加しています。妊産婦では7割がフルタイムで就労しています。

図1 母親の就労状況(全体)【経年比較】《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》

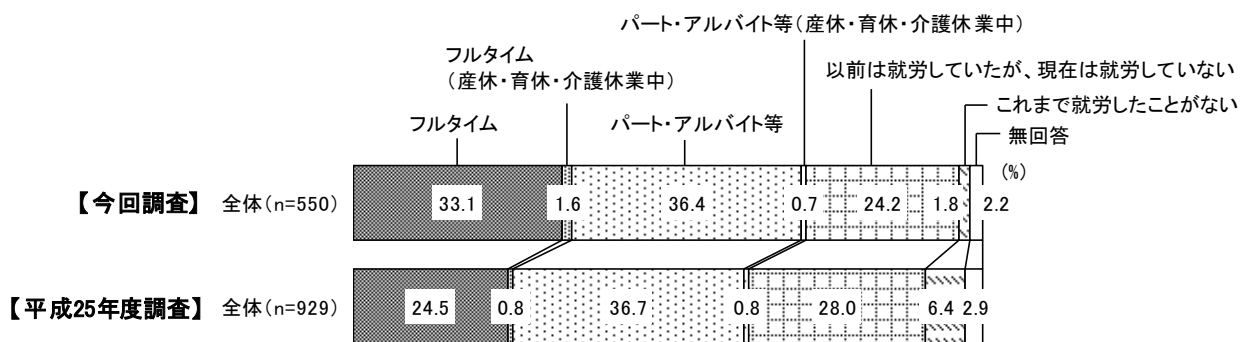
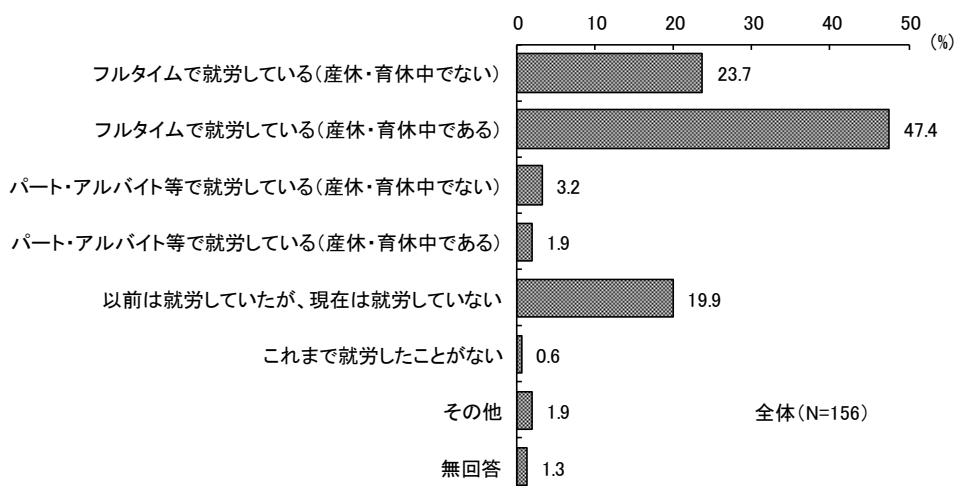


図2 妊産婦の就労状況(全体) 《妊産婦》

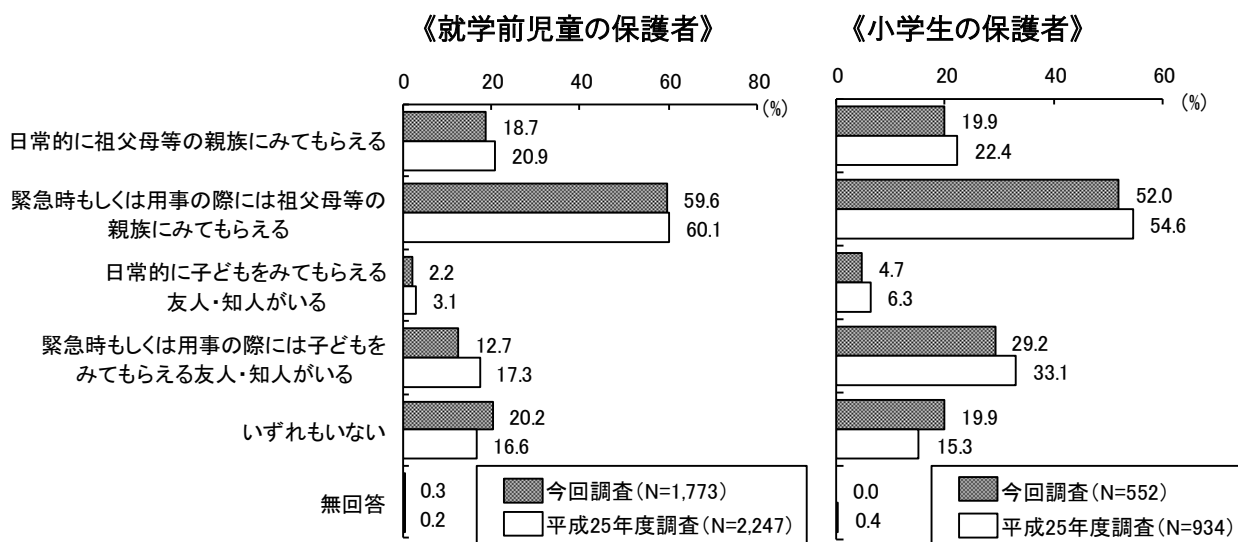


② 子育てに関するつながり

◆子どもをみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童の保護者、小学生の保護者）

就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、前回調査より子どもをみてもらえる親族・知人がいない人の割合が高くなっています。

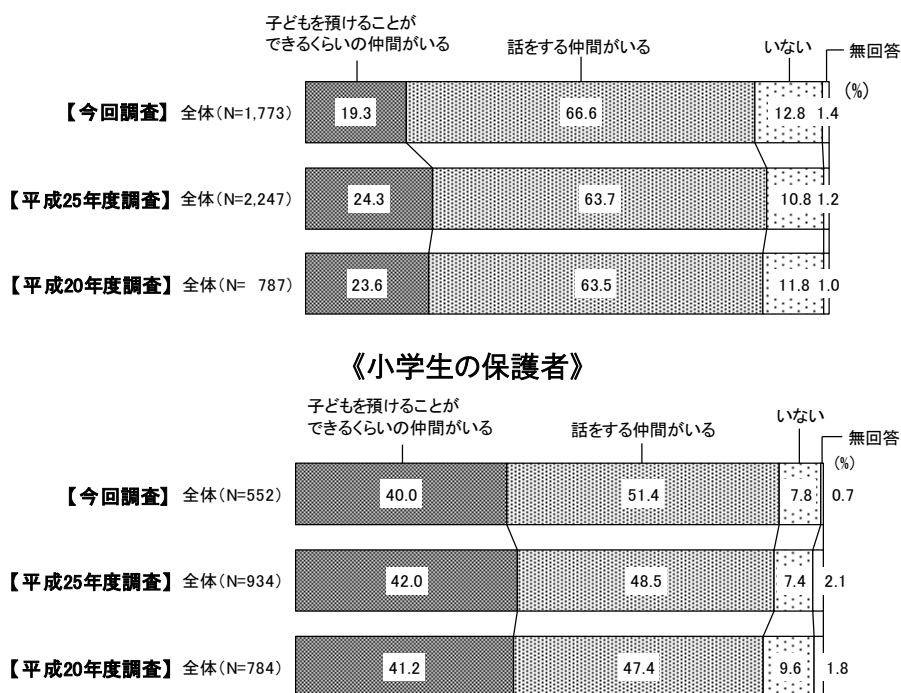
図3 子どもをみてもらえる親族・知人の有無(全体:複数回答)【経年比較】



◆子育ての仲間がいるか（就学前児童の保護者、小学生の保護者）

就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、前回調査より子育て仲間のいない人の割合が高くなっています。

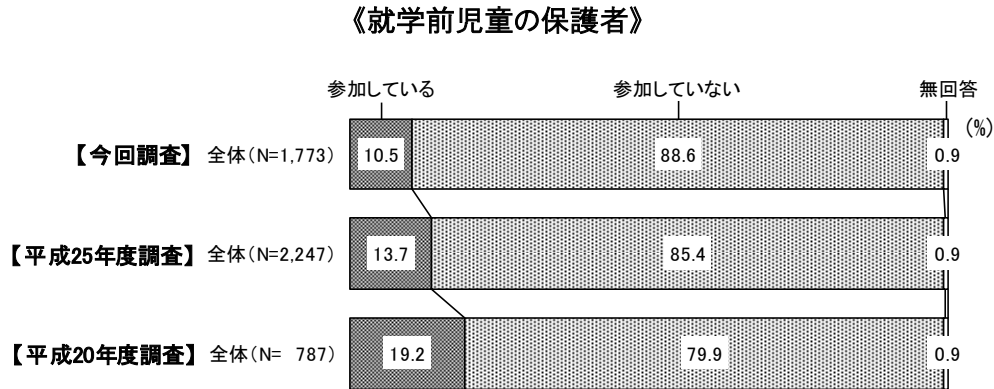
図4 子育ての仲間がいるか(全体)【経年比較】《就学前児童の保護者》



◆子育てサークルなどのグループに参加しているか（就学前児童の保護者）

就学前児童の保護者では、子育てサークルなどのグループに「参加している」割合は徐々に低くなっています。

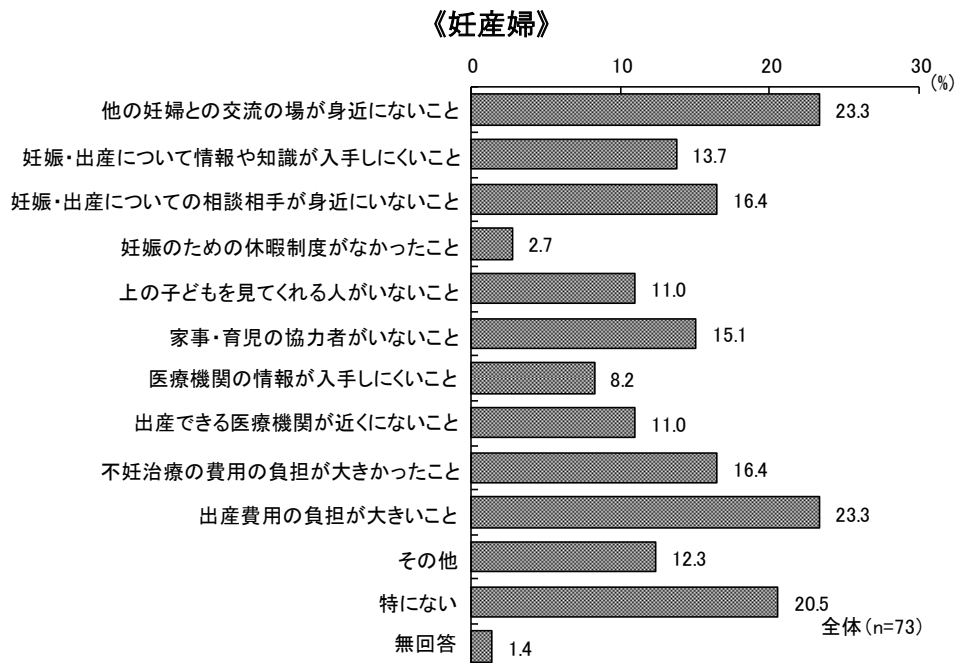
図5 子育てサークルなどのグループに参加しているか(全体)【経年比較】



◆妊娠や出産について困ったこと、困っていること（妊産婦）

妊産婦では、妊娠している方に妊娠や出産について困ったこと、困っていることを聞いたところ、「他の妊婦との交流の場が身近にないこと」と「出産費用の負担が大きいこと」が最も多くなっています。

図6 妊娠や出産について困ったこと、困っていること(全体:複数回答)〈妊娠している方〉



③ 子育ての悩み・不安

◆ 出産やその後の育児の不安感・負担感（妊産婦）

妊産婦では、妊娠している方に出産やその後の育児の不安感・負担感をたずねたところ、「育児に関して何となく不安を感じている」が50.7%、「出産に関して何となく不安を感じている」が45.2%となっています。

出産した方に出産やその後の育児の不安感・負担感をたずねたところ、「非常に不安や負担を感じた」が18.3%、「何となく不安や負担を感じた」と回答した方は48.8%となっています。

図7 出産やその後の育児の不安感・負担感(全体:複数回答)<妊娠している方>

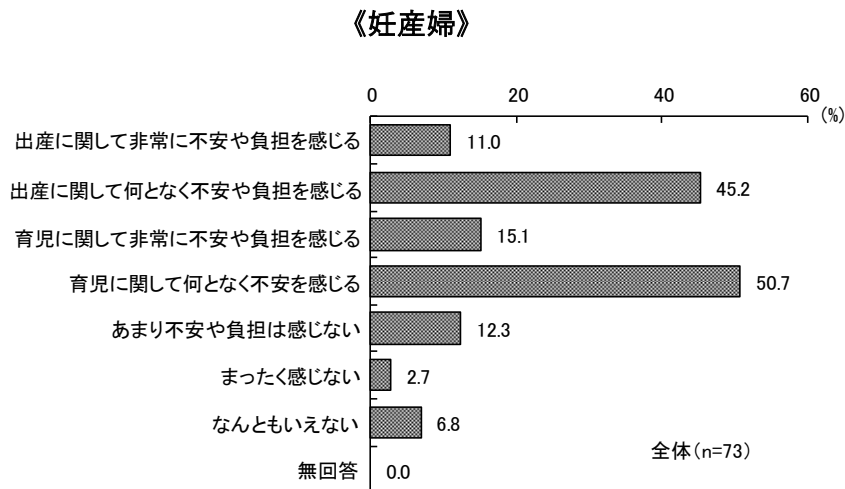
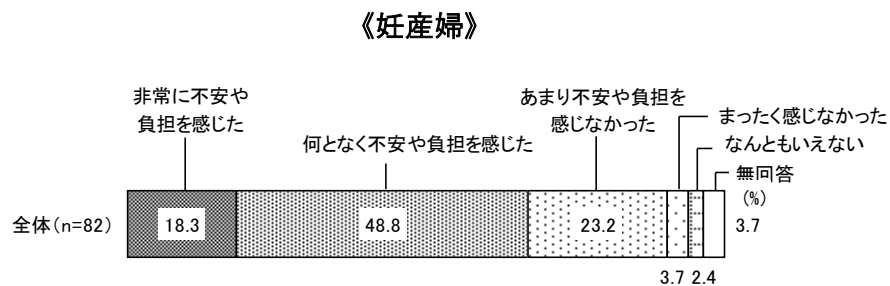


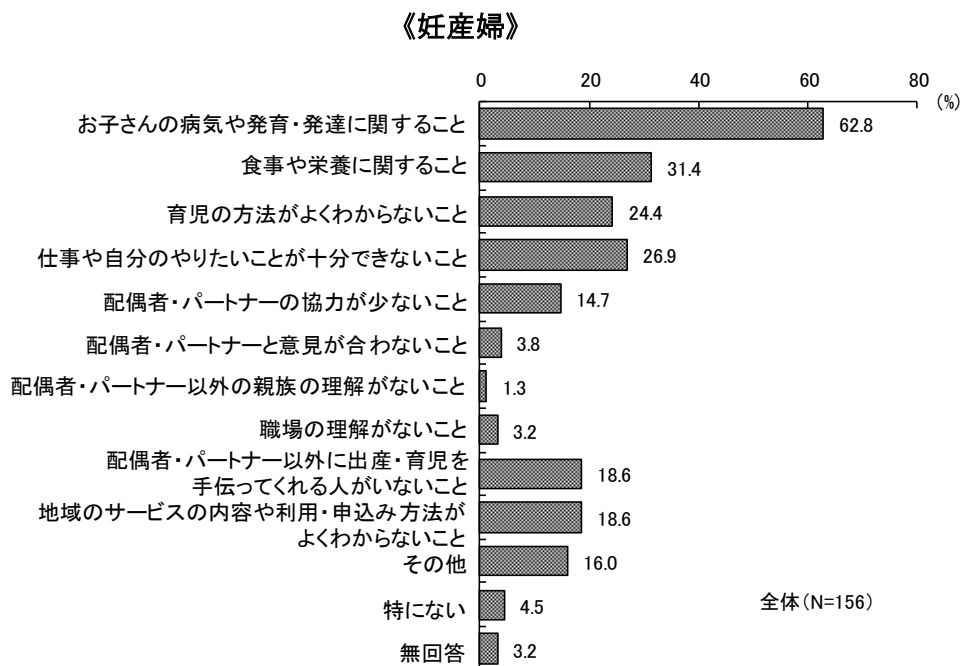
図8 出産やその後の育児の不安感・負担感(全体)<出産した方>



◆出産・育児に関して不安に感じていること（妊産婦）

妊産婦では、出産・育児に関して不安に感じていることは、「お子さんの病気や発育・発達に関すること（62.8%）」が最も多く、「食事や栄養に関すること（31.4%）」、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと（26.9%）」が続いています。

図9 出産・育児に関して不安に感じていること(全体:複数回答)

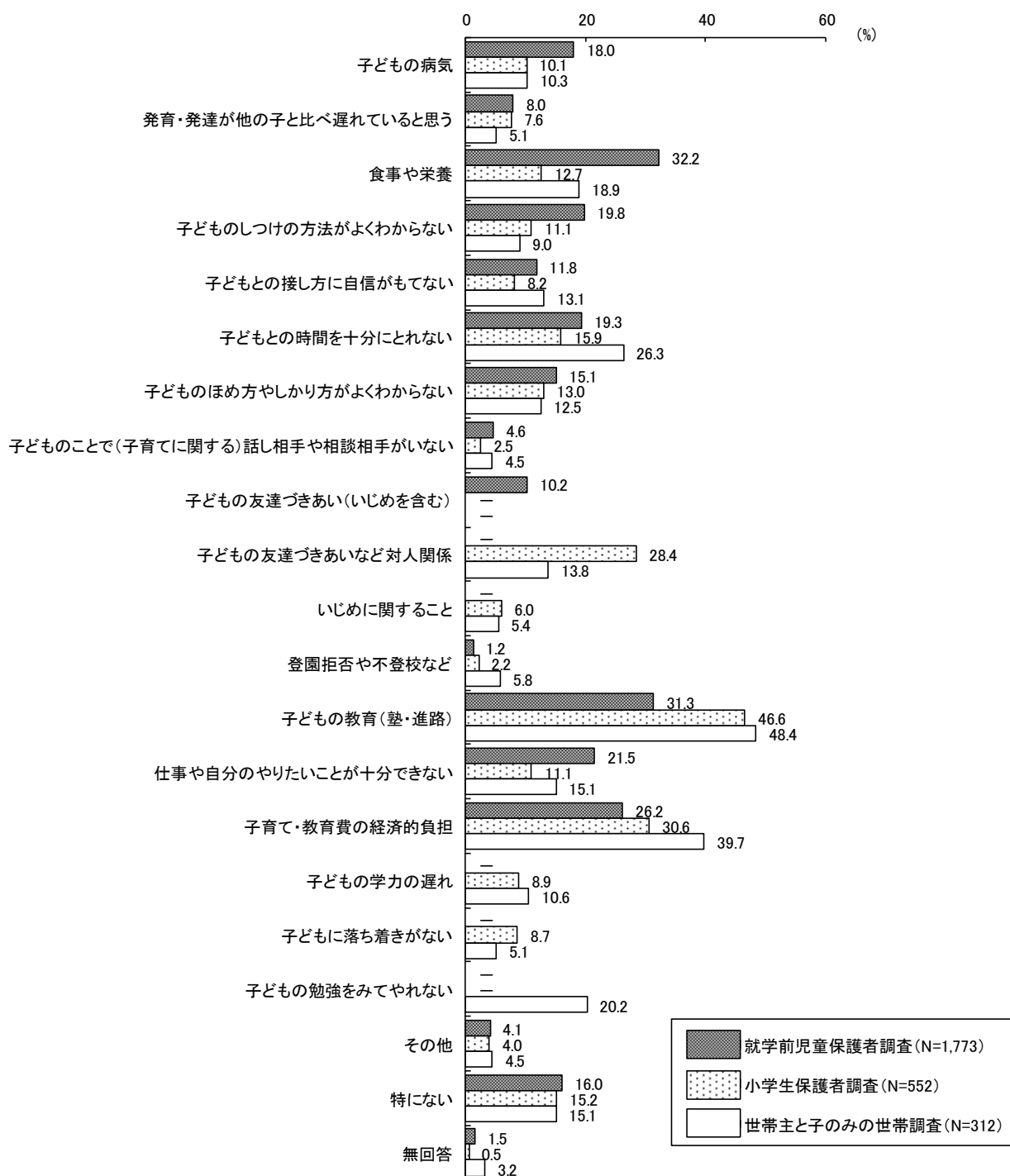


◆子育てに関して悩んでいること・気になること

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯)

子育てに関して悩んでいること・気になることは、就学前児童の保護者では、「食事や栄養」、小学生の保護者、ひとり親世帯ではいずれも「子どもの教育（塾、進路）」が最も多くなっています。

図 10 子育てに関して悩んでいること・気になること(全体:複数回答)



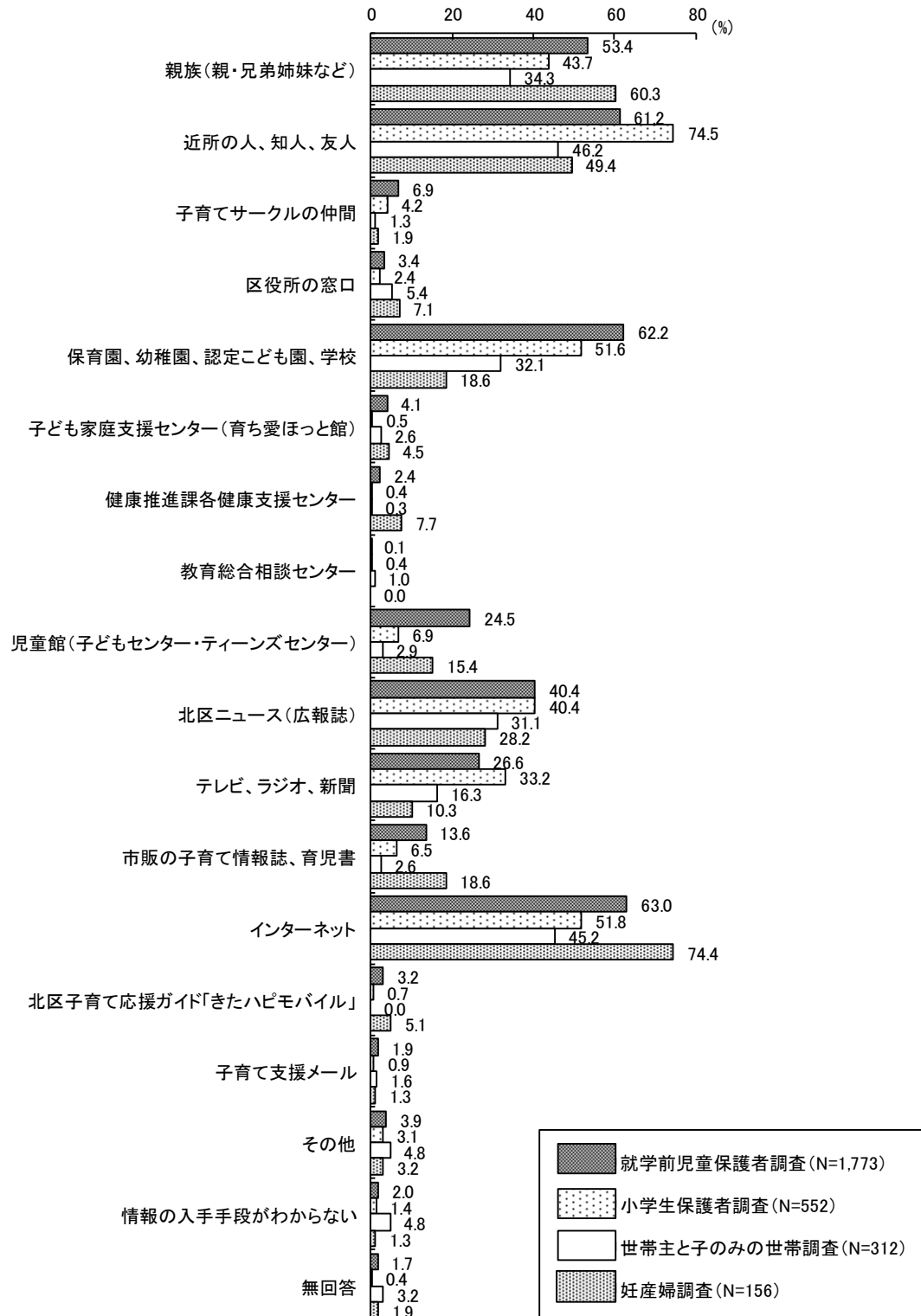
④ 子育てに関する情報、相談相手

◆子育て関連の情報入手方法

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯、妊産婦)

各調査の子育て関連の情報入手方法においては、友人・知人、親族など身近な人、インターネットの割合が高くなっています。特に妊産婦では「インターネット」が最も多くなっています。

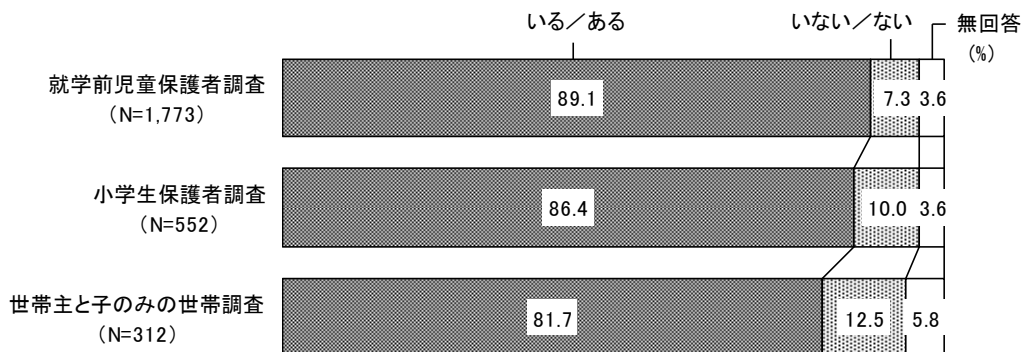
図 11 子育て関連の情報入手方法(全体:複数回答)



◆子育てに関して気軽に相談できる人・場所の有無
(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯)

就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯いずれも、相談できる人や場所などの相談先が「いる／ある」が8割台ですが、「いない／ない」も1割程度見られます。

図12 子育てをする上で気軽に相談できる人・場所の有無(全体)

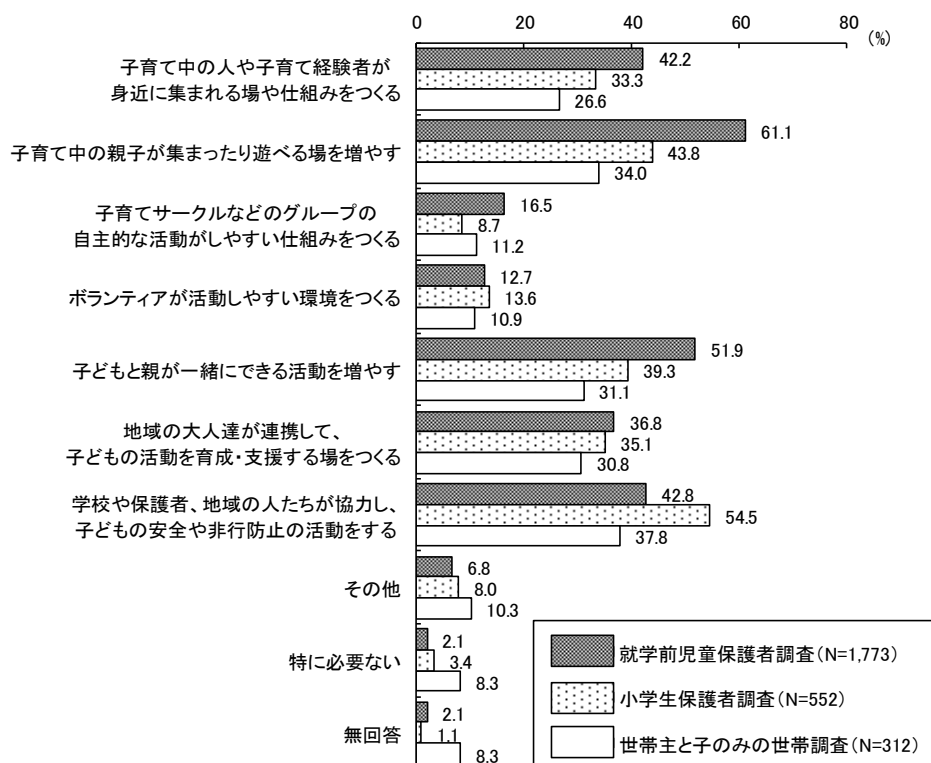


⑤ 子育てに関する地域とのつながり

◆安心して子育てをするために地域で必要な取組み
(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯)

安心して子育てをするために地域で必要な取組みについて、就学前児童の保護者では「子育て中の親子が集まったり遊べる場所を増やす」が最も多く、小学生の保護者、ひとり親世帯では、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」が最も多くなっています。

図13 安心して子育てをするために地域で必要な取組み(全体:複数回答)

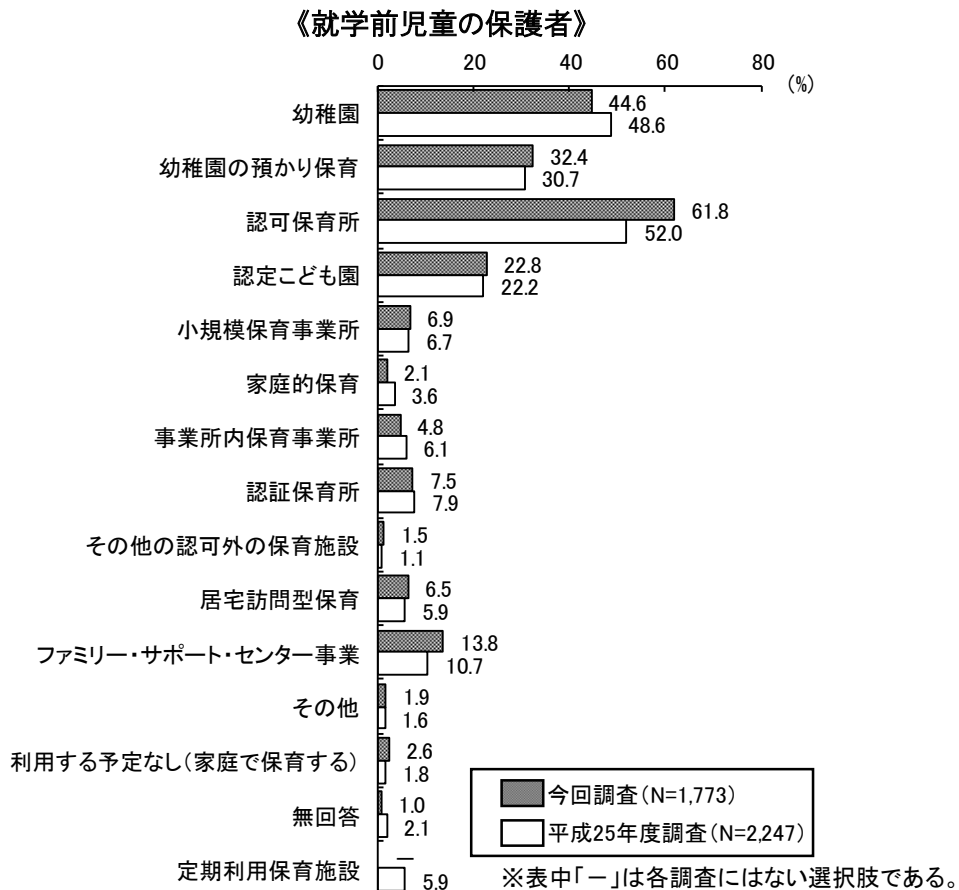


⑥ 教育・保育事業、地域子育て支援事業の利用

◆定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童の保護者）

就学前児童の保護者では、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所（61.8%）」が最も多く、「幼稚園（44.6%）」、「幼稚園の預かり保育（32.4%）」、「認定こども園（22.8%）」が続いています。前回調査と比較すると、「認可保育所」の割合が9.8ポイント高くなっています。

図 14 定期的に利用したい教育・保育事業(全体:複数回答)【経年比較】

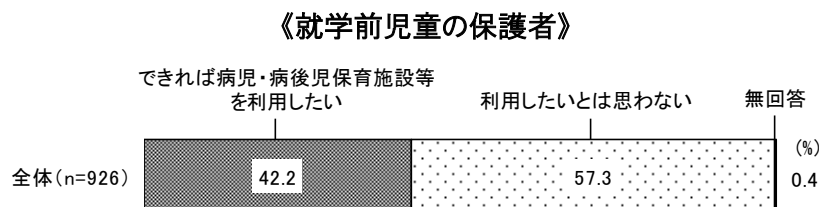


◆病児・病後児の保育サービスを利用したいと思ったことの有無（就学前児童の保護者）

就学前児童の保護者では、小病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったとき親が子どもを看たと回答した方に、病児・病後児の保育サービスを利用したいと思ったことの有無をたずねたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい（42.2%）」が4割強となっています。

図 15 病児・病後児の保育サービスを利用したいと思ったことの有無(全体)

＜病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったとき親が子どもを看たと回答した方＞



◆一時預かり等の今後の利用希望の有無（就学前児童の保護者）

就学前児童の保護者では、一時預かり等の事業の今後の利用希望の有無は、「利用したい」が4割台となっています。

図 16 一時預かり等の事業の今後の利用希望の有無(全体)
《就学前児童の保護者》

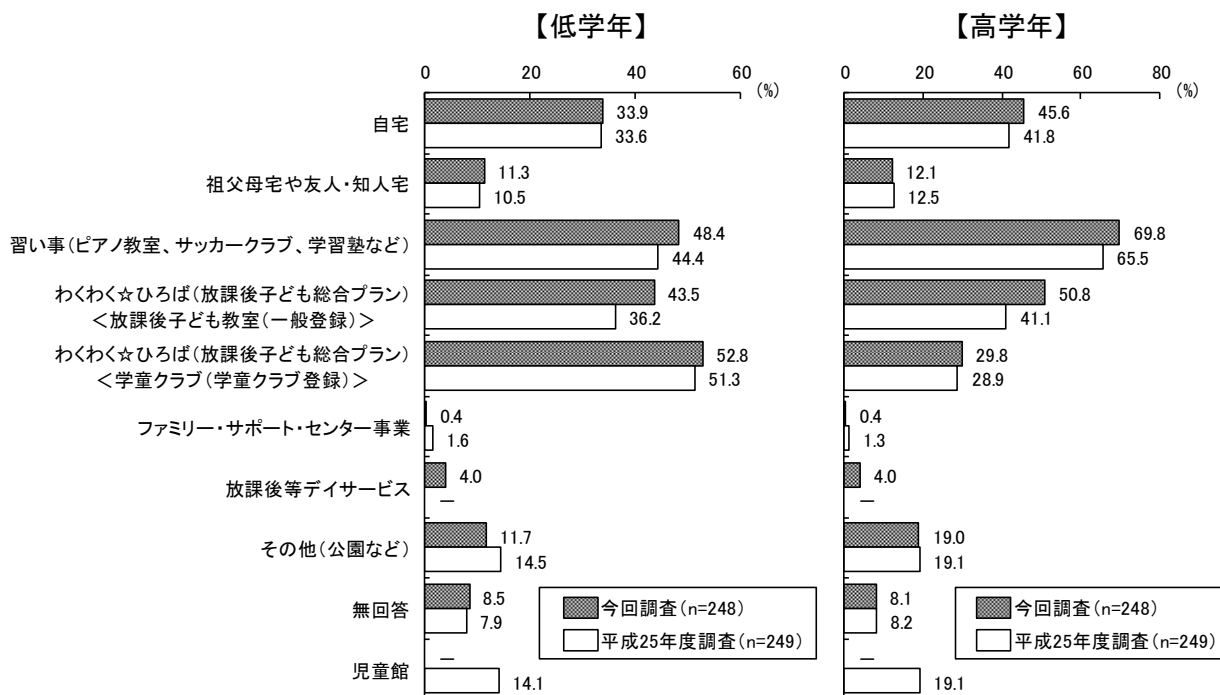


◆小学校入学後、放課後過ごす場所の希望（就学前児童の保護者）

就学前児童の保護者では、小学校入学後の放課後過ごす場所の希望として、低学年時は学童クラブが 52.8%、放課後子ども教室が 43.5%で、高学年時は学童クラブが 29.8%、放課後子ども教室が 50.8%となっています。

図 17 小学校入学後、放課後過ごす場所(全体:複数回答)【経年比較】

《就学前児童の保護者》

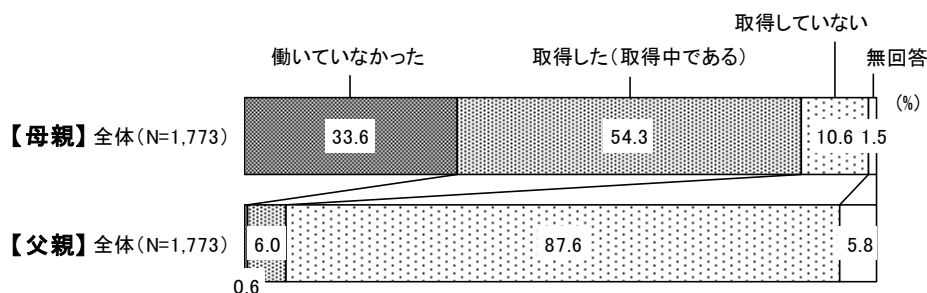


⑦ ワーク・ライフ・バランス

◆育児休業の取得の有無（就学前児童の保護者）

就学前児童の保護者では、育児休業を「取得した（取得中である）」割合は、母親が54.3%であるのに対し、父親は6.0%にとどまっています。

図 18 母親・父親の育児休業の取得の有無(全体)
《就学前児童の保護者》



◆育児休業の取得しやすさ（25～44歳の区民）

25～44歳の区民では、子どもがいる男性で育児休業を「取得しやすい」と感じているのは18.8%のみとなっています。

図 19 育児休業制度の取得しやすさ(全体)＜フルタイムの方＞
《25歳～44歳の区民》

		取得しやすいと思う (%)	取得しやすかと思う (%)	どちらかといえば思う (%)	取得しにくいと思う (%)	わからない (%)	無回答 (%)
全体 (n=179)		40.2	29.1	11.7	13.4	5.6	0.0
性別・子の有無別	男性・子ども有 (n= 32)	18.8	28.1	21.9	28.1	3.1	0.0
	男性・子ども無 (n= 39)	28.2	38.5	10.3	15.4	7.7	0.0
	女性・子ども有 (n= 37)	70.3	10.8	8.1	5.4	5.4	0.0
	女性・子ども無 (n= 66)	37.9	34.8	10.6	10.6	6.1	0.0

◆家事・育児に費やす時間（25歳～44歳の区民）

25歳～44歳の区民では、子どもがいる女性の家事・育児に費やす時間は、平日も休日も「8時間以上」が最も多くなっています。一方、子どもがいる男性は、平日は「1～2時間未満」、休日は「8時間以上」が最も多くなっています。

図20 家事・育児に費やす時間(平日)(全体、性・子の有無別)
《25歳～44歳の区民》

		(%)											
		0分	1分～1時間未満	1～2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8時間以上	無回答	平均時間
全体 (N=264)		13.6	13.3	18.2	10.2	6.4	5.3	4.5	3.4	1.5	16.3	7.2	4.0時間
性・子の有無別	男性・子ども有 (n= 33)	33.3	18.2	27.3	3.0	3.0	6.1	3.0	0.0	0.0	0.0	6.1	1.0時間
	男性・子ども無 (n= 52)	25.0	28.8	25.0	5.8	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	11.5	0.8時間
	女性・子ども有 (n= 85)	0.0	0.0	0.0	3.5	9.4	10.6	11.8	8.2	4.7	49.4	2.4	9.4時間
	女性・子ども無 (n= 84)	10.7	16.7	27.4	23.8	6.0	3.6	0.0	2.4	0.0	0.0	9.5	1.5時間

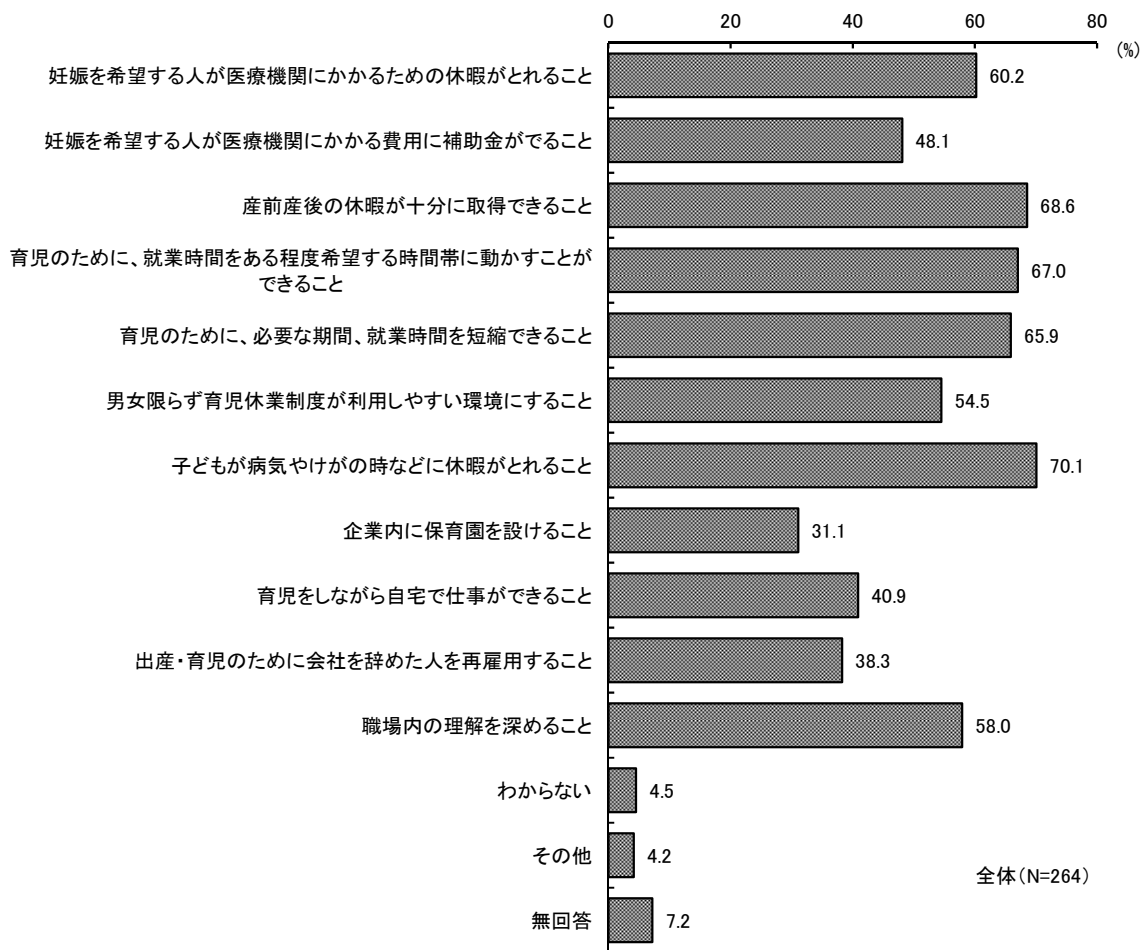
図21 家事・育児に費やす時間(休日)(全体、性・子の有無別)
《25歳～44歳の区民》

		(%)											
		0分	1分～1時間未満	1～2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8時間以上	無回答	平均時間
全体 (N=264)		6.4	4.5	9.1	15.2	12.1	4.9	4.5	3.8	0.0	25.8	13.6	5.9時間
性・子の有無別	男性・子ども有 (n= 33)	9.1	6.1	15.2	15.2	9.1	3.0	6.1	3.0	0.0	21.2	12.1	4.7時間
	男性・子ども無 (n= 52)	13.5	11.5	23.1	23.1	11.5	0.0	1.9	0.0	0.0	1.9	13.5	1.6時間
	女性・子ども有 (n= 85)	1.2	0.0	0.0	0.0	4.7	3.5	3.5	4.7	0.0	67.1	15.3	12.6時間
	女性・子ども無 (n= 84)	6.0	4.8	8.3	23.8	22.6	9.5	7.1	4.8	0.0	2.4	10.7	2.8時間

◆子育てと仕事を両立するために希望する企業の取組み（25歳～44歳の区民）

25歳～44歳の区民では、妊娠・出産や子育てと仕事の両立を図りやすくするために企業に普及してもらいたいことは、「子どもが病気やけがの時などに休暇がとれること（70.1%）」が最も多く、「産前産後の休暇が十分に取得できること（68.6%）」、「育児のために、就業時間のある程度希望する時間帯に動かすことができること（67.0%）」が続いています。

図 22 妊娠・出産や子育てと仕事の両立を図りやすくするために企業に普及してもらいたいこと
（全体：複数回答）《25歳～44歳の区民》

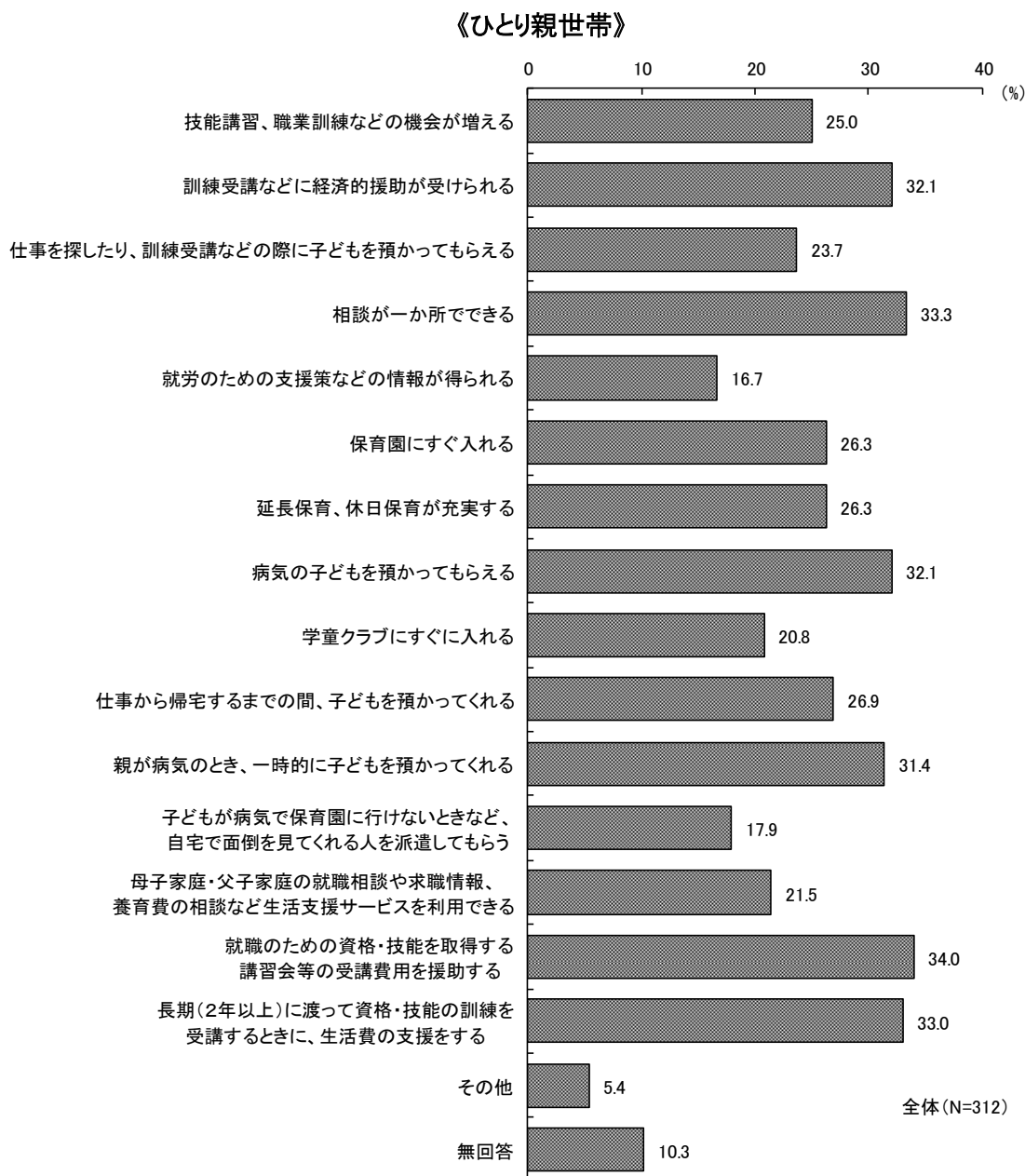


⑧ ひとり親支援

◆就労や仕事のために希望する区からの支援（ひとり親世帯）

ひとり親世帯では、就労や仕事のために希望する区からの支援は、「就職のための資格・技能を取得する講習会等の受講費用を援助する（34.0%）」が最も多く、「相談が一か所のできる（33.3%）」、「長期（2年以上）に渡って資格・技能の訓練を受講するときに、生活費を支援する（33.0%）」が続いています。

図 23 就労や仕事のために希望する区からの支援（全体：複数回答）



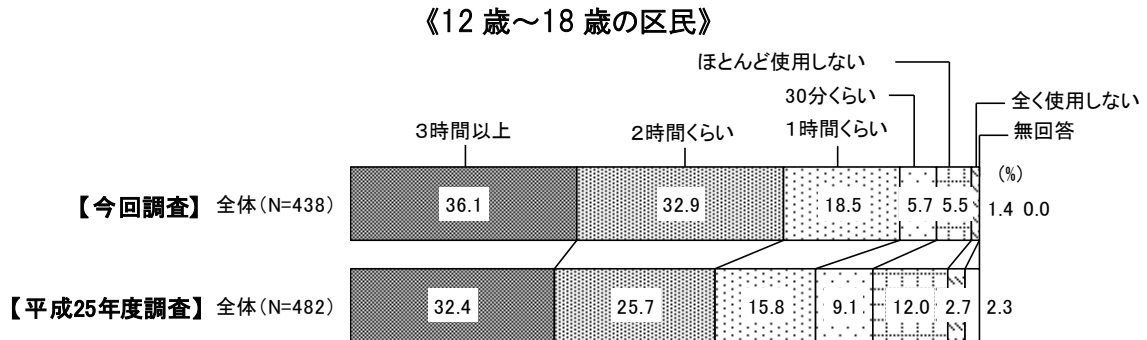
⑨ 12～18 歳（中高生）の生活

◆1日のインターネットの使用時間

（12 歳～18 歳の区民）

12 歳～18 歳の区民では、インターネットの一日の利用時間が「3時間以上」と「2時間くらい」を合計した割合を、前回調査（平成 25 年度）と比較すると、58.1%から 69.0%に増えています。

図 24 1日のインターネット(パソコン、スマートフォン等)の使用時間(全体)【経年比較】

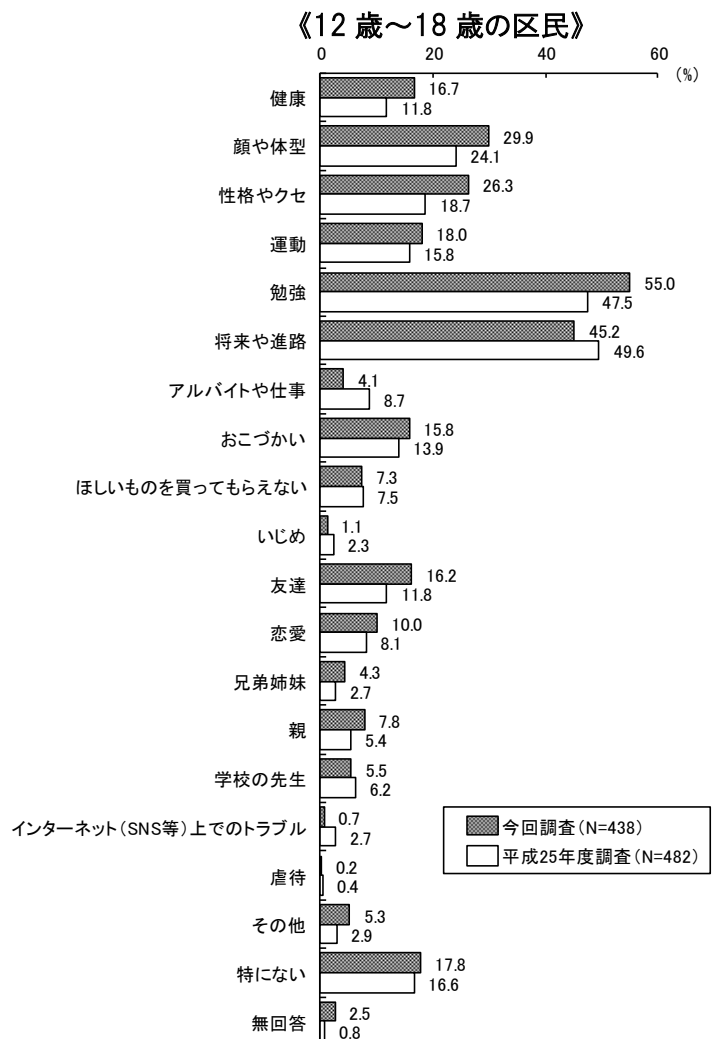


◆悩みごとについて（12 歳～18 歳の区民）

12 歳～18 歳の区民では、悩みごとについて、「勉強（55.0%）」が最も多く、「将来や進路（45.2%）」、「顔や体型（29.9%）」が続いています。「特にない」は 16.6%にとどまり、ほとんどの人に悩みごとがあります。

前回調査と比較すると、「勉強」が 7.5 ポイント高くなり、前回最も多かった「将来や進路」から順位が入れ替わっています。

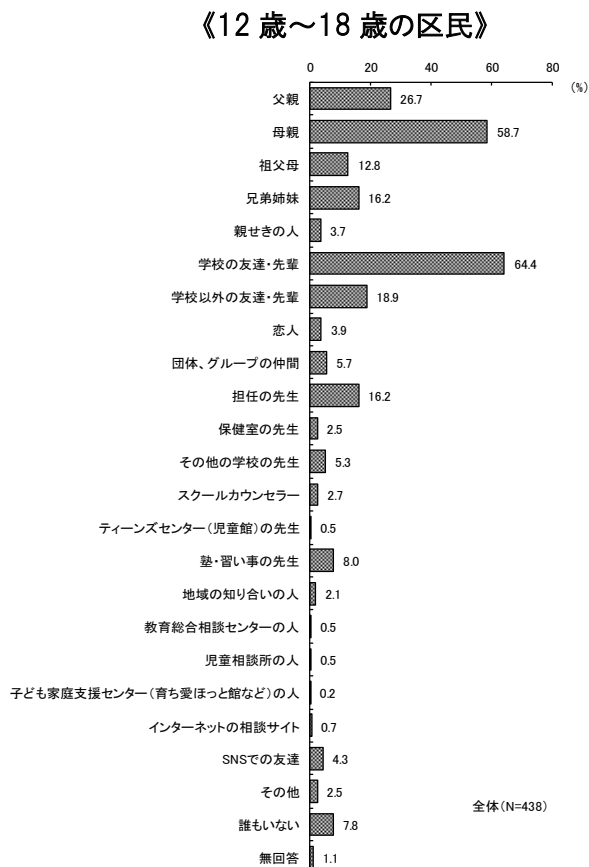
図 25 悩みごとについて(全体:複数回答)【経年比較】



◆気軽に話せる相談相手（12歳～18歳の区民）

12歳～18歳の区民では、気軽に話せる相談相手は、「学校の友達・先輩（64.4%）」が最も多く、「母親（58.7%）」、「父親（26.7%）」が続いています。

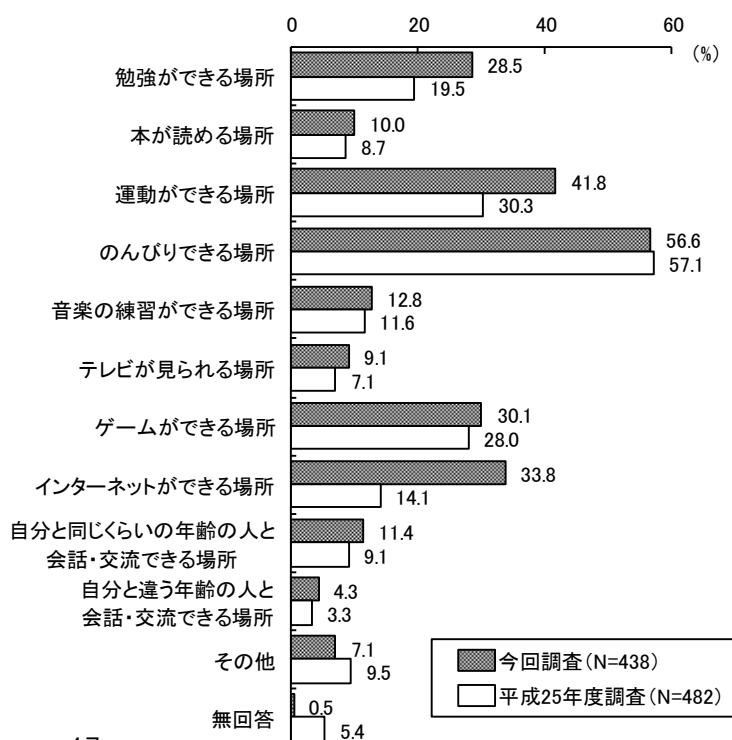
図26 相談相手(全体:複数回答)



◆放課後や休日に友達と過ごしたい場所（12歳～18歳の区民）

12歳～18歳の区民では、放課後や休日に友達と過ごしたい場所は、「のんびりできる場所」が最も多くなっていますが、前回調査から比べ「インターネットができる場所」、「運動ができる場所」の希望が増えています。

図27 放課後、休日に友人と過ごす場所としてほしい場所(全体:複数回答)【経年比較】《12歳～18歳の区民》



◆ティーンズセンターの認知度・希望（12歳～18歳の区民）

12歳～18歳の区民では、ティーンズセンターの認知度は、「知らなかった（85.8%）」が8割台であり、「知っている（7.3%）」と「聞いたことがある（5.9%）」を合計すると1割強となっています。

ティーンズセンターの利用希望は、平日・休日ともに半数は利用したいと回答しています。

ティーンズセンターでできるとよいことでは「自習や勉強ができる」が最も多くなっています。

図 28 ティーンズセンターの認知度(全体)《12歳～18歳の区民》

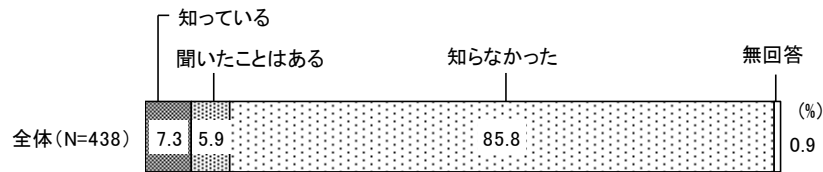


図 29 ティーンズセンターの平日の利用希望(全体)《12歳～18歳の区民》

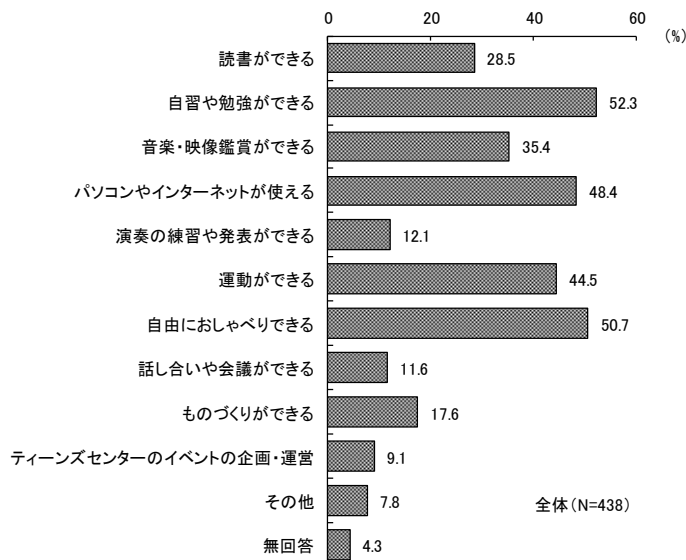


図 30 ティーンズセンターの土日・祝日の利用希望(全体)《12歳～18歳の区民》



図 31 ティーンズセンターでできるとよいこと(全体:複数回答)

《12歳～18歳の区民》



⑩ 子育て全般

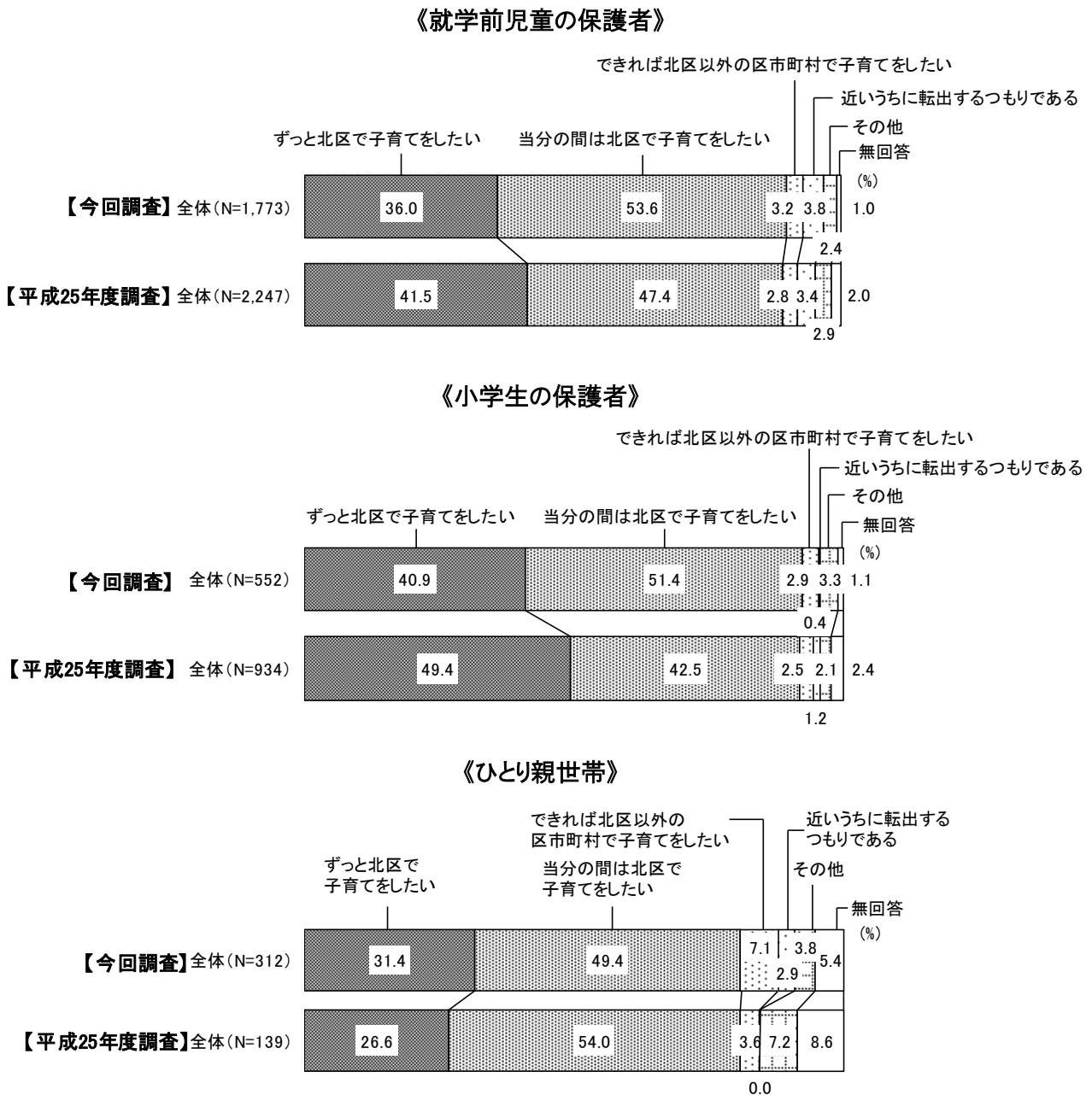
◆ 今後も北区で子育てをしたいと思うか

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯)

今後も北区で子育てをしたいと思うかについて、「ずっと北区で子育てをしたい」と「当分の間は北区で子育てをしたい」を合計すると、就学前児童の保護者では89.6%、小学生の保護者では92.3%、ひとり親世帯では80.8%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童の保護者、小学生の保護者では「ずっと北区で子育てをしたい」の割合が低くなっていますが、ひとり親世帯では、その割合は高くなっています。

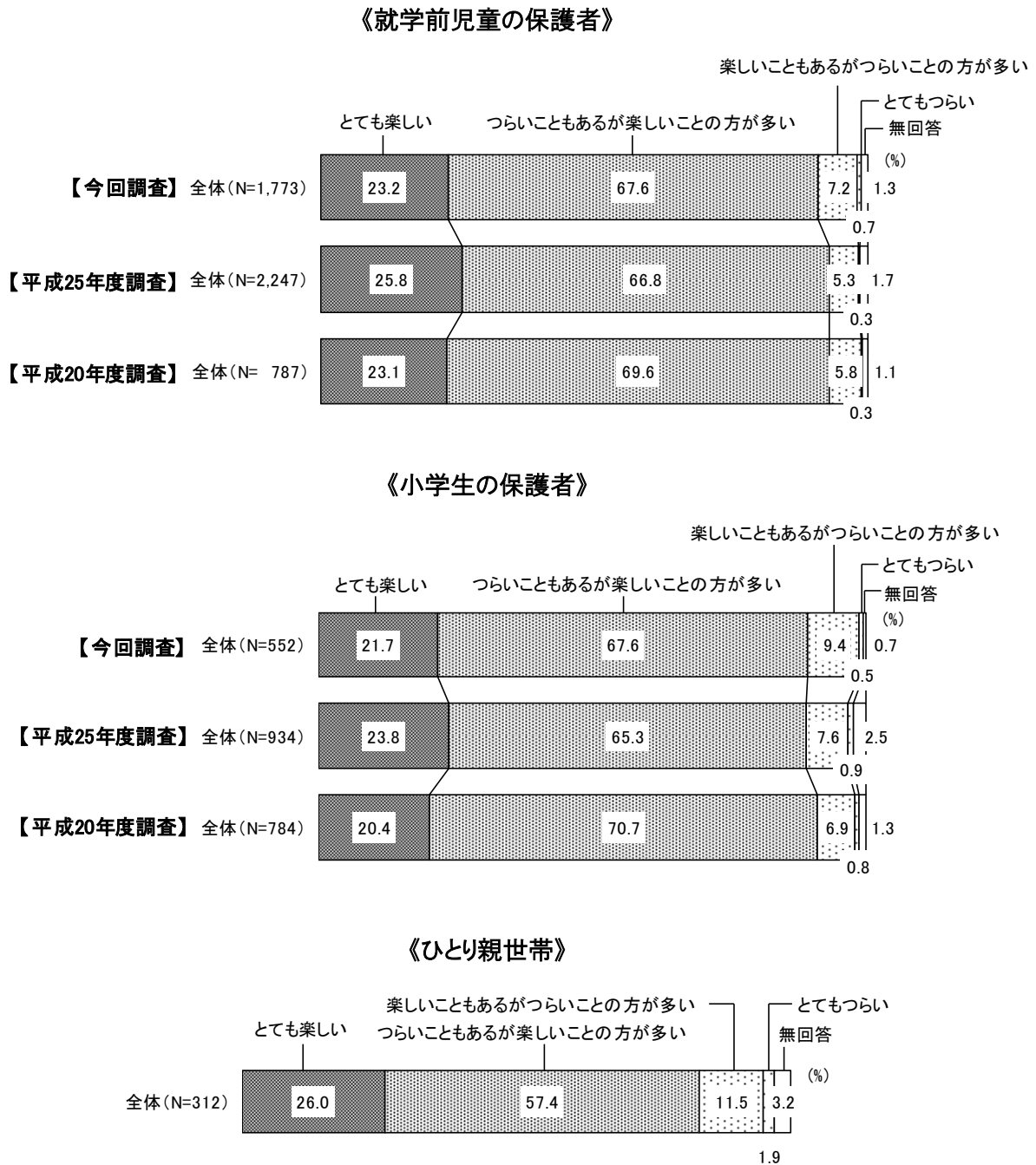
図 32 今後も北区で子育てをしたいと思うか(全体)【経年比較】



◆子育てが楽しいか（就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯）

子育てが楽しいかたずねたところ、「とても楽しい」と「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」を合計した割合は、就学前児童の保護者では90.8%、小学生の保護者では89.3%、ひとり親世帯では83.4%となっています。また、「楽しいこともあるがつらいことの方が多い」と「とてもつらい」を合計した割合は、就学前児童の保護者では7.9%、小学生の保護者では9.4%、ひとり親世帯では13.4%となっています。

図 33 子育てが楽しいか(全体)【経年比較】



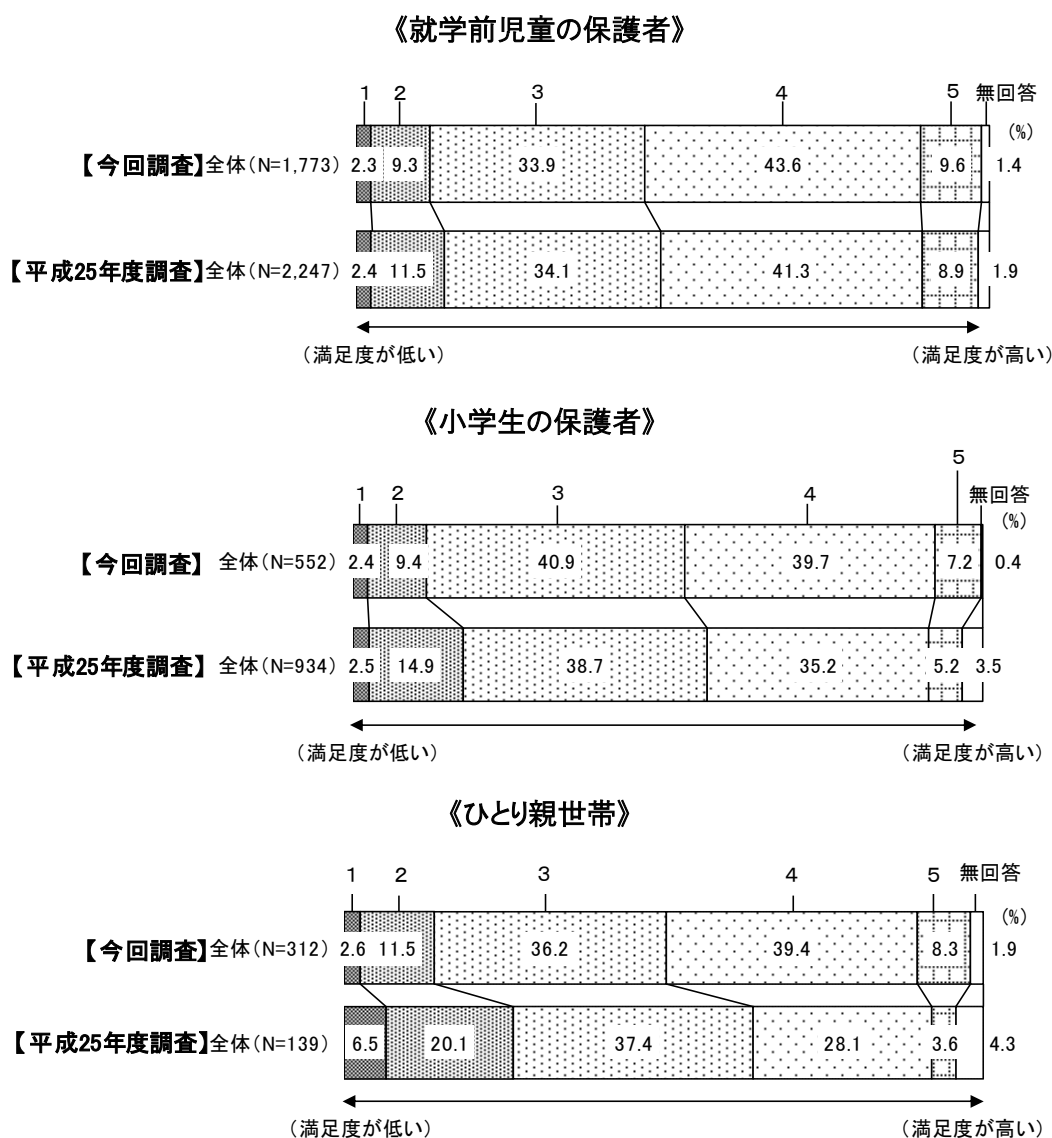
◆北区の子育て環境や支援への満足度

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯)

北区の子育て環境や支援への満足度について、満足度が高い方の「4」と「5」を合計した割合は、就学前児童の保護者では53.2%、小学生の保護者では46.9%、ひとり親世帯では47.7%となっています。満足度が低い方の「1」と「2」を合計した割合は、就学前児童の保護者では11.6%、小学生の保護者では11.8%、ひとり親世帯では14.1%となっています。

前回調査と比較すると、満足度の高い方の「4」と「5」を合計した割合は、就学前児童の保護者では3.0ポイント、小学生の保護者では6.5ポイント、ひとり親世帯では16.0ポイント高くなっています。

図 34 北区の子育て環境や支援への満足度(全体)【経年比較】

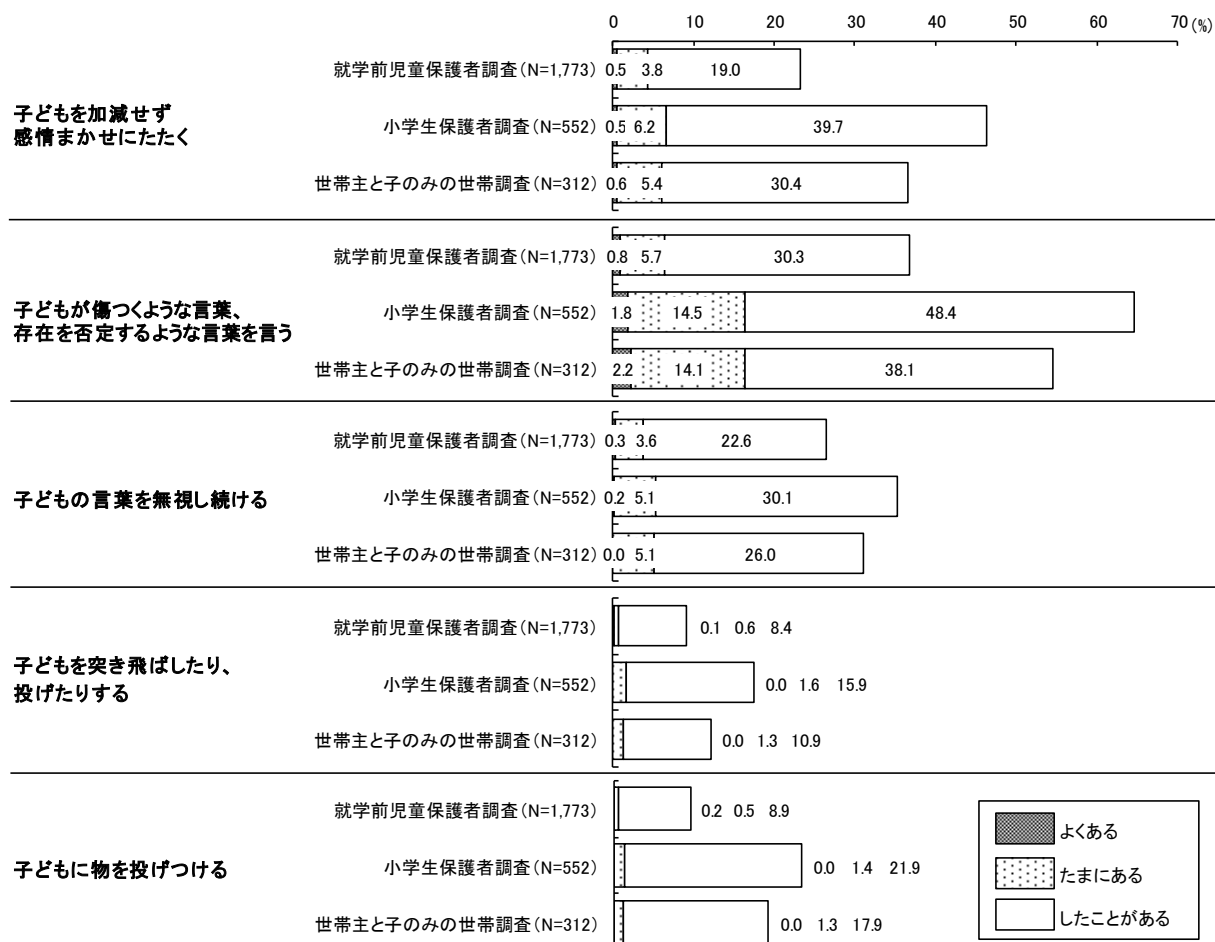


◆子どもへの接し方

(就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯)

就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯の結果からは、子どもに対して辛く当たったことがあるという人が一定数見られます。

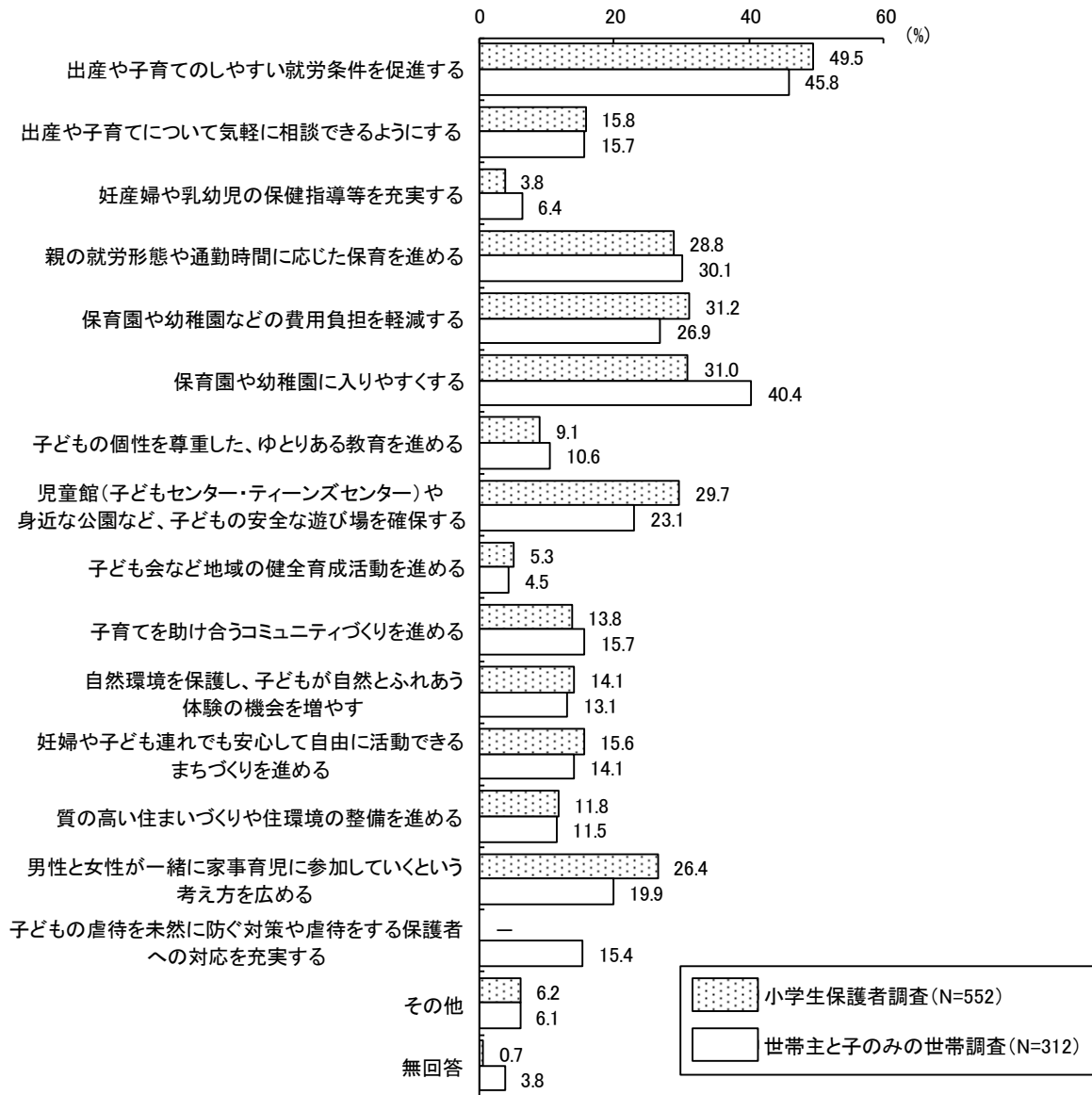
図 35 子どもへの接し方(全体)



◆子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること
(小学生の保護者、ひとり親世帯)

子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることは、小学生の保護者、ひとり親世帯ともに「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が最も多く、「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が続いています。

図 36 子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること(全体:複数回答)



(1) 家庭の育てる力の支援

◆多様な保育サービスの充実と質の確保

北区では保育園の整備を進めており、平成27年から平成31年の5年間で、保育園の定員数は2,430人増加し、在籍者数は1,810人増加しています。しかし、依然として平成31年4月時点で119人の保育所待機児童が発生しています。

学童クラブでは、平成27年から平成31年の5年間で、定員数は450人増加し、在籍者数は342人増加しています。しかし、依然として平成31年4月時点で6校80人の待機児童が発生しています。

ニーズ調査の結果では、フルタイムで働く母親が増加しており、就学前児童においては認可保育園への高い保育ニーズが見られます。そのため、引き続き保育園の整備を進めるとともに、令和元年10月より実施の幼児教育・保育無償化による保育ニーズ増加への対応を進めていく必要があります。また、待機児童が発生している学童クラブについても、整備を進める必要があります。

就学前児童の保護者を対象にしたニーズ調査では、教育・保育事業に加え、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等、多様な保育サービスへの希望が見られます。保護者の働き方が多様化している現状から、様々な保育サービスの充実が求められています。

保育サービスを充実する一方で、保育サービスの質の向上や、保育士の人材確保も求められており、安心して子どもを預けられる環境づくりを進める必要があります。

◆子育て支援に関する情報の提供・発信

ニーズ調査の子育て関連の情報入手方法においては、友人・知人、親族など身近な人以外からの情報入手方法では、「インターネット」の割合が高くなっています。特に妊産婦では、身近な人も上回り「インターネット」が7割を超え最も多くなっています。

北区ではスマートフォンアプリ「きたハピモバイル～予防接種スケジュールナビ～」などの新しい媒体を用いた情報発信も進めてきましたが、今後もインターネットやスマートフォンを用いた情報提供・発信を進め、アプリの認知度を向上させいくとともに、様々な媒体を用いた情報発信も充実させる必要があります。

◆保護者の経済的負担の軽減

就学前児童の保護者、小学生の保護者、ひとり親世帯を対象にしたニーズ調査の結果では、子育てに関して悩んでいること・気になることで「子どもの教育」、「子育て・教育費の経済的負担」が多くなっています。

子育てに関する悩みなどを身近な場所で気軽に相談できる体制を充実させるとともに、経済的な負担をやわらげるための支援が求められています。令和元（2019）年10月1日から

幼児教育・保育無償化がはじまり、さらなる経済的負担の軽減についても検討していく必要があります。

◆妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

妊産婦を対象にしたニーズ調査の結果では、妊婦・産婦ともに出産や育児について3分の2の人が「非常に不安や負担を感じた」、「何となく不安や負担を感じた」と答えています。

北区では、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うために、妊産婦健康診査、妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業、産前産後サポート事業を行うとともに、区内3か所の健康支援センターにおいて「子育て世代包括支援センター事業」を実施しています。今後も妊娠・出産・子育ての各期において、母親が不安を感じることがないように、母子保健サービスや子育て支援サービスを継続的かつ包括的に実施するとともに、子どもセンター（児童館）や保育園等の身近な場所で気軽に相談できる体制を整える必要があります。

(2) 子育て家庭を支援する地域づくり

◆地域における子育て家庭への支援の充実

妊産婦を対象にしたニーズ調査の結果から妊婦・産婦同士の交流が少ない状況が見られ、特に北区の居住年数が短い人ほどその傾向が見られます。

また、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象にしたニーズ調査では、子どもをみてもらえる親族・知人がいない人、子育て仲間のいない人の割合が、前回調査より高くなっています。保育園や幼稚園を利用していない、在宅で子育てをしている保護者などが孤立しないように、子育て世代が集うことができる拠点や事業の充実が必要です。

◆地域における子育て支援活動の充実と担い手の育成

都市化や高齢化の進展により、町会・自治会といった地域共同体の機能が低下しています。また、少子化や核家族化、共働き家庭の増加などの家庭環境の変化により、地域のつながりが希薄化しているの現状が続いています。

子育て世代が地域とつながることができるような活動・イベント等を支援するとともに、地域の子育て支援活動団体の支援、子育て支援の担い手を確保・育成することが重要です。また、子育て支援活動団体がネットワークで結ばれることも重要です。

◆子どもの安全対策

小学生の保護者とひとり親世帯を対象としたニーズ調査の結果では、安心して子育てをするために地域で必要な取組みとして、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」が最も多く、また小学生の保護者では、子どもの安全を守るために重要だと思うことで、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取組み」が5割となっています。子どもや保護者が普段から地域とつながり、登下校時の見守りや安全点検など、地域ぐるみで子どもたちを見守る活動などへの支援を充実させることが必要です。

また、ニーズ調査の自由意見欄には、子どもを受動喫煙から守る取り組みへの意見が多く寄せられており、東京都子どもを受動喫煙から守る条例等に基づき、子どもに受動喫煙をさせないための取り組みを進める必要があります。

(3) 未来を担う人づくり

◆就学前教育の充実

就学前児童の保護者を対象にしたニーズ調査の結果では、子育てに関して悩んでいること・気になることとして、「食事や栄養」に次いで「子どもの教育」が多くなっています。

就学前の子どもが、幼稚園や保育園といった利用施設にかかわらず、十分な就学前教育・保育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりが必要です。そのためには、就学前教育・保育に携わる者が高度な知識と経験を備え、家庭とも連携を図りながら質の高い就学前教育・保育を提供することが必要です。また、幼保小の連携により、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図る必要があります。

◆教育の場における子育ての支援と体験機会の提供

学校教育の使命は未来を担う人づくりであり、そのためにも子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことが重要です。学校教育の目的を達成するためには、学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育をさらに充実させるとともに、家庭や地域社会との連携を深めていく必要があります。

また、グローバル化の進展や情報通信技術の進歩など、激しい時代の変化にも対応しながらたくましく生き抜く力を持った人間を育むことが期待されます。

小学生の保護者を対象にしたニーズ調査の結果では、子どもに今後体験させたいこととして、「自然と接する機会を持たせたい」が最も多く、「仲間や友人と交流する機会を持たせたい」、「地域でのスポーツ活動に参加させたい」、「文化や芸術などに親しませたい」、「外国人と交流させたい」も多くなっています。

生命を尊び、相手を思いやる心を様々な遊びや体験を通して育んでいくため、豊かな体験活動の機会を提供し、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を身につけ、自己肯定感を高め、自己実現を図ることができるよう支援することが大切です。

◆性の多様性の理解促進

人には、年齢、生活習慣や人生観などに多様性があり、一人ひとりに個性・特徴があります。性の多様性においても性的指向や性自認に対する様々なあり方があるとされます。性的少数者が直面する課題は、教育・就労・公共サービスなどの様々な場面に及んでいます。性の多様性の理解促進として、正しい知識を理解してもらうための啓発や、性的少数者の相談体制を充実させることが求められています。

◆インターネット（パソコン、スマートフォン等）の使い方の啓発

12歳～18歳の区民を対象にしたニーズ調査の結果では、インターネットの一日の利用時間について、2時間以上が7割弱となっており、前回調査より増えています。1時間以上では9割近くにもものぼります。子どもがインターネット利用に関するトラブルに遭わないよう、使用方法などについて、より一層意識啓発を行う必要があります。

◆中高生世代の居場所づくり

12歳～18歳の区民を対象にしたニーズ調査の結果では、中高生世代が仲間づくりや活動ができる場所として、児童館からの移行を進めているティーンズセンター認知度は、「知っている」と「聞いたことはある」を合計しても13.2%に留まっていますが、利用希望は、平日・休日ともに半数は利用したいと回答しています。ティーンズセンターでできるとよいことでは「自習や勉強ができる」が最も多くなっています。

再整備が予定されている浮間子ども・ティーンズセンターや、今後児童館から移行するティーンズセンターにおいては、利用者の希望を把握しながら運営方法を検討していく必要があります。

（4）特に配慮が必要な子どもと家庭への支援

◆児童虐待の防止と保護者への支援

全国的に児童相談所への児童虐待相談件数は増加しており、重篤な児童虐待事件も後を絶たず社会問題となっていることから、国も児童虐待防止対策を強化しています。

北区でも、子ども家庭支援センターの虐待相談件数は年々増加していることから、児童相談所と連携した取組みを進めるとともに、保護者が孤立しないよう切れ目のない相談支援体制を構築し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図る必要があります。また、児童相談所設置に向けた検討を進めていく必要があります。

◆障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

障害またはその疑いがある子どもについては、早期相談・早期療育が可能となるように、あらゆる機会での支援につながるができるように、子ども発達支援センターさくらんぼ園を中心に関係機関が連携していく必要があります。

また、特別支援教育において、北区では平成30年（2018年）3月に「第三次北区特別支援教育推進計画」を策定し、インクルーシブ教育システムの構築に向けた、特別支援教育の充実を目指しています。今後も計画に基づく取組みを、社会環境の変化などにも対応しながら推進していくことが重要です。

◆ひとり親家庭への支援

北区の母子世帯数・父子世帯数は、平成27年（2015年）の国勢調査では、それぞれ1,347世帯、103世帯です。ひとり親家庭には、安心して子育てできるための支援や生活の場の整

備、経済的自立のための就労支援、子どもの育成に十分な養育費の確保、自立を支援する経済的支援体制の整備などが重要です。親子が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進することが必要です。

また、ニーズ調査の結果から、区の制度・事業についての認知度は、児童育成手当・児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成制度に関しては9割前後となっていますが、その他の制度はすべて5割以上知られていないとの回答でした（無回答含む）。ひとり親家庭を支援する制度・事業のさらなる周知が必要です。

◆生活困窮家庭への支援

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、また、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、平成29年3月に策定した「北区子どもの未来応援プラン」に基づき、社会環境の変化などにも対応しながら、貧困の連鎖の解消へ取り組みを進める必要があります。

◆多文化共生に向けた支援

北区では外国人住民が増加しており、子ども、保護者ともに言語や生活習慣の違いから悩みや困難を抱える人も多くなっています。

日本語を母語としない子どもに対し、日本語を習得するために支援するとともに、その保護者が安心して子育てができるように、子育てに関する情報の多言語化を推進する必要があります。また、区民に対しても多文化共生に関する意識啓発・教育を推進する必要があります。

(5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

◆ワーク・ライフ・バランスの理解促進

社会や経済情勢の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。少子高齢化が進み、雇用環境も大きく変わっていく中で、男女の働き方や暮らし方の見直しが求められてきています。近年、男女ともに仕事と家庭の両立を意識する人が増加しています。自分自身や家族との時間を大切にしつつ、仕事との両立を図るというワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっています。

区民が個人のライフステージやニーズに応じた働き方を選択し、仕事と家庭生活、地域生活をバランスよく両立させることができるように、情報提供や意識啓発を引き続き進めることが必要です。

◆働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する企業への働きかけ

就学前児童の保護者に対するニーズ調査の結果では、父親の育児休業の取得は6.0%で、25歳～44歳の区民では、子どもがいる男性で育児休業を「取得しやすい」と感じているのは18.8%のみで、女性の70.3%と比べかなり低くなっています。

また、小学生の保護者に対するニーズ調査において、子どもを健やかに育てるために必要な

こととして「出産や子育てしやすい就労条件を促進する」が最も多くなっているほか、ひとり親世帯、25歳～44歳の区民に対するニーズ調査では、子育てと仕事を両立するために希望する企業の取組みとして「子どもの病気やケガのときなどに休暇が取れる制度」などが多くなっています。北区で実施しているワーク・ライフ・バランスに向けた制度のさらなる周知を行いながら、企業へのワーク・ライフ・バランス、働き方改革への意識啓発をより一層進めていく必要があります。

◆男女が共に担う子育てに向けた意識啓発

ニーズ調査の25歳～44歳の区民調査からは、男女で家事・育児に費やす時間に大きく違いが見られます。結婚している人のうち、70.8%が共働きの世帯となっています。また、子どもがいる女性の家事・育児に費やす時間は、平日も休日も「8時間以上」が最も多くなっています。一方、子どもがいる男性は、平日は「1～2時間未満」、休日は「8時間以上」が最も多くなっています。

男女が共に担う子育てに向けた各種講座等を充実させるとともに、子どもが固定的性別役割分担にとらわれないような意識啓発やキャリア教育を進める必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1

基本理念

子どもの笑顔 輝く北区
家庭や地域の元気が満ちるまち

「子どもの笑顔」は、子どもの育ちへの支援と子どもの人権が守られることを象徴しています。「家庭や地域の元気が満ちるまち」は、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域の人々や企業の協力・参加なくしては成り立たないため、この双方の元気が子育てに重要な役割を担っていることを示しています。また、ここでの家庭とは、親と子どもからなる家庭だけではなく、子どもが生活する様々な環境を含めた家庭を意味しています。「輝く北区」には、「子どもの笑顔」「家庭や地域の元気が満ちるまち」がそろって初めて北区が輝いてくるという思いを込めています。

(1) 基本的な視点

子どもの人権を尊重し
「子どもの最善の利益」の実現を目指す

子どもたちがもっている自ら育つ力を引き出すための支援とともに、子育てをしている保護者への支援が必要です。

これを進めるには、児童の権利に関する条約(※)にもある「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの基本的な人権を尊重することが重要であり、この子どもの基本的な人権の尊重が「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。

そのため、北区では、子どもの人権の尊重を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

(2) 基本方針

“子育て”への支援

北区のすべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組みます。

“すべて”の子育て家庭への支援

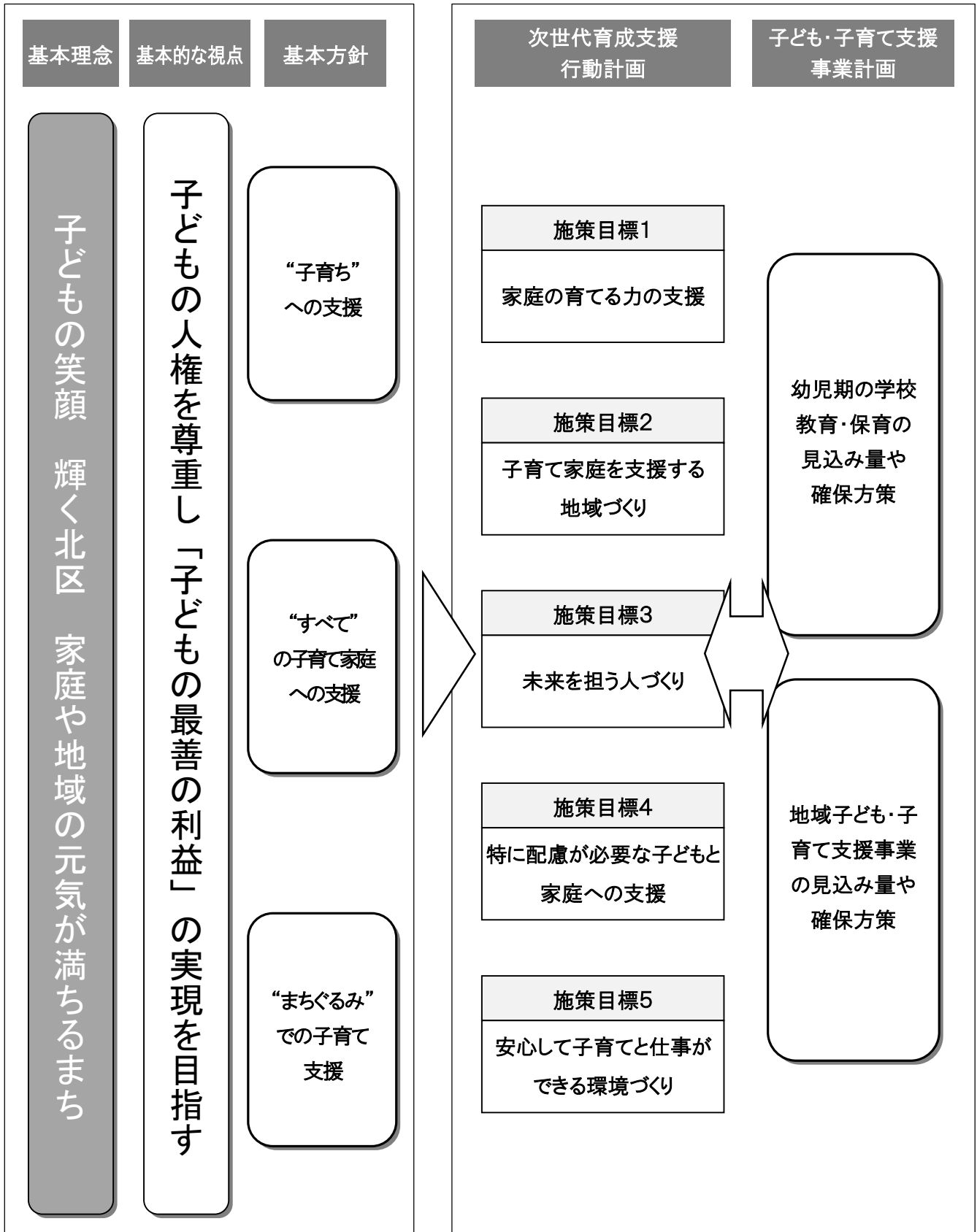
経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

“まちぐるみ”での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”と“行政”が協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

3

北区子ども・子育て支援計画 2020 の体系



第4章 次世代育成支援行動計画

1

次世代育成支援行動計画の考え方

北区子ども・子育て支援計画2015では、次世代育成支援対策推進法に基づき平成22年に策定された「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）」及び北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し事業を展開していきました。本計画でもこの考え方を踏襲するとともに、個別目標では、主な取り組みにより各事業の方向性を示し、計画を推進していきます。

本計画の基本理念である「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」の実現を目指すため、5つの施策目標を設定しました。

施策目標1 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、親育ちへの支援、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産・子育てできるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導、総合的な相談支援拠点の整備を行い、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、地域ぐるみによる子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

施策目標3 未来を担う人づくり

次世代担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や教育の場における子育て支援を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取り組みを進めるとともに、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実など切れ目のない総合的な支援を図ります。

また、特に配慮を必要とする、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援、及び多言語・多文化共生に向けた支援を進めます。

施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくり、男女が共に担う子育てなどを一層推進します。

【施策目標】

【個別目標】

<p>施策目標1 家庭の育てる力の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実 (2)子育てに関する相談・情報提供の充実 (3)親育ちの支援 (4)妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援 (5)経済的負担の軽減
<p>施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)地域における子育て家庭への支援 (2)健やかに育ち、育てる地域活動の促進 (3)地域における子育てネットワークの育成・支援 (4)地域における子育て支援の担い手の育成 (5)子どもの安全を確保する活動の推進
<p>施策目標3 未来を担う人づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)就学前教育の充実 (2)教育の場における子育ての支援 (3)自己実現の場と体験機会の提供 (4)こころとからだの健全な成長への支援 (5)子どもに対する相談支援の充実と居場所の確保
<p>施策目標4 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援 (2)障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援 (3)ひとり親家庭への支援 (4)生活困窮家庭への支援 (5)多文化共生に向けた支援
<p>施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)ワーク・ライフ・バランスの理解促進 (2)仕事と子育ての両立のための基盤整備 (3)男女が共に担う子育ての推進

4

個別目標別主な取り組み

施策目標1 家庭の育てる力を支援

(1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

- 今後 10 年は年少人口が増加する見込みであることを踏まえ、増大する保育サービスや学童保育のニーズに対応できるよう、施設の整備・誘致に取り組み、待機児童の解消を目指します。
- 保護者の様々な就労形態に伴う多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、多様な保育サービス・子育て支援サービスの提供体制を築きます。
- 保育の質の向上に向けて、研修の充実や保育人材の確保支援等、保育事業者・保育士への支援に取り組みます。
- 利用時間等のサービス内容については利用者のニーズを踏まえて検討します。

◆主な取り組み

(No. 1)	保育所待機児童解消
内 容	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら認可保育園を中心とした施設整備を計画的に推進します。
平成31年4月1日	定員数 9,060人
令和6年度目標	定員数 9,715人 ※POOに各年度の目標値を記載
(No. 2)	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
内 容	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用（※）で対応します。
平成31年4月1日	定員数 2,980人
令和6年度目標	定員数 3,555人 ※POOに各年度の目標値を記載

※学童クラブ特例利用：放課後帰宅しても保護者が就労等のため留守になる家庭の4年生から6年生が対象。放課後子ども教室（一般登録）の利用と同様に、放課後ルームや校庭などで過ごします。学校休業日と学校で給食のない日は弁当を持参します。

No. 3	保育の質の向上に向けた取り組み
内 容	<p>保育所職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を充実させることで職員の資質、専門性の向上を図り、法に基づく指導検査とともに、園長経験者等による巡回指導チームを編成し、事故防止や保育士支援等を目的とした施設巡回指導を充実させ、より一層の保育の質の向上を図っていきます。また、国や都の支援策を活用し、保育士の人材確保への取り組みを推進します。</p>
令和6年度目標	

No. 4	多様な保育ニーズへの対応
内 容	<p>保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まる中、施設型の病児・病後児保育においては新たな施設の整備を行い、利便性の向上を図ります。また、保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題の解消のため、保育園等における一時預かりを行うとともに、待機児童対策として幼稚園における預かり保育を充実させるなど、多様な保育ニーズへの対応を推進します。</p>
令和6年度目標	

(2) 子育てに関する相談・情報提供の充実

- 子育てや教育について、身近なところで相談できる体制と、専門的な相談につなげる仕組みを整えるとともに、各機関が連携し適切な相談支援を行います。
- 子どもに関わる総合的な相談拠点として、児童相談所の整備にあわせ、子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、教育総合相談センター等の機能を一体的に整備します。
- 子育てに関する情報の周知を図り、子育てに対する不安を解消するため、多様な媒体を活用したさらなる情報提供に努めます。また、民間支援団体と連携・協働を進め、区民全体に情報の周知が図られるよう努めます。

◆主な取り組み

No. 1	利用者支援事業
内 容	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を推進します。
令和6年度目標	4箇所（※）
※子ども家庭支援センター1か所（特定型） 王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所（母子保健型）	
No. 2	子育て世代包括支援センター事業
内 容	育児不安の軽減や虐待の予防を目的に、はぴママたまご・ひよこ面接をはじめとして、関係機関と連携し、相談や情報提供などを通じて、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を推進します。
令和6年度目標	
No. 3	子ども・教育に関する複合施設の整備
内 容	児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。
令和6年度目標	
No. 4	子育て情報の提供・発信の充実
内 容	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす子育て応援サイト“きたハピ”および“きたハピモバイル”では、北区の子育てに関するさらなる情報の拡充を図るとともに、利用登録者を増やすことで、より多くの子育て世帯に情報を届けます。また、出産前から就学前までの各種施策をまとめた“北区子育てガイドブック”をはじめとした各種子育て支援に関する冊子の充実を図ります。
令和6年度目標	

(3) 親育ちへの支援

- 出産や子育てに不安を持つ保護者がいきいきと自信を持って子育てができるよう、子育て中の保護者が気軽に集い、情報交換や自分にあった子育ての仕方を学ぶことができる場を提供し、「親育ち」への取り組みを推進します。
- 子どもセンター（児童館）、保育園、健康支援センター、子ども家庭支援センター等、区民にとって身近な場所で、子育てに関する講座や講習会等を実施します。
- 子育てに関して学ぶ場を提供する民間の活動や、保護者同士の仲間づくり活動・学び合い活動を支援します。

◆主な取り組み

No. 1	出産育児講座
内 容	妊娠から産じょく期間中の生活及び育児に関する知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に、はぴママ学級や、パパになるための半日コースなどを実施し、親育ちを支援していきます。
令和6年度目標	
No. 2	親育ちサポート事業
内 容	乳幼児を育てる親を対象に、参加者同士が抱えている悩みや関心ごとを共有し、協力しながら自分に合った子育ての仕方を共に学ぶ、親育ちサポート講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」などを実施することで、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう支援していきます。
令和6年度目標	
No. 3	地域育て合い事業
内 容	近接又は隣接する子どもセンター（児童館）・保育園にて、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行い、地域での総合的な子育てを支援していきます。
令和6年度目標	
No. 4	乳幼児クラブ活動
内 容	子どもセンター（児童館）で、親子で楽しみながら、体操、工作、リズム遊びなどを行う乳幼児クラブ活動を実施し、乳幼児親子の交流や仲間づくりの活動を推進します。
令和6年度目標	

(4) 妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援

- 妊娠、出産、子育ての各時期に保健師等による助言や母子保健サービス、子育て支援サービスを利用できるように継続的かつ包括的に実施し、切れ目のない支援を行います。
- 子どもセンター（児童館）、保育園等、身近な場所で気軽に相談できる体制を整えるとともに、専門的な相談が必要な場合には子育て世代包括支援センター（※）等につなげる体制を推進します。
- 妊娠時から就学前まで、継続してきめこまやかに見守り、「子育て応援団事業」などの実施を通じて子育てを応援するとともに地域への参加を促します。

◆主な取り組み

No. 1	妊産婦健康診査
内 容	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査（最大1回）、妊婦子宮頸がん検診（最大1回）を公費負担により実施し、産婦については乳児健康診査時に実施することで、母子ともに安全安心な出産ができるよう支援を推進します。
令和6年度目標	妊婦健診 延べ41,136人 産婦健診 3,743人 ※POOに各年度の目標値を記載
No. 2	妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業
内 容	保健師や助産師が妊婦・産婦の健康管理のための訪問を実施します。また全戸訪問を実施し、新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援していきます。
令和6年度目標	訪問人数 2,859人 ※POOに各年度の目標値を記載
No. 3	産前産後サポート事業
内 容	出産前後の母親の心身の疲労回復と、出産直後の悩み・育児不安等の軽減を図るため、産前産後セルフケア講座や産後ショートステイ事業、安心ママヘルパー事業等の実施を推進します。
令和6年度目標	
No. 4	乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）
内 容	健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行うとともに、専門職による育児・栄養・心理・歯科保健相談を行います。また育児支援の相談や情報提供を図り、早期に対応します。
令和6年度目標	

(5) 経済的負担の軽減

- 幼児教育・保育の無償化の実施とともに、保護者のさらなる負担軽減の取り組みを行います。
- 私立幼稚園・認証保育所または外国人学校などに通園・通学する児童の保護者に対して、経済的負担を軽減する支援を行います。
- 子育てファミリー層の定住化を促進するため、より良い環境への住み替えや、三世帯同居または親元近居にかかる費用を助成します。
- 0歳から中学3年生までの子どもに係る保険診療適用の医療費や高校生の入院費の自己負担分を、区が全額助成します。

◆主な取り組み

No. 1	小中学校における学校給食費の負担軽減
内 容	区内に住所を有し、区立小中学校に通う第2子の給食費の半額を補助し、第3子以降の給食費を全額補助することで、保護者の負担軽減を図ります。
令和6年度目標	
No. 2	幼児教育・保育の無償化に伴うさらなる保護者負担の軽減
内 容	幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の保育園の給食費等を無償にするとともに、私立幼稚園等利用者への入園祝金や低所得者及び多子世帯に対する保育料等の負担軽減への取り組みを充実させ、推進していきます。
令和6年度目標	
No. 3	ファミリー世帯の定住促進
内 容	ファミリー世帯が転居前より広い区内民間賃貸住宅に住み替える場合の転居費用（礼金と仲介手数料の合算額で上限30万円）や、子育てや介護等を共助しあうために親世帯と近居する際の住宅取得時登記費用の一部を助成（上限20万円）するなどして、ファミリー世帯の定住促進を推進します。
令和6年度目標	
No. 4	子ども医療費助成
内 容	0歳～中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険適用医療費自己負担分を区が負担し、高校生等については入院医療費の自己負担分を助成することで、子育て世帯の経済的負担を軽減します。
令和6年度目標	

施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

- 安心して子育てできるように、子どもセンター等子育て世代が集う支援拠点の整備を進めるとともに、拠点における交流事業や講座等の充実を図り、「孤育て」に陥りがちな親とのつながりを強化します。
- 幼稚園や保育園が在宅児を含めた子育て家庭に対し、地域に根ざした子育て支援施設として、子育てに対する情報や交流の場を提供します。
- 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子のきずなづくりを応援する活動を推進するとともに、子どもの学習意欲や体力等を高める基礎となる、基本的な生活習慣の定着に向けた支援を推進します。
- 地域住民が子育て家庭を支援する、ファミリー・サポート・センター事業等の利用しやすい環境を整えます。

◆主な取り組み

No.1	地域子育て支援拠点事業
内 容	子どもセンター（児童館）や子ども家庭支援センターで乳幼児およびその保護者が相互の交流を行える場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
令和6年度目標	
No.2	在宅児・未就園児への地域子育て支援活動
内 容	在園児だけでなく、地域の在宅児・未就園児の保護者に対し、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などや、保育園で催しや講座を実施するなどして、地域の子育てを支援します。
令和6年度目標	
No.3	ファミリー・サポート・センター事業の充実
内 容	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、「サポート会員」がお子さんをお預かりして育児支援を行います。実施にあたり、サポート会員の確保と人材の育成を図り、事業のさらなる周知や、会員が互いに利用しやすい事業となるよう取り組みを推進します。
令和6年度目標	未就学児 延べ6,912人 就学児 延べ4,608人 ※POOに各年度の目標値を記載

(2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

- 身近な子どもセンター（児童館）・保育園等にて、相談、サークル支援、交流促進、在宅乳幼児支援、地域におけるネットワークづくり等の総合的な子育て支援を行います。
- 特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援し、協働による事業に取り組みます。
- 地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等と、支援を必要とする家庭をつなげる体制を推進します。
- 地域で活動する各団体同士が情報交換や連携を図り、地域における子どもへの支援を推進します。

◆主な取り組み

No. 1	地域育て合い事業（再掲）
内 容	地域での総合的な子育て支援をするために、近接又は隣接する子どもセンター（児童館）・保育園にて、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行います。
令和6年度目標	
No. 2	協働による地域づくりの推進
内 容	地域づくり応援団事業によって、NPOやボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共活動の支援をするとともに、政策提案協働事業によってNPOやボランティア団体などからの提案を受けた事業を区と協働して行うなど、様々な取り組みを実施します。
令和6年度目標	
No. 3	子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業
内 容	主に家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金を交付することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。
令和6年度目標	

(3) 地域における子育てネットワークの育成・支援

- 同じ目的を持って活動する関係各機関が情報提供を行い、横断的なネットワークを築くことで、より充実した子育て支援が可能となる環境づくりに取り組みます。
- 身近な場所で気軽に参加できる親子向けイベント等を通して、地域の中における子育て支援グループのネットワークや保護者同士のネットワークの形成に取り組みます。

◆主な取り組み

No. 1	児童館ネットワーク事業
内 容	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や子どもセンター・ティーンズセンター（児童館）とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0歳～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。
令和6年度目標	
No. 2	北区子ども・若者応援ネットワーク
内 容	北区で子ども・若者を応援するための市民活動団体のネットワークとその活動を支援します。ネットワーク会議の開催や社会資源情報の収集、合同研修等を通して、地域課題を共有するとともに、子ども・若者が育つ力を支える取り組みを推進します。
令和6年度目標	

(4) 地域における子育て支援の担い手の育成

- 地域における子育て支援活動において、活動のリーダーや、各種ボランティア、福祉人材等、担い手となる人材を増やし、育て、長く定着してもらうことを目指します。また、地域の人々が活動に積極的に参画するための支援や、活動団体と行政との連携、協働による事業を進めます。
- 地域における子育て支援の担い手の育成を大学等と連携を図りながら推進します。
- 地域における子育て支援の多様な担い手が、様々な子育て支援のニーズに応えられるよう、研修等を引き続き充実させて行きます。

◆主な取り組み

No. 1	子育てアドバイザー研修
内 容	子どもセンター（児童館）において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育てアドバイザーに対して、必要な研修を行います。
令和6年度目標	
No. 2	子育て支援の担い手の育成
内 容	講演会開催時の託児を学生ボランティアに協力してもらったり、学生にファミリー・サポート・センター事業のサポート会員に登録してもらったための説明会を開催したりするなど、子育て支援の担い手の育成を推進していきます。
令和6年度目標	
No. 3	研修生の受け入れ
内 容	区内の保育園や子どもセンター（児童館）で、保育士を目指す学生や、東京都子育て支援員研修（※）の受講生の研修を受け入れることで、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。
令和6年度目標	

※子育て支援員：子育て支援の分野で働く上で必要な知識や技術等を修得したと認められる方のことで、全国共通の認定制度です。

(5) 子どもの安全を確保する活動の推進

- 地域安全・安心パトロールの実施や「区民情報メール」による不審者等に関する情報配信を行うとともに、保護者や学校をはじめ、区民や企業等と連携し、地域ぐるみで子どもたちの見守りを推進します。
- 子どもを犯罪から守るため、子どもが自分で自分の身を守れるよう「子ども防犯教室」を実施し、安全への意識を高める事業を展開します。
- 子どもを車や自転車の事故から守るため、通学路に交通指導員を配置して指導・誘導を行います。また、大人も含めて事故防止やマナーの向上の啓発に努めます。
- 保育園、認定こども園、小・中学校の給食において、衛生管理や食物アレルギーへの対応を徹底し、安全で安心なおいしい手作りの給食を提供します。
- 健康影響の大きい子どもたちを受動喫煙から守るために、受動喫煙防止に関する周知、啓発を行うとともに、受動喫煙の防止に必要な環境整備の取り組みを進めます。

◆主な取り組み

No. 1	子ども見守りネットワークの推進
内 容	区内で刃物所持事件等、子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声かけ事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。また、北区区民情報メール登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ・痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。
令和6年度目標	
No. 2	防犯意識向上への取り組み
内 容	区内の保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）、わくわく☆ひろば等において、警察OBの防犯推進員による子どもを対象とした防犯教室を実施するとともに、施設の教職員に対する不審者対応訓練を実施するなど、防犯意識向上への取り組みを推進します。
令和6年度目標	

No. 3	子どもの安全対策の推進
内 容	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり、通学路通学路の安全点検を警察やP T A協力して行うなど、通学路の交通安全対策を実施します。また、区立小・中学校や通学路における防犯カメラの更新・新設、保育園・区立幼稚園・小学校等門扉のオートロック化・運用、学童クラブ・区立幼稚園・保育園等へのモニター付インターホンの設置・運用など、施設の安全対策を強化していきます。
令和6年度目標	

No. 4	受動喫煙防止対策
内 容	健康増進法や東京都受動喫煙防止条例、東京都子どもを受動喫煙から守る条例等に基づいて、いかなる場所においても子どもに受動喫煙をさせることのないよう努め、受動喫煙防止対策を進めます。
令和6年度目標	

施策目標3 未来を担う人づくり

(1) 就学前教育の充実

- 小学校就学時の環境の変化による不安や不適應を解消するため、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施します。また、小学校での学習や生活への理解を深めて円滑な接続を図るために、就学前教育・保育の充実を図ります。
- 就学前教育・保育の充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行します。
- 教育・保育の充実に向けて、教職員の研修・研究活動を支援し、推進します。

◆主な取り組み

No. 1	きらきら0年生応援プロジェクト
内 容	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学セミナー」を開催します。また、幼児教育施設にコーディネーターを派遣し、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進します。
令和6年度目標	
No. 2	認定こども園の設置
内 容	就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズに積極的に応えるため、幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」の設置に向けた取り組みを進めます。
令和6年度目標	
No. 3	教職員等への各種研修の充実
内 容	保育所職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を実施するとともに、区立の幼稚園・認定こども園の教員へ研修や研究活動を行うなど、就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園へ教員の研修・研究活動に補助を行い、教育・保育の質の向上を推進します。
令和6年度目標	

(2) 教育の場における子育ての支援

- 児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした多様な教育活動を展開していきます。
- 通学区域の重なる幼稚園、小学校、中学校がグループ（サブファミリー）で、連携・協力体制をとりながら交流事業や研究事業に取り組むことにより、質の高い教育環境を創造します。また、サブファミリーを基盤として北区独自の小中一貫教育に取り組みます。
- 北区初となる「施設一体型小中一貫校」を設置し、その取り組みと成果を他の小・中学校で活用することにより、小中一貫教育をより一層推進します。
- 学校や地域の特性に合わせたカリキュラム・マネジメントにより、教育活動の質の向上を図ります。
- 教員の授業力向上のために、新学習指導要領の全面实施にあわせ、英語やプログラミング等の新たな教育課題に取り組みます。

◆主な取り組み

No. 1	確かな学力向上プロジェクト
内 容	児童・生徒の基礎的・基本的な学力・知識・技能の確実な定着と向上を図り、思考力、判断力、表現力や問題解決能力等を育成していきます。
令和6年度目標	
No. 2	北区小中一貫教育の推進
内 容	北区学校ファミリー構想を踏まえ、サブファミリーが義務教育9年間を貫いた「育てたい子ども像」や教育目標を設定し、小中学校間の円滑な接続を目指し、小中一貫教育を推進します。
令和6年度目標	

No. 3	施設一体型小中一貫校の設置
内 容	神谷中サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を統合した施設一体小中一貫校を、現在の神谷小学校、神谷公園、神谷体育館敷地及び神谷中学校敷地の一部に建設し、令和6年度の開校を目指します。
令和6年度目標	
No. 4	プログラミング教育の推進
内 容	情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力としてプログラミング教育を推進し、[知識及び技能] [思考力、判断力、表現力] [学びに向かう力、人間性等] を育成していきます。
令和6年度目標	
No. 5	国際理解教育の推進
内 容	北区の中学生が外国人留学生と生活を共にするイングリッシュ・サマーキャンプでは、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成し、中学校生徒海外交流事業においては、アメリカウォルナットクリーク市のセブンヒルズスクール生とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れ、国際親善、国際理解に役立てる取り組みを推進します。
令和6年度目標	

(3) 自己表現の場と体験機会の提供

- 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、自然や文化芸術とのふれあいや、異なる世代の人々、区内外の様々な人々との交流など、様々な体験活動の機会を充実させます。
- 子どもたちの自立や社会に貢献する喜びの実感のため、地域活動やボランティア活動、区政に関わる活動を含めた幅広い社会参加の機会を、地域や学校等と連携して提供します。

◆主な取り組み

No. 1	文化芸術とのふれあい
内 容	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりのある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を体験・会得する子ども文化教室をはじめ、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。
令和6年度目標	
No. 2	キャリア教育の実施
内 容	社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、区立小中学校における教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。
令和6年度目標	
No. 3	持続可能な社会に向けた環境学習
内 容	区内の公園や河川等を活用した自然体験学習や、観察・実験を通して環境問題に対する科学的思考力を養う「環境大学事業」、ecoかるたを通して楽しく身近な環境活動について学ぶ「省エネ道場」など、幼児から中学生までの各発達段階においてさまざまな環境学習の機会を提供します。幼少期から環境への意識向上を図るとともに、将来身につけた知識等を地域で活用できるよう支援し、「持続可能な社会の担い手」を育成します。
令和6年度目標	
No. 4	子どもの社会参加の機会
内 容	小学生との区政を話し合う会を開催し小学生と意見交換を行い、中学生モニター・高校生モニター会議を開催し中高生世代の意見・要望・提案を聴いて区政運営の参考にするなど、子どもの社会参加のきっかけづくりを推進します。
令和6年度目標	

(4) こころとからだの健全な成長への支援

- 子どもたちの社会性や創造力を育み、子どもたちの健やかな成長の支援につながる、魅力ある遊びの環境整備を行います。
- 子どもが自己肯定感と権利の主体としての自覚を持ち、その人権が尊重されるよう、子どもの権利擁護に関する啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信します。
- 乳幼児の健全な成長・発達と健康を守るため、定期健康診査や予防接種、正しい知識を普及させるための講習会を実施します。
- 生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力を育成します。
- 食育や病気・依存症予防の啓発等を行い、様々な側面から子どもの健やかな心身育成を図ります。
- いじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。
- 性の多様性に向けての正しい理解と知識の普及啓発を行います。

◆主な取り組み

No. 1	プレーパーク事業
内 容	子ども達が自分の意思と責任で自由に遊ぶことを通じて、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊びができる、プレーパーク事業を市民活動団体と協働して推進していきます。
令和6年度目標	
No. 2	教育の場における人権教育の取り組み
内 容	各幼稚園、小中学校において、発達の段階に応じた人権教育に取り組み、教育活動全体を通じた人権教育の推進を図ります。また、指導事例を共有して、質の向上に努めます。
令和6年度目標	
No. 3	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツの推進
内 容	日本トップレベルの指導者及び選手から直接指導を受けるトップアスリート直伝教室や、オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした運動能力向上プログラムを実施するなど、子どもたちのスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力の育成を推進します。
令和6年度目標	

<p style="text-align: center;">No. 4</p>	<p>依存症の未然防止</p>
<p>内 容</p>	<p>子どものインターネット依存（ネット・スマホ依存）の未然防止のため、学校教育の場でスマートフォン等の正しい利用方法を伝えるとともに、保護者に対しての啓発を行い、依存症の未然防止に努めます。</p>
<p>令和6年度目標</p>	
<p style="text-align: center;">No. 5</p>	<p>いじめ根絶への取り組み</p>
<p>内 容</p>	<p>「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。そのために、区立小・中学校の児童・生徒全員を対象にQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施や、いじめ相談ミニレターを配布し、児童・生徒からの教員や保護者にできない悩みごとや心配ごとの相談に、手紙や電話で教育総合相談センターが答えるなどの取り組みを行います。</p>
<p>令和6年度目標</p>	
<p style="text-align: center;">No. 6</p>	<p>性の多様性の理解促進</p>
<p>内 容</p>	<p>性の多様性についての正しい理解と知識の普及啓発や、相談体制の充実を図ります。また、学校教育において性教育や性的少数者（セクシャル・マイノリティ、LGBT等）への理解について、教育の推進を図ります。</p>
<p>令和6年度目標</p>	

(5) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

- 子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備し、児童相談行政の更なる充実・強化を図ります。
- 小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、スクールソーシャルワーカーを派遣する等、専門家が子どもたちの抱える問題を受け止め、関係機関が連携し、解決に取り組みます。
- 子どもセンターやティーンズセンター、放課後子ども総合プランにおいて、地域と連携した多彩な交流活動を展開します。
- 小学校全校に導入される放課後子ども総合プランの活動の充実を図ります。

◆主な取り組み

No. 1	子ども・教育に関する複合施設の整備（再掲）
内 容	児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。
令和6年度目標	
No. 2	スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣
内 容	児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小・中学校全校に配置し、いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等への対応のために活用を推進します。また、児童・生徒が抱える家庭環境、不登校、発達障害等に関する課題の解決のため、2つのサブファミリー毎に1名のスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と社会資源との支援・連携を図っていきます。
令和6年度目標	

No. 3	放課後子ども総合プランの推進
内 容	「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」等の放課後対策事業を一体的におこない、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。放課後や土曜日、長期休業期間に、自由遊びのほか、勉強やスポーツ、地域住民との交流等の活動をとおして大勢の大人や他学年の児童とふれあうことにより、子どもたちの社会性や協調性を育む取り組みの充実を図ります。
令和6年度目標	
No. 4	子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業（再掲）
内 容	主に家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金を交付することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。
令和6年度目標	
No. 5	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行
内 容	児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターと中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備し、子育て支援と子育て支援にかかる事業の充実を図るとともに、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供し、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能の充実を図ります。
令和6年度目標	

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

(1) 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び総合的支援

- 子ども家庭支援センターを中心に、関係各課、関係機関との情報共有をはじめとした連携を強化するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進し、増加傾向にある児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- 児童相談所の設置に向けて、都や他区と協力し、施設整備や人材育成等の検討・準備を推進します。
- 要保護児童対策地域協議会、配偶者からの暴力防止連絡協議会の機能を充実し、子ども家庭支援センターと児童相談所、健康支援センター、保育園、学校、子どもセンター（児童館）など関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行っていきます。

◆主な取り組み

No. 1	養育支援訪問事業
内 容	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子ども家庭支援センター職員及びヘルパー派遣により育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。
令和6年度目標	訪問実件数921人 ※POOに各年度の目標値を記載
No. 2	子ども・教育に関する複合施設の整備（再掲）
内 容	児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。
令和6年度目標	
No. 3	要保護児童への対策および配偶者からの暴力防止連絡協議会との連携
内 容	要保護児童対策地域協議会を開催し、子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所を始めとした関係機関が情報を共有しながら連携を一層推進し、要保護児童などへの適切な対応を図ります。また、配偶者からの暴力防止連絡協議会との合同開催により、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討するとともに、将来子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、意識づくりへの予防啓発に取り組みます。
令和6年度目標	

(2) 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

- 障害またはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療育が可能となるよう関係機関と連携しながら、子ども発達支援センターさくらんぼ園を中心として発達支援を行います。また、さくらんぼ園を児童発達支援センターとし、保育所等訪問支援を実施するなど、事業の充実を図ります。
- 特別支援教育の推進体制のさらなる整備とともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育の一層の充実を図ります。

◆主な取り組み

No. 1	子ども発達支援センターさくらんぼ園及び発達相談室
内 容	障害またはその疑いのある児童に対して、相談から療育までの総合的な支援を行うとともに、地域の中核的な施設として保育所等訪問支援事業や区民に障害理解の啓発活動など、地域支援に取り組みます。また、児童発達支援事業である「子ども発達支援センターさくらんぼ園」を令和2年度末までに児童発達支援センターとして整備し、事業の充実を図ります。
令和6年度目標	
No. 2	特別支援教育の推進
内 容	「乳幼児期から社会参加期まで切れ目のない支援」として、就学支援シートや学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、サポートファイル「さくら」等の作成・活用を図り、就学や転学、進学、自立・社会参加を見据え、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を進めます。 また、「義務教育期の多様な学びの場の提供」として、知的障害や自閉症・情緒障害の特別支援学級や発達障害のある児童・生徒に対する特別支援教室における巡回指導等での指導・支援の充実に向けて取り組みます。 さらに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習や副籍交流等を進め、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、北区の特別支援教育の推進を図ります。
令和6年度目標	

(3) ひとり親家庭への支援

- 生活の中に多くの課題を抱えている家庭に対し、生活全般に係る悩み事の相談に応じることや、交流会・講習会を行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備します。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。
- 子育てと就業を両立させることができるよう、保育園や学童クラブの利用に際しての配慮を行います。
- 居住支援協議会において、ひとり親家庭等住宅確保要配慮者の、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要な仕組みについて協議します。

◆主な取り組み

No. 1	ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）
内 容	ひとり親家庭の保護者等へ生活一般の悩み事に対する助言や、関係機関、各種支援策の情報提供等の相談支援を行います。また、カウンセラーの資格等を有する者を常時配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を配置するなど、より専門的な相談にも対応する体制を推進します。
令和6年度目標	
No. 2	ひとり親家庭の親の就業促進
内 容	ハローワーク等専門支援員と連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、自立支援給付金として、資格を取得する際の講座の費用などを援助することで、ひとり親家庭が安定した仕事に就けるよう支援を推進します。
令和6年度目標	

No. 3	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進
内 容	ひとり親家庭等で住宅の確保に特に配慮を要する者が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるように、居住支援協議会において、住宅情報の提供や円滑な入居が促進できる方策の検討を協議していきます。
令和6年度目標	

No. 4	児童扶養手当・児童育成手当の支給
内 容	18歳に達した日の属する年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育するひとり親家庭、または父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。
令和6年度目標	

(4) 生活困窮家庭への支援

- 生活困窮家庭の支援について、子ども食堂など、子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体等と連携した多岐に渡る支援を行います。
- 生活保護世帯の子どもが、経済的な事情で進学をあきらめることがないように、学習のための費用の助成を行います。
- 子どもが元気で健やかに学校生活を過ごせるよう、家庭の経済事情に応じて給食費や学用品費などの費用を援助します。

◆主な取り組み

No. 1	生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への学習支援事業
内 容	貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む対象世帯について、小学生に対しては学習支援や居場所づくり、社会性の育成、保護者への養育支援等を行い、中学生に対しては学習習慣の定着や進路相談など、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施します。
令和6年度目標	
No. 2	自立支援プログラム（次世代育成支援プログラム）
内 容	生活保護世帯で中学・高校生の子どもの持つ保護者に塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進級や進学意識を高め、高校・大学入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。
令和6年度目標	
No. 3	就学困難な児童生徒及び就学予定者の保護者への援助
内 容	経済的理由によって児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、就学援助として義務教育に必要な費用（給食費や学用品費など）の一部を支給し、円滑に学校生活を送れるよう支援していきます。
令和6年度目標	

(5) 多文化共生に向けた支援

- 外国人の子どもの就学機会が適切に確保されるよう周知していくとともに、日本語活用が困難な児童・生徒が日本語を習得できるよう支援していきます。
- 日本語活用が困難な保護者に対しては、多言語による子育てに関する情報の提供を推進します。

◆主な取り組み

No. 1	日本語適応指導教室
内 容	日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した効果ある指導を行い、自己の持つ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるようにします。
令和6年度目標	
No. 2	日本語活用が困難な保護者への対応
内 容	日本語を母語としない方が安心して子育てができるよう、はぴママ面接・乳幼児健診などの各事業において、多言語による案内を作成していくことや、自動翻訳機の導入、翻訳タブレットの導入を検討していきます。また、「やさしい日本語」を共通コミュニケーション手段として活用するなど、様々な文化的背景を持つ方が共生していく環境づくりを推進します。 区立小・中学校や保育園等において、保護者や子どもが手続や相談をする際の支援として、通訳を派遣する取り組みを推進します。
令和6年度目標	

施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進

- 性別や年齢にかかわらず、子育て中であるなど個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの重要性の周知活動を行い、さらなる理解促進に努めます。
- すべての人がライフステージに合わせた自分らしい多様な生き方ができるよう、キャリア形成や就労・復職に対する支援、働き方改革、家庭における固定的な役割分担の意識啓発等、様々な取り組みを推進します。

◆主な取り組み

No. 1	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供
内 容	ワーク・ライフ・バランスの取り組みや推進方法等に役立つ情報について、講座や情報誌等で情報提供を行います。
令和6年度目標	
No. 2	働き方に対する意識改革
内 容	男性も女性も共に家事・育児の担い手として活躍できるよう、女性だけでなく男性の育休取得も促進するなど、働き方の見直しについての啓発を企業等（企業経営者・人事管理担当者）に働きかけていきます。
令和6年度目標	

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や労働条件を整備する企業の取り組みを支援します。

◆主な取り組み

No. 1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進
内 容	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」と認定し、広く区内にPRすることにより、ワーク・ライフ・バランスの啓発並びに推進を図ります。また、認定企業に対し、認定年度の次年度に取組状況確認及び助言等のために、「企業フォローアップ訪問」を行います。
令和6年度目標	
No. 2	アドバイザー派遣制度の推進
内 容	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業または取組みをさらに向上させようとする企業に専門のアドバイザーを派遣します。
令和6年度目標	

(3) 男女が共に担う子育ての推進

- 男女の固定的役割分担意識を解消し、男女ともに育児や家事に積極的に関わり、共に子育てを担う地域づくりを進めます。
- 幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校の日常活動の中で、子どもたちが発達段階に応じて男女共同参画の考え方を身につけることができるよう配慮を行うとともに、男女の固定的役割分担にとらわれないキャリア教育を推進します。

◆主な取り組み

No. 1	みんなで育児応援プロジェクト事業
内 容	子育て支援の輪を広げるため、子育て中の父親、母親向けの各講座を充実させるとともに、育児に積極的に関わろうとする祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関われる環境づくりを推進します。
令和6年度目標	
No. 2	学校教育等における男女共同参画意識の形成
内 容	子どもたちが、その成長に応じた学びの場において、長期的な男女共同参画意識の啓発を行うため、教職員への研修の充実や、小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育園での意識啓発を行い、固定的性別役割分担にとらわれないキャリア教育を推進します。
令和6年度目標	

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

本章「子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、本区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めます。

2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地区、王子地区、滝野川地区）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

図 北区全域図

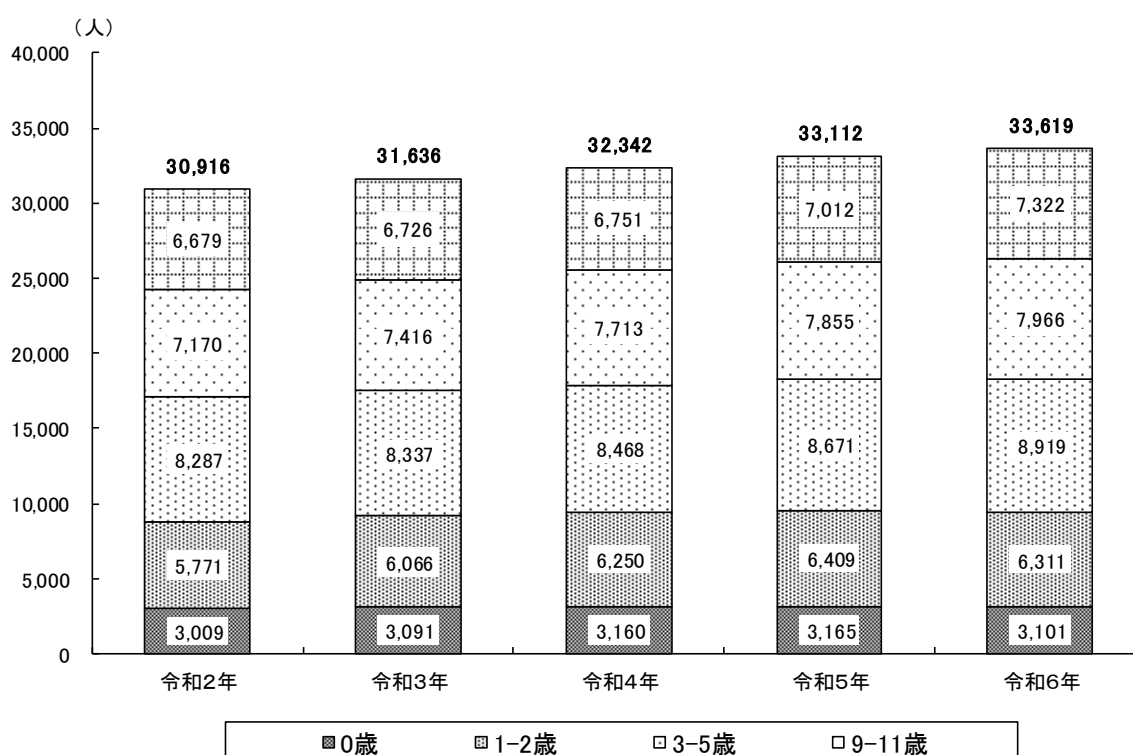


3

人口推計

「北区基本計画 2015」の改定のために実施された北区人口推計調査に基づき、2038年までの年少人口の推計が平成30年3月に報告されました。この年少人口を令和2年から令和6年の5年間について0歳から11歳まで歳児別に推計し、幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出していきます。

図 人口推計



4

子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めます。

幼児期の 学校教育・保育	(1) 保育園 認定こども園※(保育利用分) 地域型保育※ (2) 幼稚園 認定こども園(教育利用分)
地域子ども・子育て 支援事業	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ) (7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (8) 一時預かり事業 (9) 延長保育事業 (10) 病児病後児保育事業 (11) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 認定こども園：幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※ 地域型保育：原則 19 人以下の少人数単位で0～2歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがあります。

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

【今後の方向性】

- 認可保育所の利用ニーズが高いことから、基本的に認可保育所を中心とした整備を進めます。
- 多様なサービスを選択できるよう、保育事業の充実を図ります。
- 地域ごとの偏在や需給バランスの不均衡が発生した場合は、状況に応じて解決策を検討し、調整を行います。

量の見込みの考え方	利用実績から算出した入所希望率を基に算出
確保方策の考え方	人口推計及び入所希望率を基に、認可定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように確保量を設定

■ 北区全域

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	4,399	3,384	726	4,684	3,366	729	4,761	3,469	745	4,886	3,558	747	5,032	3,503	731	
②確保方策	特定教育・保育施設※	4,992	3,189	709	5,218	3,281	721	5,231	3,281	721	5,231	3,281	721	5,231	3,281	721
	特定地域型保育事業※	0	260	108	0	260	108	0	260	108	0	260	108	0	260	108
	認可外保育施設等	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26
②-①過不足	593	153	117	534	263	126	470	160	110	345	71	108	199	126	124	

※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：
幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。

1号認定…保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳

2号認定…保育の必要性がある、3～5歳

3号認定…保育の必要性がある、0～2歳

なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方の量の見込みは「(2)幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入ります。

■ 赤羽地区

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)								
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号						
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳						
①量の見込み	1,843	1,394	265	1,964	1,372	274	2,026	1,390	280	2,082	1,420	282	2,126	1,431	280						
②確保方策	特定教育・保育施設※			2,277			1,335			297			2,277			1,335			297		
	特定地域型保育事業※			0			56			24			0			56			24		
	認可外保育施設等			0			56			18			0			56			18		
②-① 過不足	330	9	65	313	75	65	251	57	59	195	27	57	151	16	59						

■ 王子地区

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)								
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号						
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳						
①量の見込み	1,455	1,087	252	1,580	1,070	242	1,603	1,115	247	1,690	1,137	244	1,770	1,082	236						
②確保方策	特定教育・保育施設			1,653			1,099			244			1,653			1,099			244		
	特定地域型保育事業			0			95			36			0			95			36		
	認可外保育施設等			0			32			8			0			32			8		
②-① 過不足	198	139	36	73	156	46	50	111	41	▲37	89	44	▲117	144	52						

■ 滝野川地区

(人)

	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)								
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号						
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳						
①量の見込み	1,101	903	209	1,140	924	213	1,132	964	218	1,114	1,001	221	1,136	990	215						
②確保方策	特定教育・保育施設			1,288			847			180			1,301			847			180		
	特定地域型保育事業			0			109			48			0			109			48		
	認可外保育施設等			0			0			0			0			0			0		
②-① 過不足	65	5	16	148	32	15	169	▲8	10	187	▲45	7	165	▲34	13						

○3号認定子どもの保育利用率(※)

■ 北区全域

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定確保方策	4,380	4,484	4,484	4,484	4,484
0-2歳推計人口	8,780	9,157	9,410	9,574	9,412
保育利用率	49.9%	49.0%	47.7%	46.8%	47.6%

■ 赤羽地区

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定確保方策	1,733	1,786	1,786	1,786	1,786
0-2歳推計人口	3,686	3,829	3,890	3,956	3,967
保育利用率	47.0%	46.6%	45.9%	45.1%	45.0%

■ 王子地区

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定確保方策	1,514	1,514	1,514	1,514	1,514
0-2歳推計人口	2,676	2,883	2,985	3,011	2,880
保育利用率	56.6%	52.5%	50.7%	50.3%	52.6%

■ 滝野川地区

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定確保方策	1,133	1,184	1,184	1,184	1,184
0-2歳推計人口	2,418	2,445	2,535	2,607	2,565
保育利用率	46.9%	48.4%	46.7%	45.4%	46.2%

※保育利用率:満3歳未満の子どもの人口に占める、保育所等の利用定員数(前頁、前々頁の3号確保方策の値の合計数)の割合です。

(2) 幼稚園 認定こども園（教育利用分）

【今後の方向性】

○就学前教育の更なる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

量の見込み の考え方	「北区の子ども」はニーズ調査の結果を基に算出。 「他区市町村の子ども」は各年度の募集定員数（確保方策）から、北区の子どもの量の見込み数を差し引いた数とする。
確保方策 の考え方	募集定員数から算出。 「北区の子ども」は量の見込みの100%を確保する。 特定教育・保育施設と確認を受けない幼稚園の内訳は、「北区の子ども」見込み数に、募集定員総数に対する各募集定員数の割合を乗じて算出。 「他区市町村の子ども」は、募集定員数から「北区の子ども」の確保数を差し引いた後の受け入れ可能数とする。

(人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い		
① 量の 見込 み	北区の子ども	2,219	1,159	2,234	1,166	2,268	1,184	2,321	1,213	2,386	1,249
		3,378		3,400		3,452		3,534		3,635	
	他区市町村の 子ども	1,859		1,837		1,785		1,703		1,602	
② 確保 方策	北区の子ども	3,378		3,400		3,452		3,534		3,635	
	特定教育・ 保育施設	439		442		449		459		473	
	確認を受け ない幼稚園	2,939		2,958		3,003		3,075		3,162	
	他区市町村の 子ども	1,859		1,837		1,785		1,703		1,602	
	特定教育・ 保育施設	241		239		232		221		208	
	確認を受け ない幼稚園	1,617		1,598		1,553		1,482		1,394	
②-①過不足		0		0		0		0		0	

※ 特定教育・保育施設：
区立幼稚園、確認を受けた私立幼稚園、認定こども園(教育利用分)

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

具体的には次の業務を行います。

①利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。

②地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③本事業の実施に当たり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

【今後の方向性】

○妊娠期から支援の必要な妊婦を把握し、早期から関わりを持つとともに、必要に応じて関係機関とも連携して支援を推進します。

○子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行っていきます。

確保方策 の考え方	「特定型」：利用者支援を実施する窓口。子ども家庭支援センター1箇所 「母子保健型」：王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター3箇所で実施する子育て世代包括支援センター事業 引き続き、地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現を図ります。
----------------------	--

(箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	4	4	4	4	4

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【今後の方向性】

- 児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を今後も進め、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。
- 区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるため、引き続き地域で活動する団体とも連携を図ってサービスの提供をおこないます。
- 子ども家庭支援センターは乳幼児親子に対して、遊びと交流の場、子育て支援情報等を提供するとともに子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待などさまざまな相談に対応していきます。

量の見込み の考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 0-2歳の保護者について「地域子育て支援拠点事業を利用している人の利用意向回数（年間）」と「利用していないが今後利用したい人の利用意向回数（年間）」を各年の該当年児の人数に乘じ、そこから1~2歳の3号認定は保育所等に入るため、利用意向から一定数を減じた。
確保方策 の考え方	量の見込みの100%を確保する。（※）

（延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	286,264	298,103	306,047	311,197	306,110
確保方策	286,264	298,103	306,047	311,197	306,110

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【今後の方向性】

○公費負担による妊婦健康診査を実施することで定期的な受診を推進し、母子ともに安全安心な出産を目指します。

量の見込み の考え方	人口推計から予測した妊婦数（母子手帳交付数）に、1人あたりの平均受診回数（実績）を乗じて算出。
確保方策 の考え方	量の見込みの100%を確保する。（※）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	39,916 回 (3,632 人)	41,004 回 (3,731 人)	41,916 回 (3,814 人)	41,982 回 (3,820 人)	41,136 回 (3,743 人)
確保方策	39,916 回 (3,632 人)	41,004 回 (3,731 人)	41,916 回 (3,814 人)	41,982 回 (3,820 人)	41,136 回 (3,743 人)

延べ回数()内は実人数

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【今後の方向性】

○乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言や支援を行うとともに、保護者の不安や悩みを軽減し、特に支援が必要と認められる家庭については、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

量の見込み の考え方	各年の0歳児推計数に、92.2%（里帰り出産等を考慮し、過去の実績から算出した割合）を乗じた。
確保方策 の考え方	量の見込みの100%を確保する。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,774	2,850	2,914	2,918	2,859
確保方策	2,774	2,850	2,914	2,918	2,859

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

【今後の方向性】

○特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援していきます。

量の見込み の考え方	対象年齢人口に対する訪問家庭数の割合実績から推計。
確保方策 の考え方	量の見込みの100%を確保する。

(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	847	866	886	907	921
確保方策	847	866	886	907	921

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かります。

【今後の方向性】

○現在、宿泊を伴う養育支援の需要は必ずしも高くはありませんが、ひとり親家庭の増加や共働き世帯の増加等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。

○利用者がより使いやすい事業となるよう、対象年齢の拡大や利用目的の拡充などを検討していきます。

量の見込み の考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 泊りがけで家族以外に子どもを預けなければならない際にショートステイを利用したか、子どもだけで留守番させたものに、その平均日数を乗じる。
確保方策 の考え方	1日あたり利用人数を3人とし、開所日数を乗じて算出。 ※1日の定員はトワイライトステイと合わせて5人まで

	(延べ人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	934	957	978	998	1,003
確保方策	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077
過不足 (確保方策ー量の見込み)	143	120	99	79	74

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児※）

【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【今後の方向性】

- 利用内容の多くは保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、年少人口の増加や共働き世帯の増加等に伴い、利用ニーズは今後も増えることが見込まれます。
- 安定したサポート会員の確保と人材の育成を充実させていきます。
- 事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう取り組みを進め、地域での子育て支援を推進していきます。

量の見込み の考え方	過去の利用申込数の実績を基に利用意向率を算出し、各年の6-11歳人口推計に乗じて算出。 ※未就学児の利用については、⑧の一時預かり事業で量を見込んでいます。
確保方策 の考え方	平成30年度の利用実績から段階的に確保数を増やし、令和6年度に実働サポート会員160人が月6回、就学児分の利用割合に応じた活動をした人数が確保できるよう算出。

（延べ利用人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,088	4,175	4,270	4,389	4,513
確保方策	3,823	4,019	4,215	4,411	4,608
過不足 <small>（確保方策－量の見込み）</small>	▲265	▲156	▲55	22	95

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）等、いくつかの種類があります。

【今後の方向性】

- 保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題（子育てに伴う心理的、身体的負担や求職、介護等）の解消のため、保育園等における一時預かり保育の重要性は高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。
- 就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園に対しては一時預かり事業（預かり保育）を推奨し、待機児童対策に資することを目指します。

<幼稚園の一時預かり>（預かり保育）

量の見込み の考え方	二一ズ調査の結果を基に算出。 1号認定の保護者の利用意向率に平均利用希望日数を乗じた延べ人数と、 2号認定の保護者のうち特に幼稚園の希望が強い保護者の人数に平均年間 就労日数を乗じた延べ人数を合計する。
確保方策 の考え方	幼稚園：量の見込みの100%を確保する。

	（延べ人数）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582
確保方策	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582

※量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

<幼稚園以外> (保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業(就学前)、トワイライトステイ)

量の見込み の考え方	<p>ニーズ調査の結果を基に算出。</p> <p>①0-2歳の保護者について、一時預かりを利用したい者の数に平均希望日数を乗じる。</p> <p>②「ベビーシッター、その他の利用日数」を差し引く。</p> <p>③3号認定は保育所等に入るため利用意向・利用意向日数から除く</p> <p>④利用意向日数の上限は240日とする。</p>
確保方策 の考え方	<p>各事業の利用可能数を今後の整備計画を踏まえて合計する。</p>

	(延べ人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	43,247	45,406	46,855	47,795	43,867
確保方策	33,452	35,246	35,540	35,834	36,130
過不足 (確保方策ー量の見込み)	▲9,795	▲10,160	▲11,315	▲11,961	▲ 7,737

(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施します。

【今後の方向性】

- 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、様々な就労形態に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績やニーズに合わせた延長保育のさらなる充実に努めます。

量の見込み の考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 保育園を利用または希望している人で、利用希望時間が19時以降とした人数。
確保方策 の考え方	各園の延長保育定員数を今後の整備計画に基づき算出。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,597	1,637	1,673	1,707	1,716
確保方策	1,670	1,770	1,770	1,770	1,770
過不足 (確保方策－量の見込み)	73	133	97	63	54

(10) 病児病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

【今後の方向性】

- 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全、安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- 施設型については、既存施設の利用状況等を踏まえ、地域バランスにも配慮しながら、新たな施設の整備を検討していきます。
- 平成 27 年度に開始した利用料金助成型病児保育事業については、病中における施設往來の負担にも配慮し、補完的な制度として継続していきます。

量の見込み の考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 子どもが病気やケガの際に、病児・病後児保育を利用したことがある人数と、仕方なく子どもだけで留守番をさせた人数から、その平均利用希望日数を乗じた。
確保方策 の考え方	今後の整備計画を踏まえた病児病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出。

	(延べ人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,296	3,378	3,452	3,523	3,540
確保方策	2,080	3,120	4,420	4,420	4,420
過不足 <small>(確保方策－量の見込み)</small>	▲1,216	▲258	968	897	880

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業概要】

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

【今後の方向性】

- 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
- 待機児童の解消については、学校内および周辺の公共施設の活用等、あらゆる方法を検討し、定員の拡大に向けた整備を進めます。
- 小学校4年生以上の児童については、放課後子ども教室（一般登録）特例利用で対応していますが、児童が必要な支援を受けられる環境を確保できるよう事業の充実を検討していきます。
- 学童クラブの育成時間の拡大については、利用者のニーズを踏まえ検討していきます。

量の見込み の考え方	学童クラブの利用実績から算出した利用希望率を基に算出。
確保方策 の考え方	人口推計及び学校ごとの利用希望率を基に、各年度の定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように必要な確保量を設定。

■ 北区全域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	1,082	1,118	1,173	1,191	1,207
2年生 量の見込み	893	924	967	984	997
3年生 量の見込み	724	752	788	801	811
1～3年生 量の見込み 合 計	2,699	2,794	2,928	2,976	3,015
1～3年生 確保方策	3,220	3,380	3,460	3,555	3,555
過 不 足 (確保方策－量の見込み)	521	586	532	579	540
4年生 量の見込み	374	382	393	393	396
5年生 量の見込み	120	122	126	126	128
6年生 量の見込み	37	38	39	39	39
4～6年生 量の見込み 合 計	531	542	558	558	563
4～6年生 確保方策	0 ※				

※各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録(一部児童館)の特例的な利用としています。

■ 赤羽地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	510	518	534	528	533
2年生 量の見込み	421	428	440	436	440
3年生 量の見込み	342	349	359	356	358
1～3年生 量の見込み 合 計	1,273	1,295	1,333	1,320	1,331
1～3年生確保方策	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
過 不 足 (確保方策一量の見込み)	242	220	182	195	184
4年生 量の見込み	157	159	162	161	163
5年生 量の見込み	50	51	52	52	53
6年生 量の見込み	16	16	16	16	16
4～6年生 量の見込み 合 計	223	226	230	229	232
4～6年生確保方策	0 ※				

■ 王子地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	298	312	331	350	350
2年生 量の見込み	246	258	273	289	289
3年生 量の見込み	199	210	222	235	235
1～3年生 量の見込み 合 計	743	780	826	874	874
1～3年生確保方策	915	1,035	1,035	1,090	1,090
過 不 足 (確保方策一量の見込み)	172	255	209	216	216
4年生 量の見込み	105	110	110	107	110
5年生 量の見込み	34	35	35	34	35
6年生 量の見込み	10	11	11	10	11
4～6年生 量の見込み 合 計	149	156	156	151	156
4～6年生確保方策	0 ※				

■ 滝野川地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	274	288	308	313	324
2年生 量の見込み	226	238	254	259	268
3年生 量の見込み	183	193	207	210	218
1～3年生 量の見込み 合 計	683	719	769	782	810
1～3年生確保方策	790	830	910	950	950
過 不 足 (確保方策－量の見込み)	107	111	141	168	140
4年生 量の見込み	112	113	121	125	123
5年生 量の見込み	36	36	39	40	40
6年生 量の見込み	11	11	12	13	12
4～6年生 量の見込み 合 計	159	160	172	178	175
4～6年生確保方策	0 ※				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

○給付対象者を適切に把握し、必要な給付をおこなっていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業内容は以下の2つです。

①新規参入施設等への巡回支援

保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助します。

【今後の方向性】

○国が示す基準等をもとに、対象事業者および対象者への適切な支援を実施していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進状況の把握

本計画は、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画の2つの計画から構成されています。

①次世代育成支援行動計画

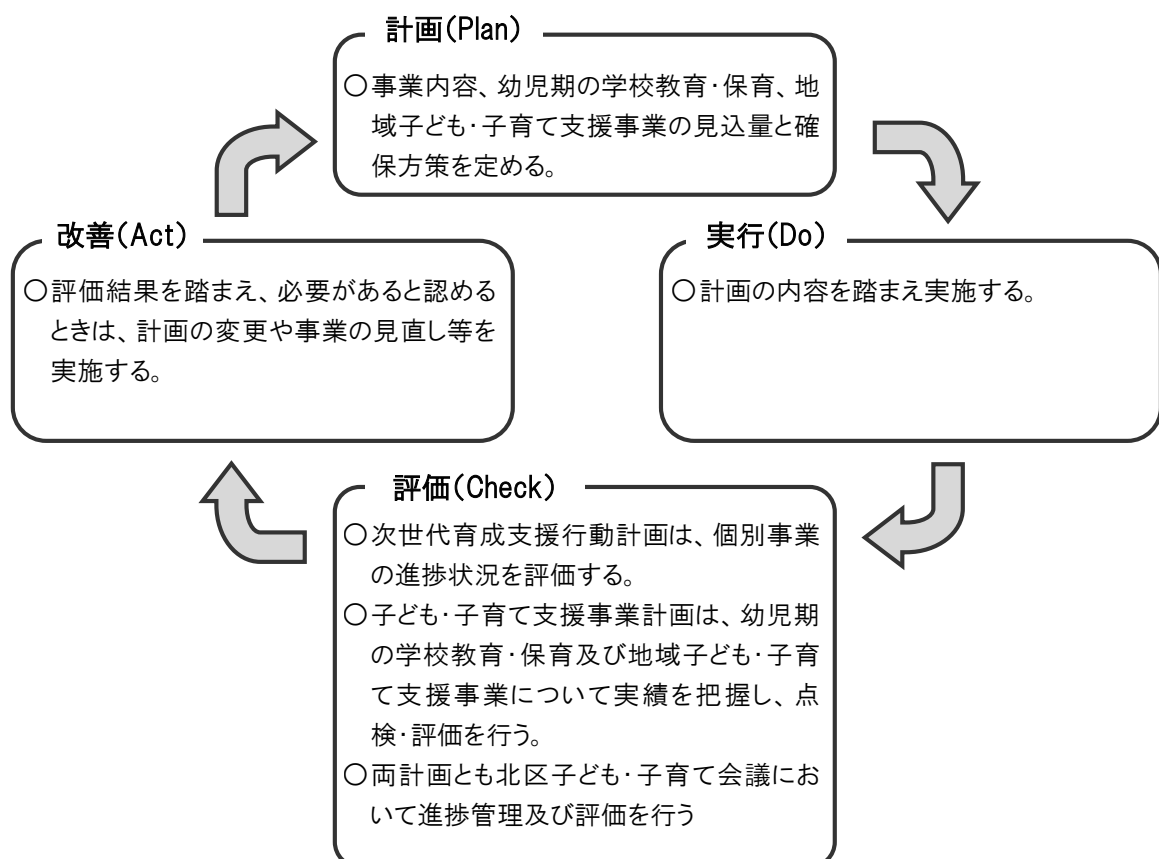
毎年度、計画の進捗状況を把握し、その結果を次年度の施策に反映させながら、計画を推進していきます。具体的には、個別事業ごとに実施状況を把握し、各課において点検・評価するとともに、北区子ども・子育て会議において計画の進行管理及び評価を行います。また、進捗状況については、北区のホームページを通して区民に公表します。

②子ども・子育て支援事業計画

北区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、必要に応じて見直しをしていきます。

次世代育成支援行動計画と同様、区はその結果を区民に公表し、これに基づいて適切な措置を講じます。

図 PDCA サイクルの図



本計画の着実な推進のためには、北区と地域・関係団体・関係機関の様々な立場の方々との役割分担や協働が不可欠です。また、区民一人ひとりの理解と協力を得ながら事業を進めていくことが大切です。

特に、子育て家庭を支援していくためには、地域全体での取組みが必要となります。地域住民をはじめ、子育てに関する活動を行う子ども会や自治会、NPO、子育てサークルなどの地域活動団体、ベビーシッター等の様々な民間事業者、民生児童委員等と連携・協力を図りながら進めていきます。

行政が担うべき事業と、地域の方々が行う子育て支援にかかわる貴重な活動との役割分担を適切に行うことで、子育て・子育てにかかわる多様なニーズに対応したきめ細かで柔軟な子育て支援が可能となります。

さらに、様々な状況のもとで子育てを行う家庭への支援に的確に対応していくためには、国や都など、多くの関係機関との更なる連携強化も重要です。男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、社会全体として、育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援、子育て女性等の再就職支援、事業所における従業員の働き方の見直しを推進していきます。

また、若者が抱える問題が深刻化・複雑化してきていることから、若者の総合的な相談や社会参加応援、就労支援等の若者支援にも積極的に取り組んでいくために、国や都との連携の強化を図ります。

主な取り組み事業一覧

施策目標		1 家庭の育てる力を支援	
個別目標		① 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	保育所待機児童解消	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	子ども環境応援担当課
2	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	年々増加する学童クラブの入所希望に応えるため、また子どもたちの健全な育成及び安心・安全な居場所づくり及び保護者の就労支援のためにも学童クラブを計画的に整備します。	子ども環境応援担当課
3	認可保育園	国が定めた基準を満たした施設で、保育の必要性のある0歳～5歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課
4	地域型保育事業	区が施設・運営基準を定め、民間事業者が設置・運営している施設で保育の必要性のある0歳～2歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課
5	認証保育所	大都市の特性に着目し、都が独自に設けた基準により0～2歳までのお子さんに対して保育を行います。	保育課
6	家庭福祉員	保育士等の資格を持つ者が、0～2歳までのお子さんに対して、家庭的な雰囲気の中、自宅などで保育を行います。	保育課
7	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の実施時間の前後や長期休暇中にお子さんを預かります。	子ども環境応援担当課
8	子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
9	子どもトワイライトステイ事業	保護者が就労等により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で午後から夜間にかけて必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
10	一時預かり保育事業	利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合に、保護者にかわって保育園で保育します。	保育課
11	緊急保育事業	保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時的に保育します。	保育課
12	延長保育	長時間保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	保育課
13	休日保育事業	保護者が就労等で休日に児童の養育ができない場合に、保育園で保育を実施します。	保育課
14	年末保育事業	保護者が就労等で年末に児童の養育ができない場合に、保育園で保育を実施します。	保育課
15	夜間保育	おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	保育課
16	病児・病後児保育（施設型）	病中又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な児童を対象に、医療機関や保育所等で保育を行います。	保育課
17	病児・病後児保育（利用料金助成型）	ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した際、その利用料金の一部助成を実施します。	保育課
18	保育人材の確保支援	保育の質の向上のため、保育事業者に対し、保育人材の確保・定着を図るための各種支援を行います。	保育課

施策目標		1 家庭の育てる力を支援	
個別目標		② 子育てに関する相談・情報提供の充実	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	利用者支援事業	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援をします。	健康推進課 子ども家庭支援センター
2	子育て世代包括支援センター事業（はびママたまご・ひよこ面接）	育児不安の軽減や虐待の予防を目的に、子育て世代包括支援センター事業では、はびママたまご・ひよこ面接をはじめとして、関係機関と連携し、相談や情報提供などを通じて、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行います。健康推進課健康支援センターでは、すべての妊婦を対象に母子健康手帳交付時、保健師等がはびママたまご面接を実施し、相談や支援プランの策定を行います。子ども家庭支援センターでは、生後6か月までの産婦を対象に、はびママひよこ面接を実施し、情報提供等を行います。	健康推進課 子ども家庭支援センター
3	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭の総合相談、子ども家庭在宅サービス、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。	子ども家庭支援センター
4	子育てガイドブック、子育てマップの発行	出産前から就学前までのお子さんを育てている家庭を対象として、出産及び育児に関する不安を軽減するために、子育てに関する各種施策及び公共施設を案内する情報誌として、子育てガイドブック・マップを作成し、子育て福袋に封入するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課
5	「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行	在宅で子育てしている家庭や就学前の子どもがいる家庭への支援の一環として、子どもの成長の目安として接し方や考え方の参考として活用できるように「子どもたちの育つ姿 家庭版」を作成し、子育て福袋に同封するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課
6	子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育てガイドブック、子育てマップ等を入れた「子育て福袋」をお渡ししています。	子ども未来課
7	子育て支援情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	保育園の空き情報及び子どもに関する講座やイベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月10日に区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	子ども未来課
8	子育て応援サイト「きたハピ」および「きたハピモバイル」の充実	「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす子育て応援サイト「きたハピ」および「きたハピモバイル」の作成・更新を行い、北区の子育てに関する情報を集約、発信していきます。	子ども未来課

施策目標		1 家庭の育てる力を支援	
個別目標		③ 親育ちへの支援	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	はびママ学級・パパになるための半日コース	妊娠から産じょく期間中の生活及び育児に関する知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施します。	健康推進課
2	親育ちサポート事業	地域の子育て支援施設である子どもセンター（児童館）で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」を実施、親が自信を持って子育てができるようサポートします。	子ども未来課

3	地域育て合い事業	近接又は隣接する子どもセンター（児童館）・保育園にて、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行い、地域での総合的な子育てを支援します。	子どもわくわく課
4	乳幼児クラブ及びサークル活動	親の育児不安解消や交流の場の提供、仲間づくりをするために、親子で体操、工作、リズム遊びなどを行います。また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。	子どもわくわく課

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 ④ 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	妊産婦健康診査	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査（最大1回）、妊婦子宮頸がん検診（最大1回）を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。	健康推進課
2	妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師が妊婦・産婦の健康管理のための訪問を実施します。また全戸訪問を実施し、新生児の発育・発達・育児等の助言指導を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援します。	健康推進課
3	産前産後セルフケア講座	区内の児童館・子どもセンターを会場として、安定期以降の妊婦と生後120日までの乳児を持つ母親を対象にエクササイズによる身体のケアや子育てに関する情報の提供、情報交換を実施します。	健康推進課
4	産後デイケア事業	出産後の母子への心身のケアや育児サポートをしている民間団体が実施する、産後デイケアの取り組みに対して支援をします。	健康推進課
5	産後ショートステイ事業	産後ケア実施施設に宿泊し、産後の母体の回復や不安解消、自宅での育児に困らないための育児技術の習得を支援します。	健康推進課
6	安心ママヘルパー事業	産前1ヶ月前から生後6ヶ月になるまでの母子のいる家庭に対し、支援者の不在時にヘルパーを派遣し日常的な家事支援・育児支援を行い、産前産後のサポートの充実を図ります。	子ども家庭支援センター
7	乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）	健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門職による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また育児支援の相談や情報提供を図り、早期に課題を発見し対応します。	健康推進課

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 ⑤ 経済的負担の軽減

No.	事業名	事業内容	所管課
1	学校給食費保護者負担軽減策	区内に住所を有し、区立小・中学校に通う第2子以降の子どもに対し、第2子は給食費の半額を補助し、第3子以降は給食費の全額を補助します。	学校支援課
2	私立幼稚園等入園祝金交付事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類の幼児施設に幼児を通わせる保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	子ども環境応援担当課
3	ファミリー世帯転居費用助成	18歳未満の子ども(18歳に達してから最初の4月1日を迎えていない子を含む)を2人以上扶養・同居し、区内に1年以上居住している世帯が、最低居住面積水準以上かつ、転居前より広い区内民間賃貸住宅に住み替える場合に、転居費用の一部(礼金と仲介手数料の合算額)を助成します(上限30万円)。	住宅課
4	親元近居助成	子育てや介護等を共助しあうため、北区内に住む親世帯に近居して、住宅を取得するファミリー世帯に対し、取得時の登記費用の一部を助成します(上限20万円)。	住宅課
5	児童手当の支給	0歳～3歳未満児には月額15,000円、3歳～小学校修了前の児童には月額10,000円(第3子以降は月額15,000円)、中学生には月額10,000円を支給します。ただし、受給者が所得限度額以上の場合は一律5,000円の支給になります。	子ども未来課
6	子ども医療費助成	0歳～中学3年生(15歳に達した日以降の最初の3月31日)までの保険適用医療費自己負担分を区が負担します。高校生等については、入院医療費の自己負担分を助成します。	子ども未来課

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり

個別目標 ① 地域における子育て家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子育てひろば事業	地域の子育て家庭に対して、つどいの広場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進します。	子どもわくわく課 子ども家庭支援センター
2	幼稚園・こども園における地域子育て支援活動	幼稚園・こども園で、在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。	学校支援課 子ども環境応援担当課
3	保育園における地域交流活動事業	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	保育課
4	ファミリー・サポート・センター事業	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、「サポート会員」がお子さんをお預かりして育児支援を行う、相互援助活動の連絡調整を行います。	子ども家庭支援センター
5	「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行	在宅で子育てしている家庭や就学前の子どもがいる家庭への支援の一環として、子どもの成長の目安として接し方や考え方の参考として活用できるように「子どもたちの育つ姿 家庭版」を作成し、子育て福袋に同封するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課

施策目標		2 子育て家庭を支援する地域づくり	
個別目標		② 健やかに育ち、育てる地域活動の促進	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	地域育て合い事業 (再掲)	近接又は隣接する子どもセンター(児童館)・保育園にて、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行い、地域での総合的な子育てを支援します。	子どもわくわく課
2	協働による地域づくりの推進	(地域づくり応援団事業) NPO やボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共活動を支援します。 (政策提案協働事業) NPO やボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。	地域振興課
3	子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業	家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業(子ども食堂)を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金を交付します。	子ども未来課
4	地域円卓会議	地域の町会・自治会、青少年地区委員会、赤十字奉仕団、民生委員・児童委員、小学校・中学校PTA、商店街・企業などの各団体が、お互いに活動内容を理解し情報交換をすることで、今まで以上に地域での連携を深めるきっかけを作るための会議を各地区で開催し、子どもたちへの声掛けや見守りなどを含む、地域における支援活動についても話し合います。	地域振興課

施策目標		2 子育て家庭を支援する地域づくり	
個別目標		③ 地域における子育てネットワークの育成・支援	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	児童館(子どもセンター・ティーンズセンター)ネットワーク事業	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館(子どもセンター・ティーンズセンター)とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0歳~18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。	子どもわくわく課
2	北区子ども・若者応援ネットワーク	北区で子ども・若者を応援するための市民活動団体のネットワークとその活動を支援します。ネットワーク会議の開催や社会資源情報の収集、合同研修等を通して、地域課題を共有するとともに、子ども・若者が育つ力を支える取り組みを推進します。	北区社会福祉協議会

施策目標		2 子育て家庭を支援する地域づくり	
個別目標		④ 地域における子育て支援の担い手の育成	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	子育てアドバイザー研修	児童館(子どもセンター)において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育てアドバイザーに対して、必要な研修を行います。	子どもわくわく課
2	研修生の受け入れ	区内の保育園や子どもセンター(児童館)で、保育士を目指す学生や、東京都子育て支援員研修の受講生の研修を受け入れ、子育て支援の担い手の育成を支援します。	子どもわくわく課 保育課 子ども家庭支援センター

施策目標

2 子育て家庭を支援する地域づくり

個別目標

⑤ 子どもの安全を確保する活動の推進

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子ども見守りネットワーク	区内で刃物所持事件等、子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	危機管理課
2	安全・安心情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	「安全・安心」快適メール登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ・痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。	危機管理課
3	子ども防犯教室	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の子どもたちを対象に、警察OBの防犯推進員による腹話術人形や紙芝居などを活用した防犯教室を実施します。	危機管理課
4	不審者対応訓練	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の職員を対象に、警察OBの防犯推進員による不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。	危機管理課
5	通学路の交通安全対策	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり、通学路標識を設置し、通学路の交通安全対策を実施します。	学校支援課
6	通学路安全点検の実施	区立小学校の通学路を警察、PTAと協力して、子どもの安全に関する総合的な点検を行います。	
7	保育園、区立幼稚園、小学校門扉のオートロック化・運用	不審者の侵入を防ぐため、区立保育園・幼稚園・小学校の門扉にオートロック機能を付けます。私立保育園に対しては、経費の一部を補助します。	学校改築施設管理課 保育課
8	区立小・中学校、通学路における防犯カメラの更新	通学路の安全を図るために、経年により老朽化した区立小・中学校の防犯カメラの更新を行います。	学校改築施設管理課 学校支援課
9	学童クラブ、区立幼稚園、保育園等へのモニター付インターホンの設置、運用	不審者対策として、学童クラブ、区立幼稚園、保育園等に訪問者を確認できるモニター付インターホンを設置します。	学校改築施設管理課 子どもわくわく課 保育課
10	安心安全な給食の実施	園児・児童・生徒に安心安全でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品搬入時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、保育園・認定こども園・区立小中学校で手づくりの給食を提供します。そのために、調理従事者への細菌検査、ノロウィルス検査、おかずの衛生検査をはじめ、保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施や、調理員、栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが衛生講習会を受講します。	学校支援課 保育課
11	地域ふれあいパトロール事業	学童クラブ等の利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のパトロールを実施します。	子どもわくわく課
12	受動喫煙防止対策事業	望まない受動喫煙を防止するために改正された健康増進法と、健康影響を受けやすい子どもや、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を守る観点から上乘せされた東京都受動喫煙防止条例が2020年4月に全面施行されるため、区民、飲食店、事業者等に向けて広く受動喫煙防止に関する周知、啓発を行っていく。	受動喫煙防止対策担当課

施策目標		3 未来を担う人づくり	
個別目標		① 就学前教育の充実	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	きらきら0年生応援プロジェクト	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学前子育てセミナー」を開催します。また、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進・拡大するために幼児教育施設にコーディネーターを派遣します。	教育政策課
2	区立認定こども園の設置	就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズに積極的に応えるため、幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」を設置します。	学校支援課
3	私立幼稚園協会への補助	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	子ども環境応援担当課
4	幼稚園の教育活動の充実	区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付します。	教育指導課 子ども環境応援担当課
5	保育園職員等各種研修	保育の質の向上のため、保育園職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を実施します。	保育課

施策目標		3 未来を担う人づくり	
個別目標		② 教育の場における子育ての支援	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	学力フォローアップ教室 〔確かな学力向上プロジェクト〕	早い段階での学習のつまずきを解消するため、小学3年生、4年生を対象に学力補充教室を実施します。平成30年度より対象を小学5年生、6年生に拡大し、24校で実施をしています。	教育指導課
2	夢サポート教室 〔確かな学力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、生徒一人ひとりの夢や希望する進路の実現を支援する学習教室を実施します。	教育指導課
3	学力パワーアップ事業 〔確かな学力向上プロジェクト〕	区立小中学校に、非常勤講師を配置し、児童一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導により、基礎的・基本的な学力の定着と向上を図ります。	教育指導課
4	中学校スクラム・サポート事業 〔確かな学力向上プロジェクト〕	数学専任の教育アドバイザー（元校長）が、全区立中学校において数学専科の教員への巡回指導を実施し、各学校での授業改善を推進します。また、家庭学習アドバイザー（外部講師）が、希望する生徒の数学、英語及び理科の家庭学習を支援し、生徒個々の課題の解決と学習意欲の向上に取り組みます。	教育指導課
5	北区小中一貫教育の推進	北区学校ファミリー構想を踏まえ、サブファミリーが義務教育9年間を貫いた「育てたい子ども像」や教育目標を設定し、小中学校間の円滑な接続を目指します。	教育政策課
6	施設一体型小・中学校一貫校の設置	神谷中サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を統合した施設一体小中一貫校を、現在の神谷小学校、神谷公園、神谷体育館敷地及び神谷中学校敷地の一部に建設し、令和6年度の開校を目指します。	学校改築施設管理課

7	ICT 教育の推進	高度情報化社会を生き抜くためには、ICT 教育の推進による情報活用能力の育成が重要であることから、ICT（情報通信技術）を活用し、視覚や聴覚に印象付ける分かりやすい授業を実践するとともに、学習への興味・関心を高めながら、主体的・対話的で深い学びを実現し、一人ひとりの児童・生徒の能力や特性に応じた「個別学習」や、児童・生徒が教え合い学び合う「協働学習」を推進します。	教育指導課
8	プログラミング教育の推進	情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力としてプログラミング教育を推進し、[知識及び技能] [思考力、判断力、表現力] [学びに向かう力、人間性等] を育成していきます。	
9	イングリッシュサマーキャンプ事業 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立中学2年生を対象とした夏季施設事業。外国人留学生と活動を共にすることにより、英語によるコミュニケーション能力の向上と国際理解を深めることを目的とします。	学校支援課
10	中学校生徒海外交流事業	アメリカウォルナットクリーク市のセブンヒルズスクール生とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れ、国際親善、国際理解に役立てます。	教育指導課
11	理科大好きプロジェクト 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	お茶の水女子大学サイエンスエデュケーションセンターと共同で理科実験支援事業、土曜理科実験教室（科学・環境スクール、サイエンスラボ）を実施します。	教育指導課
12	新聞大好きプロジェクト 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学校の児童・生徒に新聞に親しませ、社会の出来事やしぐみに興味・関心を持たせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通して、言語活動の充実を図り、生きる力を育みます。	教育指導課
13	ALT の配置〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学生の英語に触れる機会を積極的に増やし、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。	教育指導課
14	ふるさと北区への愛着を育む事業〔グローバル人材育成プロジェクト〕	北区の子どもたちが、郷土を知り、郷土への関心を高めるため、小学校の社会科や総合的な学習の時間帯において、「北区の歴史 はじめの一步」を活用した学習等を実施することにより、「ふるさと北区」への愛着を育む事業を推進します。	教育指導課
15	情報教育に関する研修会の実施	区立学校の教員の ICT 活用指導力の向上を図るため、情報機器の授業への活用や情報モラル等にかかる研修会を実施します。	教育指導課

施策目標

3 未来を担う人づくり

個別目標

③ 自己実現の場と体験機会の提供

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子ども文化教室	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりのある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を体験・会得する教室を実施し、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会を充実させます。	地域振興課
2	伝統工芸出張体験講座	北区の未来を担う子どもたちに日本の伝統文化やものづくりの面白さを学んでもらうため、区内小学校や児童館で出張体験講座を行い、伝統工芸に関する知識や作品づくりの体験指導に取り組んでいます。	産業振興課
3	児童ダンス☆演劇教室	主に小学生を対象に、ダンス・発声・芝居等のトレーニングを通じて、円滑なコミュニケーションや運動能力、表現力などを伸ばすことを目指します。	地域振興課
4	スクールコンサート	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊かな時間の体験やきっかけづくりを図ります。（希望園で実施）	地域振興課

5	輝く☆未来の星コンサート	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力により、北区の子どもたちとのジョイントコンサートや同校生徒による室内楽コンサートを行うことにより、子ども達の豊かな心を育てるとともに、将来、文化芸術を目指すきっかけづくりや親しむ機会の提供を図ります。	地域振興課
6	キャリア教育の実施	社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、区立小中学校における教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。	教育指導課
7	環境学習	環境にやさしい社会を創るには、ごみ減量とリサイクルの推進が重要です。幼少期にリサイクルやごみの分別の体験等を通して学ぶ機会を提供するため、保育園・小学校等に清掃事務所職員が出向いて環境学習を実施します。	北区清掃事務所
8	こどもエコクラブ	子どもたちが主体となって、地域の中で楽しみながら長く続けられるような環境活動、環境学習を行う機会を提供し、支援します。	環境課
9	環境大学事業	幼児から各発達段階において講座を開発・開講します。講座には観察や実習を組み込むことで体感的理解を深め、将来的には講座受講者が若年層の環境教育に携わることができるようなカリキュラムを構成します。	環境課
10	省エネ道場	「北区 eco かるた」を使ったかるた遊びや工作などの体験を通して、楽しく遊びながら環境について学ぶことができる機会を提供します。また、学習を発揮する場として「北区 eco かるた大会」を開催します。	環境課
11	中学生モニター・高校生モニター	＜中学生モニター＞ モニター会議・施設見学を毎年度実施し、中学生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にする。また、中学生の社会参加の契機づくりを行う。 ＜高校生モニター＞ モニター会議を隔年で実施し、高校生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にする。また、高校生の社会参加の契機づくりを行う。	広報課
12	小学生との区政を話し合う会	小学生との区政を話し合う会を毎年度実施し、小学生の区政に対する意見・要望・提案を把握する。	広報課

施策目標 **3 未来を担う人づくり**
個別目標 **④ ことろとからだの健全な成長への支援**

No.	事業名	事業内容	所管課
1	プレーパーク事業	子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことにより、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊び（プレーパーク）を実施する団体に対し、補助金を交付します。	子ども未来課
2	教育の場における人権教育の取り組み	各幼稚園、小中学校において、発達の段階に応じた人権教育に取り組み、教育活動全体を通じた人権教育の推進を図ります。また、指導事例を共有して、質の向上に努めます。	教育指導課
3	いじめ防止の取組の徹底	「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。また、関係機関と連携を図るため、「北区いじめ問題対策連絡協議会」を設置するほか、学識経験者や関係機関の代表者等による「北区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対策の推進を図ります。	教育指導課
4	北区サポートチーム	区立小・中学校の児童・生徒の生活指導上における個別の問題について、必要に応じて警察、児童相談所、育ち愛ほっと館等、複数の関係機関の担当者が連携して北区サポートチームを編成し、問題の解決を図ります。	教育指導課

5	Q-Uの実施	区立小・中学校の児童・生徒全員を対象にQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、学校生活での満足度と意欲、学級集団の状況を確認し、いじめや不登校などの早期発見に努めます。	教育指導課
6	いじめ相談ミニレター	いじめの内容によっては教員や保護者にも相談できないケースがあります。いじめ相談ミニレターを区立小・中学校の児童・生徒に配布し、児童・生徒からの悩みごとや心配ごとの相談に、手紙や電話で教育総合相談センターが答えます。	教育総合相談センター
7	トップアスリート直伝教室	ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得させることを目指します。また、キッズアスレティックスを小学校単位で実施し、子どもたちの運動能力の開発・向上を図ります。	東京オリンピック・パラリンピック担当課
8	キッズアスレティクス養成講座、スポーツコンダクター	オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした運動能力向上プログラムを実施します。また、小学校において体験プログラムを実施するほか、各小学校の体育教諭を対象に指導者育成講習会を開催し、小学校独自のプログラムを展開します。	東京オリンピック・パラリンピック担当課
9	（仮称）オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築	東京2020大会閉幕後も、自らの人格形成を促し、国際社会や地域社会の一員としてもつべき素質を育むために重要なオリンピック・パラリンピック教育を継続することで、子ども達に「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質を養い、東京2020大会で培われた教育資産をレガシーとして継承します。また、ハンガリー国競技団体が、北区の会場において、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ」を実施することを踏まえ、同国に関する調べ学習や選手との交流等を通じて、国際理解教育を推進します。	教育指導課
10	性の多様性への理解促進	性の多様性についての正しい理解と知識の普及啓発、相談体制の充実を図ります。	多様性社会推進課

施策目標

3 未来を担う人づくり

個別目標

⑤ 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

No.	事業名	事業内容	所管課
1	専門相談事業（子ども家庭支援センター心理相談）	育てにくい子どもが虐待を受ける場合が多いことから、児童や保護者に対し床心理士が相談に応じます。	子ども家庭支援センター
2	スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、区立小中学校へ児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小中学校全校に配置しています。	教育総合相談センター
3	スクールソーシャルワーカーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為、子供の貧困等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置します。	教育総合相談センター
4	放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	放課後や土曜日、長期休業期間に小学校を会場に、児童の安全・安心な居場所を提供します。自由遊びや勉強・スポーツ等の活動をとおして、大勢の大人や低学年の児童と触れ合うことで、子どもたちの社会性や協調性の充実を図ります。実施校ごとに地域の方で構成する実行委員会を設置し、地域の協力を得ながら実施します。	子どもわくわく課

5	子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業（再掲）	家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金を交付します。	子ども未来課
6	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行	児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターと中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備し、子育て支援と子育て支援にかかる事業の充実を図るとともに、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供し、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能の充実を図ります。	子ども未来課

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標 ① 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子ども家庭支援センター職員及びヘルパー派遣により育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	子ども家庭支援センター
2	要保護児童対策地域協議会および配偶者からの暴力防止連絡協議会	子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所を始めとした関係機関が情報を共有しながら連携を一層推進し、要保護児童などへの適切な対応を図ります。また、配偶者からの暴力防止連絡協議会との合同開催により、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討します。	子ども家庭支援センター 多様性社会推進課
3	見守りサポート事業	子ども家庭支援センターにおいて、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが在宅での指導が適切と判断される家庭、及び児童虐待により児童相談所が一時保護もしくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。	子ども家庭支援センター
4	養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座	養育支援を必要とする家庭を早期に把握して、居場所づくり・仲間づくりをすすめ、子育ての孤立化を防止し、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター
5	ペアレントトレーニング事業	子育てに不安感を抱いたり、子どもへの対応の仕方がわからない保護者に対し、ペアレントトレーニングを実施し、子育て力を向上させ、安定した親子関係を育み、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標 ② 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	さくらんぼ園（子ども発達支援センター）	障害またはその疑いのある児童に対して、相談から療育までの総合的な支援を行うとともに、地域の中核的な施設として保育所等訪問支援事業や区民に障害理解の啓発活動など、地域支援に取り組みます。また、児童発達支援事業である「子ども発達支援センターさくらんぼ園」を令和2年度末までに地域の中核的な療養支援施設である児童発達支援センターとして整備します。	子ども家庭支援センター

2	サポートファイル活用・推進	乳幼児期から社会生活に至るまでの成長記録や療育機関、学校、医療・福祉機関等で受けた支援内容や提供された資料などを保護者が記録・保管していくファイルです。家庭と関係機関との間で情報を円滑に共有し、より良い支援を受けるために活用することを目的とし、発達や成長などに悩みや不安、また障害や疾病などがある子どもが、一貫した切れ目ない支援を受けるために活用を進めています。	教育総合相談センター
3	障害児通所支援事業（児童発達支援）	乳幼児健診等で心身の発達に遅れやつまづき、あるいは疑いが認められた児童に対して、児童発達支援事業所において日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。また、医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。	障害福祉課
4	障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。また、医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。	障害福祉課
5	北区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	在宅生活を送られている医療的ケアの必要な重症心身障害児等を介護されている家族等の一時休息やリフレッシュを図ることを目的として、訪問看護師が自宅等に出向き、一定時間家族の代わりに見守りを行います。	障害福祉課
6	巡回指導員の派遣	障害児の保育を推進するため、保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。また、私立幼稚園にも巡回指導員を派遣します。	子どもわくわく課、保育課、子ども家庭支援センター
7	巡回指導・専門家チームの派遣	特別支援教育を必要としている児童・生徒の障害の状態の適切な把握や障害に応じた適切な指導内容・方法について、学校及び担当教員に対して効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣していきます。	教育総合相談センター

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標 ③ ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	そらまめ相談室	子育て中のひとり親家庭や、ひとりで子育てをすることに不安を抱えるご家庭の相談に応じます。日頃の悩みやグチから、生活に関わるお困りごとまで、幅広く相談に応じ、支援制度などをご案内します。	子ども未来課
2	ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業	ひとり親家庭の生活や就労を支援する講習会の実施や、ひとり親家庭がお互いの悩みを打ち明け、相談しあう機会となるイベント等を実施します。	子ども未来課
3	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供	迅速かつきめ細やかな対応をめざして、相談体制を充実させるとともに、施策や取り組みについて北区ニュースやホームページで情報提供を行います。	生活福祉課 子ども未来課
4	ひとり親家庭の親の就業促進	ハローワーク等と連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。	生活福祉課
5	北区居住支援協議会	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等住宅の確保に配慮を要する者）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や、その他の必要な支援について協議を行います。	住宅課

6	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親又は父か母が障害のある家庭で、18歳に達した日の属する年度の末日(児童が障害の場合は20歳未満)まで、保険適用医療費自己負担分の全額又は一部を区が負担します。	子ども未来課
7	児童扶養手当の支給	18歳に達した年度末までの児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	子ども未来課
8	児童育成手当の支給	18歳に達した年度末までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。(都制度)	子ども未来課

施策目標

4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標

④ 生活困窮家庭への支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」に基づき、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学生に対する学習支援事業を行います。	生活福祉課
2	生活困窮・ひとり親家庭等の中学生の学習支援事業	経済的な理由やひとり親世帯等、家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもに対し、学習意欲や学力の向上のために、子どもの状況に寄り添った学習の場を提供します。	子ども未来課
3	自立支援プログラム(次世代育成支援プログラム)	生活保護受給世帯で中学生・高校生等の子どもを持つ保護者に学習塾費用と大学受験料の助成を行い、次世代を担う子どもの健全な育成を学習面から支援するとともに、社会的自立を促します。	生活福祉課
4	就学援助	経済的理由によって児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、義務教育に必要な費用(給食費や学用品費など)の一部を支給します。	学校支援課

施策目標

4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標

⑤ 多文化共生に向けた支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	日本語適応指導教室	日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行い、自己のもつ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるよう支援していきます。また、日本語指導を担当する教員研修の内容の改善・充実を図ります。	学校支援課 教育指導課
2	はぴママ面接・乳幼児健診等における妊婦や保護者への対応	はぴママ面接・乳幼児健診等においては、使用する問診票や案内について正しく理解してもらうため、多言語による問診票等を作成していくことと、自動翻訳機の導入、翻訳タブレットの導入を検討します	健康推進課
3	区立小・中学校や保育園等における通訳派遣	区立小・中学校や保育園等において、保護者や子どもが手続や相談をする際の支援として、通訳を派遣します。	総務課
4	やさしい日本語研修	外国人とのコミュニケーションを図るためのツールとして、「やさしい日本語」の活用を推進します。	総務課

施策目標		5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	
個別目標		① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取り組みや推進方法等及び仕事と生活の両立に役立つ情報について、講座や情報誌等で情報提供を行います。	多様性社会推進課

施策目標		5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	
個別目標		② 仕事と子育ての両立のための基盤整備	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」と認定し、広く区内にPRすることにより、ワーク・ライフ・バランスの啓発並びに推進を図ります。 また、認定企業に対し、認定年度の次年度に取組状況確認及び助言等のために、「企業フォローアップ訪問」を行います。	多様性社会推進課
2	アドバイザー派遣制度の推進	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業または取組みをさらに向上させようとする企業に専門のアドバイザーを派遣します。	多様性社会推進課

施策目標		5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	
個別目標		③ 男女が共に担う子育ての推進	
No.	事業名	事業内容	所管課
1	ママ応援プロジェクト	乳幼児を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	子ども未来課
2	パパ応援プロジェクト	男性（父親）や祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関われる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、父親向けの講座及び祖父母世代向けの講座などを実施します。	多様性社会推進課 子ども未来課
3	孫育て応援プロジェクト	育児に積極的に関わろうとする祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関われる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、祖父母世代向けの講座などを実施します。	多様性社会推進課 子ども未来課
4	父親への支援事業	子どもセンター（児童館）において、父親向けの支援事業や親育ちサポート事業を実施し、父親の育児参加を支援します。また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場の提供を行い、ネットワークづくりのきっかけとなる仕掛けを行っていきます。	子ども未来課

北区子ども・子育て支援計画2020素案 追加資料

1 これまでの資料の修正箇所一覧

第3章

① P63 基本理念の説明文

「子どもの笑顔」には、子どもの育ちへの支援と子どもの人権が守られることが象徴されており、しています。「家庭や地域の元気が満ちるまち」には、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域の人々や企業の協力・参加なくしては成り立たないため、この双方の元気が子育てに重要な役割を担っていることを示しています。また、ここでの家庭とは、親と子どもからなる家庭だけではなく、子どもが生活する様々な環境を含めた家庭を意味しています。「輝く北区」には、「子どもの笑顔」「家庭や地域の元気が満ちるまち」がそろって初めて北区が輝いてくるという思いを込めています。

⇒前段は文言の微修正。中段は、ここでの「家庭」が意味することを追記しました。

第4章

② P74 No.3 保育の質の向上に向けた取り組み

保育所職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を充実させることで職員の資質、専門性の向上を図り、法に基づく指導検査とともに、園長経験者等による巡回指導チームを編成し、事故防止や保育士支援等を目的とした施設巡回指導を充実させ、より一層の保育の質の向上を図っていきます。また、国や都の支援策を活用し、保育士の人材確保への取り組みを推進します。

⇒9/11の部会のご意見をふまえ、保育人材の確保について追記しました。

③ P74 No.4 多様な保育ニーズへの対応【新設】

保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まる中、施設型の病児・病後児保育においては新たな施設の整備を行い、利便性の向上を図ります。また、保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題の解消のため、保育園等における一時預かりを行うとともに、待機児童対策として幼稚園における預かり保育を充実させるなど、多様な保育ニーズへの対応を推進します。

⇒多様な保育ニーズについての取り組みを追加しました。

④ P75 No.3 子ども・教育に関する複合施設の整備

~~旧赤羽台東小学校跡地を整備候補地として、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園・発達相談室、児童相談所・一時保護所、教育総合相談センター等、子ども・教育に関する施設・機能の複合化を行い、子どもに関わる総合的な相談拠点としての施設整備を検討します。~~

児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。

⇒「整備を検討します」から「整備します」に変更しました。

※P91No.1とP93No.2が（再掲）ですが、変更漏れです。

⑤ P80 No.4から「地域円卓会議」の項目を削除

⇒9/11の部会でのご意見をふまえ、削除しました。

⑥ P83 No.1 子ども見守りネットワークの構築推進

⇒すでに構築されており、これからは推進していくため、文言を整理しました。

⑦ P83 No.2 子ども防犯教室 防犯意識向上への取り組み

区内の保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）、わくわく☆ひろば等において、警察OBの防犯推進員による子どもを対象とした防犯教室を実施します。するとともに、施設の

教職員に対する不審者対応訓練を実施するなど、防犯意識向上への取り組みを推進します。
⇒子どもだけでなく、教職員への訓練についても追記しました。

⑧ P84 No.3 通学路の交通安全対策・交通安全運動 子どもの安全対策の推進

通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり通学路標識を設置したり通学路の安全点検を警察やPTA協力して行うなど、通学路の交通安全対策を実施します。また、交通安全運動を推進し、関係行政機関、地域住民、事業所、交通関係団体等が一体となって区民総ぐるみの運動として推進を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかけています。また、区立小・中学校や通学路における防犯カメラの更新・新設、保育園・区立幼稚園・小学校等門扉のオートロック化・運用、学童クラブ・区立幼稚園・保育園等へのモニター付インターホンの設置・運用など、施設の安全対策を強化していきます。

⇒9/11の部会でのご意見をふまえ、生活安全推進プランの内容を取り入れました。

⑨ P87 No.5 グローバル人材育成プロジェクト 国際理解教育の推進

区内の小・中学生を対象として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、広い視野、異文化理解力、日本人としてのアイデンティティ、論理的思考力等を身に付け、将来さまざまな分野で活躍できるグローバル人材の育成を図ります。北区の中学生が外国人留学生と生活を共にするイングリッシュ・サマーキャンプでは、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成し、中学校生徒海外交流事業においては、アメリカウォルナットクリーク市のセブンヒルズスクール生とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れ、国際親善、国際理解に役立てる取り組みを推進します。

⇒9/11の部会でのご意見をふまえ、北区が行う特色のある事業である「イングリッシュ・サマーキャンプ」と「中学生の海外交流事業」を取り入れました。

⑩ P89 No.3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツの推進【新設】

日本トップレベルの指導者及び選手から直接指導を受けるトップアスリート直伝教室や、オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした運動能力向上プログラムを実施するなど、子どもたちのスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力の育成を推進します。

⇒東京2020大会を契機とした取り組みを追加しました。

⑪ P89 ページ上段○部分に追加

○いじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。

⇒9/11の部会でのご意見をふまえ、いじめに対しての取り組みを追加しました。

⑫ P90 No.5 いじめ根絶への取り組み【新設】

「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、

早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。そのために、区立小・中学校の児童・生徒全員を対象にQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施や、いじめ相談ミニレターを配布し、児童・生徒からの教員や保護者にできない悩みごとや心配ごとの相談に、手紙や電話で教育総合相談センターが答えるなどの取り組みを行います。

⇒9/11の部会でのご意見をふまえ、いじめに対しての取り組みを追加しました。

⑬ P91 No.2 スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣

児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小・中学校全校に配置し、いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等への対応のために活用を推進します。また、~~児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為、子供の貧困等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣し、活用の推進を図ります。~~児童・生徒が抱える家庭環境、不登校、発達障害等に関する課題の解決のため、2つのサブファミリー毎に1名のスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と社会資源との支援・連携を図っていきます。

⇒スクールソーシャルワーカーの配置について具体的な目標の記載に変更しました。

⑭ P93 No.3 要保護児童への対策および配偶者等からの暴力防止連絡協議会との連携

⇒9/11の部会でのご意見をふまえ、取り組み名を修正しました。

⑮ P94 No.1 子ども発達支援センターさくらんぼ園及び発達相談室

障害またはその疑いのある児童に対して、相談から療育までの総合的な支援を行うとともに、地域の中核的な施設として保育所等訪問支援事業や区民に障害理解の啓発活動など、地域支援に取り組みます。また、~~児童発達支援事業である「子ども発達支援センターさくらんぼ園」~~を令和2年度末までに児童発達支援センターとして整備し、事業の充実を図ります。

⇒さくらんぼ園の児童発達支援センター化について追記しました。

⑯ P98 日本語活用が困難な保護者への対応

日本語を母語としない方が安心して子育てができるよう、はびママ面接・乳幼児健診などの各事業において、~~使用する問診票や案内について正しく理解してもらうため、~~多言語による案内問診票等を作成していくことや、自動翻訳機の導入、翻訳タブレットの導入を検討していきます。また、「やさしい日本語」を共通コミュニケーション手段として活用するなど、様々な文化的背景を持つ方が共生していく環境づくりを推進します。

区立小・中学校や保育園等において、保護者や子どもが手続や相談をする際の支援として、通訳を派遣する取り組みを推進します。

⇒前段は文言の整理です。中段に「やさしい日本語」を活用する取り組みを追記しました。

第5章

⑰ P106 3 人口推計

0-5歳、6-11歳という年齢を、歳児ごとに記載してグラフ化しました。

⑱ P108~109 保育確保方策

【北区全域】	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
	2号	3号	0歳	2号	3号	0歳	2号	3号	0歳	2号	3号	0歳	2号	3号	0歳	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	4,399	3,384	726	4,684	3,366	729	4,761	3,469	745	4,886	3,558	747	5,032	3,503	731	
②確保方策	特定教育・ 保育施設※	4,968 4,992	3,209 3,189	718 709	5,181 5,218	3,292 3,281	730 721	5,181 5,231	3,292 3,281	730 721	5,181 5,231	3,292 3,281	730 721	5,181 5,231	3,292 3,281	730 721
	特定地域型 保育事業※	0	260	108	0	260	108	0	260	108	0	260	108	0	260	108
	認可外保育 施設等	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26	0	88	26
	②-① 過不足	569 593	173 153	126 117	497 534	274 263	135 126	420 470	171 160	119 110	295 345	82 71	117 108	149 199	137 126	133 124
【赤羽地区】	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
①量の見込み	1,843	1,394	265	1,964	1,372	274	2,026	1,390	280	2,082	1,420	282	2,126	1,431	280	
②確保方策	特定教育・ 保育施設※	2,170 2,173	1,296 1,291	291 288	2,274 2,277	1,332 1,335	300 297	2,274 2,277	1,332 1,335	300 297	2,274 2,277	1,332 1,335	300 297	2,274 2,277	1,332 1,335	300 297
	特定地域型 保育事業※	0	56	24	0	56	24	0	56	24	0	56	24	0	56	24
	認可外保育 施設等	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18	0	56	18
	②-① 過不足	327 330	14 9	68 65	310 313	72 75	68 65	248 251	54 57	62 59	192 195	24 27	60 57	148 151	13 16	62 59
【王子地区】	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
①量の見込み	1,455	1,087	252	1,580	1,070	242	1,603	1,115	247	1,690	1,137	244	1,770	1,082	236	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	1,655 1,653	1,099	244	1,655 1,653	1,099	244	1,655 1,653	1,099	244	1,655 1,653	1,099	244	1,655 1,653	1,099	244
	特定地域型 保育事業	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36	0	95	36
	認可外保育 施設等	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8	0	32	8
	②-① 過不足	200 198	139	36	75 73	156	46	52 50	111	41	▲35 ▲37	89	44	▲115 ▲117	144	52
【滝野川地区】	1年目 (令和2年度)			2年目 (令和3年度)			3年目 (令和4年度)			4年目 (令和5年度)			5年目 (令和6年度)			
①量の見込み	1,101	903	209	1,140	924	213	1,132	964	218	1,114	1,001	221	1,136	990	215	
②確保方策	特定教育・ 保育施設	1,143 1,166	814 799	183 177	1,252 1,288	861 847	186 180	1,252 1,301	861 847	186 180	1,252 1,301	861 847	186 180	1,252 1,301	861 847	186 180
	特定地域型 保育事業	0	109	48	0	109	48	0	109	48	0	109	48	0	109	48
	認可外保育 施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-① 過不足	42 65	20 5	22 16	112 148	46 32	21 15	120 169	6 ▲8	16 10	138 187	▲31 ▲45	13 7	116 165	▲20 ▲34	19 13

⇒新規保育園開設にあわせて数字を修正しました。

⑱ P110 O3号認定子どもの保育利用率（※） ページ下部の注釈

※満3歳未満の子どもの数全体に占める保育の利用率は、~~子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」により、計画の必須記載事項とされています。~~

※保育利用率：満3歳未満の子どもの人口に占める、保育所等の利用定員数（前頁、前々頁の3号確保方策の値の合計数）の割合です。

⇒7/31の子子会議でのご意見をふまえ、「保育利用率」についての定義に修正しました。

⑳ P113、114、115、116、119 量の見込みと確保方策の表

量の見込みの100%を確保する事業については過不足欄を削除し、注釈を追記しました。

⇒7/3の部会でのご意見をふまえ、注釈を追記しました。

㉑ P118 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

確保方策：~~実働サポート会員160人が月6回活動すると想定し、就学児分の利用割合を乗じて算出。~~平成30年度の利用実績から段階的に確保数を増やし、令和6年度に実働サポート会員160人が月6回、就学児分の利用割合に応じた活動をした人数が確保できるよう算出。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,088	4,175	4,270	4,389	4,513
確保方策	4,608 3,823	4,608 4,019	4,608 4,215	4,608 4,411	4,608
過不足 (確保方策ー量の見込み)	520 ▲265	433 ▲156	338 ▲55	219 22	95

⇒過去の実績から確保方策を見直し、段階的に量の見込みを確保できるような目標値に修正しました。

㉒ P120 一時預かり事業（幼稚園以外）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	43,247	45,406	46,855	47,795	43,867
確保方策	34,630 33,452	36,130 35,246	36,130 35,540	36,130 35,834	36,130
過不足 (確保方策ー量の見込み)	▲8,617 ▲9,795	▲9,276 ▲10,160	▲10,725 ▲11,315	▲11,665 ▲11,961	▲7,737

⇒ファミリー・サポート・センター事業（就学前）の目標値を上記㉑と同様に修正した結果、表中のとおり確保方策を修正しました。

㊸ P123～126 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【北区全域】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	1,082	1,118	1,173	1,191	1,207
2年生 量の見込み	893	924	967	984	997
3年生 量の見込み	724	752	788	801	811
1～3年生 量の見込み 合 計	2,699	2,794	2,928	2,976	3,015
1～3年生確保方策	3,180 3,220	3,220 3,380	3,220 3,460	3,220 3,555	3,220 3,555
過 不 足 (確保方策一量の見込み)	481 521	426 586	292 532	244 579	205 540
【王子地区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	298	312	331	350	350
2年生 量の見込み	246	258	273	289	289
3年生 量の見込み	199	210	222	235	235
1～3年生 量の見込み 合 計	743	780	826	874	874
1～3年生確保方策	875 915	875 1,035	875 1,035	875 1,090	875 1,090
過 不 足 (確保方策一量の見込み)	132 172	95 255	49 209	1 216	1 216
【滝野川地区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生 量の見込み	274	288	308	313	324
2年生 量の見込み	226	238	254	259	268
3年生 量の見込み	183	193	207	210	218
1～3年生 量の見込み 合 計	683	719	769	782	810
1～3年生確保方策	790	830	830 910	830 950	830 950
過 不 足 (確保方策一量の見込み)	107	111	61 141	48 168	20 140

※赤羽地区の修正はありません。また、4～6年生も変更がないため表を省略しています。
⇒現時点での整備計画を反映し、確保方策を修正しました。

2 第4章 次世代育成支援行動計画「◆主な取り組み」令和6年度目標の表記について

「◆主な取り組み」が個別の事業で、目標が数値化できるものは数値を記載します。数値化できないものについては以下の表記を記載する予定です。

また、「◆主な取り組み」が複数の事業などからなる方向性を記載したものについても、同様に以下の表記を記載する予定です。

「推進」：取り組みや事業を継続的に進めていく

「拡充」：前年度比較で、対象者を広げる、補助額を増額する、新サービスを追加するなど、内容の充実を図る

「設計」：設計を行う

「開始」：ソフト事業に着手する

「整備」：建築物、工作物の建設・設置工事を行う

「完成」：建築物、工作物の建設・設置工事が完了

「設置」：機会、機器、窓口などを備え付ける

北区基本計画2020と整合性を図るため、上記の表記から変更・追加などする場合があります。